

平成30年

第9回飯舘村議会定例会会議録

自 平成30年12月11日  
至 平成30年12月18日

飯 舘 村 議 会



平成30年第9回飯館村議会定例会会期日程

(会期8日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	12. 11	火	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	12. 12	水	休 会		議案調査
第3日	12. 13	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第4日	12. 14	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5） 3. 請願審査報告
第5日	12. 15	土	休 会		
第6日	12. 16	日	休 会		
第7日	12. 17	月	休 会		議案調査
第8日	12. 18	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会



平成30年12月11日

平成30年第9回飯館村議会定例会会議録（第1号）



平成30年第9回飯館村議会定例会会議録(第1号)						
招集年月日	平成30年12月11日(火曜日)					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成30年12月11日 午前10時00分				
	閉議	平成30年12月11日 午前11時28分				
応(不応)び 招(議)員並 出(席)員欠 び(に)席議 員  出(席)9名 欠(席)0名 ○(出)席 △(欠)席 ×(不)応 △(招)集 ○(公)欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	9番 相良 弘		1番 佐藤健太		2番 長正利一	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 草野健太郎	
地方自治法の 第121条によ り規定した 説明のため 出席した者 の氏名  ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	村山宏行	○
	教育長	中井田榮	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会局長	石井秀徳	○
	農業委員会会長	菅野啓一	○	選挙管理委員会書記長	高橋正文	○
選挙管理委員会委員長	伊東利					
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年12月11日（火）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明



## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第9回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから、本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本定例会に村長より送付ありました議案は予算案件4件、条例案件3件、その他案件3件の計10件であります。

次に、本定例会までに受理いたしました請願はお手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託されました。

次に、監査委員から平成30年度定期監査結果に関する報告書がお手元に配付のとおり提出されております。

次に、12月7日、議会運営委員会が今期定例会の会期及び議事日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、今期定例会の一般質問の通告は5名の議員からありました。質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって9番 相良 弘君、1番 佐藤健太君、2番 長正利一君を指名します。

### ◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月18日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの8日間に決定いたしました。

### ◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第101号から議案第110号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長、菅野典雄君。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、平成30年第9回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、9月定例議会以降の村の主な動きを申し上げます。

まず、「道の駅までい館」の経営状況であります。村の復興拠点として昨年8月12日にオープンいたしました「いいたて村の道の駅までい館」がオープン後1年3カ月が経過いたしました。この間、多くの来訪者に愛され、親しまれてきたところではありますが、経営的にはさまざまな要因が重なり、赤字経営を余儀なくされているところであります。

この状況を改革、改善するため、官民合同チームをお願いをいたしまして、現在、コンサルタントに現状の分析・評価と今後に向けた課題の洗い出しを行っていただいているところでございます。その結果、現時点、11月末でございますが、ここにおいて、ことしの経営見通しは、平成31年3月末時点の決算時に約3,900万円ほどの資金不足が見込まれ、その対策が当面する重要課題になっているところであります。

過般、開催されました「までいガーデンビレッジいいたて」の臨時株主総会において、この資金不足を補填するための対策を検討したところでございます。その結果、金融機関からの一時借入れなども考えられますが、経営状況が余りよくない状況であること。そして、今後の具体的な経営の見通しが立たない段階で多額の借入れが見込めない。また、政府関係機関の金融機関についても借入れ手続などから決裁がおりまでは結構時間がかかるということで、総合的に勘案いたしますと、当面、この資金不足を乗り切るためには株式の増資以外にはないのではないかと結論に至ったところでございます。

つきましては、現在、村が出資している500万円に3,500万円を増資するための補正予算を本定例議会に計上させていただいておりますので、何とぞご理解の上、ご承認いただきたくお願いするものでございます。

また、村以外の株主であります「赤塚植物園」「いいたてまでい企業組合」についても、臨時株主総会の席上、追加増資について会社に持ち帰り、前向きに検討したいとのことでございますので、増資額が決定次第、また報告させていただきます。

なお、今回の経営悪化の主な要因としては、オープン時の品ぞろえのための初期投資が多額になったこと。仕入れ商品コストが割高になったこと。花卉仕入れによる多量の在庫を抱えたこと。商品選定のノウハウが不足していたこと。従業員の接客対応が不十分であったこと。駅長の能力を十分生かし切れなかったことなどなど、コンサルタントのほうからいろいろ指摘されているところであります。

いずれにいたしましても、これらの要因は改善できるものがほとんどでございますので、経営の改善・改革に向け、役職員一同、懸命に取り組んでまいりたいと思っております。

また、10月以降、駅長が不在でありましたので、過般の臨時株主総会で、栗原六太郎氏を専務取締役、までい館の駅長を兼務ということで、12月1日から「道の駅までい館」の

責任者として働いていただいているところであります。同氏は、銀行の支店長を長く経験された方ですので、経営の改革、改善に向けて大いに手腕を発揮していただけるものと大いに期待をしているところでございます。

次に、自治組織連絡協議会の解散時期であります。各自治会及び自治組織連絡協議会の組織については、全村避難後、避難先で村民相互が交流と親睦、さらには村民と村とのつながり、情報共有などのために設置されたものでございます。ピーク時には18自治会があったわけでありましたが、避難が長期化する中で、村外に住宅を建設し移住する方、また、避難指示解除後に村に戻られる方など、さまざまな動きによって毎年自治会の解散が多くなり、ことし11月現在、7自治会までに減っております。さらに、来年3月までには3自治会の解散が決定しておりまして、残りは4自治会のみということでございまして、今後、自治組織連絡協議会の継続は難しい現状となっているところであります。

このような現状を踏まえて、去る11月20日ではありますが、自治組織連絡協議会を開かせていただいて、村としては仮設借上住宅の無償期間の切れる来年3月31日をもってこの連絡協議会を解散したい旨の方針を皆様に伝えたとおりでありまして、会員の方からはある意味での了承というところをいただいたところでございます。

なお、来年4月以降も継続を希望されている自治会については、年間行事などへの人的な支援の要請がありましたので、村としては可能な限り支援をしてみたいというふうに考えております。

次に、任期付き職員の不祥事についてであります。今回の復興対策課農政第一係に勤務しておりました任期付き職員の不祥事については、村内3農家に対し根拠のない農機具導入の話を言葉巧みに持ちかけ、総額199万円を詐取したものでございます。

この不祥事は、村民はもとより全国から復興に向け村を支援していただいていた多くの皆さんに村の信用失墜のみならず、多大なるご迷惑、ご心配をかけましたこと、村の責任者として誠に申しわけなく、心から深くお詫びを申し上げるところでございます。

去る12月3日の庁議及び12月4日に開催いたしました職員全体会において、職員一人一人が公務員としての自覚と責任をしっかりとって、二度とこのような不祥事を起こすことのないよう喚起を促したところでございます。

なお、今回の不祥事に対する懲戒処分として、当事者である任期付き職員については11月19日付で懲戒免職処分、担当上司の係長並びに課長については監督責任として減給処分を行ったところであります。また、今回の不祥事を重く受けとめ、私と副村長の給与の一部カットする議案を今定例議会最終日に提出させていただきますので、何とぞご理解をお願いするものであります。

次に、各課の報告を申し上げさせていただきます。

まず、総務課であります。

9月28日、平成30年度飯館村表彰式典を交流センターで行いました。今年、栄えある表彰を受けたのは、議会議員及び行政区長活動に功績があった上飯樋の飯樋善二郎氏、草野の松下義喜氏のお二人に功労表彰、村教育委員として功績があった二枚橋の佐藤眞弘氏と農業委員会活動に功績のあった深谷の末永瑞夫氏に同じく功労表彰、それから、スポーツ

推進員として活躍された宮内の中川ひろみさんに善行表彰をお贈りさせていただいたところでもあります。今後も村政振興のためにさらなるご活躍をお願いしたいところでもあります。

次に、10月8日に村の消防団秋季検閲式を行いまして、約100名の団員が点検に臨んでいただきました。村内在住の消防団員が非常に減少などさまざまな問題がありますが、その解決策について今後しっかり進めてまいりたいと思っております。

次に、10月28日投票で福島県知事選挙が行われました。飯舘村の投票率は45.5%で前回は0.03ポイント下回りましたが、今後も投票率向上に取り組んでまいりたいと思っております。

また、11月5日に平成30年度第3回行政区長会議を開いております。9月議会の定例会及び臨時会の議案の報告や各課の各種施策について説明し、ご意見、要望をお聞きしたところでございます。

次に、住民課関係です。

初めに、2年目の引っ越し費用としてスタートした「おかえりなさい補助金」であります。これは10月31日現在、344件の申請となっております、総額で6,880万円を村民に交付をしているところでございます。

また、復興へ向けた浄化槽設置整備事業であります、10月末現在、42件の申請があつて、そのうち、新築家屋のものは37件となっております。

次に、税関係であります。

税の課税状況であります、これも10月末現在ですが、村民税を払っていただいている方が222名、固定資産税が69件、軽自動車税が3,182台、国民健康保険税が39件となっております。また、固定資産税にかかわる新築家屋や増築家屋については、平成30年度も家屋評価を実施をいたしまして、10月末現在100件の家屋調査を実施しているところでございます。

松川事務所であります。

松川の第一仮設にあります松川事務所の件であります。まず、村民の帰還状況ですが、12月1日現在、村の帰還者は405世帯で834人、震災後の転入者は82人です。これに未避難者といいたてホームの入所者を合わせて、村内の居住者は487世帯で958人です。

次に、避難を継続している方の状況ですが、県外避難者は277人と少なくなりました。県内避難者は、福島市に2,922人、南相馬市に383人、川俣町に377人、伊達市に349人、相馬市に214人など、合わせて4,754人です。

健康福祉課関係であります。

戻られた村民に対し村内でお茶会の充実を図りたいということで、サポートセンターを開いたわけですが、現在、利用登録者は113人となっております、いろいろなメニューの企画もあつて、参加者も多く、1日平均15.3人で連日盛況に運営しているところでございます。

次に、いいたてクリニックですが、利用者も徐々にふえて、1日当たりの利用者

は8.6人程度となっております。11月になりましてインフルエンザの予防接種ということもありまして、15人から26人で患者が推移しているところであります。診療日時などについては、引き続き利用者の状況を見ながら秀公会と協議をし、随時対応してまいりたいと思っております。

次に、9月9日に平成30年度の敬老会を新しくなった飯館中学校体育館で開催をいたしました。招待者の約3割348人のご出席をいただきまして、久方ぶりの再開とまでの里のこども園児のダンス初め、歌手の千昌夫さんのコンサートなど、笑いと喜びにあふれる敬老会の催しとなったところでございます。

今年も準備から片づけまで、婦人会の皆さん方、民生児童委員の方々、東京電力ホールディングス株式会社の方々など多くの方々にご協力をいただいたということ、改めて心から御礼を申し上げます。

次に、災害当時に住んでいた住居を全て解体された方への被災者生活再建支援金、これが現在480件の申請となっており、439件が給付を受けているところでございます。

さらに5月から開始しております、村に戻り村外のデイサービスなどを利用される方に対して施設までの送迎を行う村外在宅サービス等送迎事業、これには現在、月平均77人ほどが利用をいただいているところでございます。

次に、7月からNPOもりの駅「まごころ」運営協議会に委託しております安否確認見守り健康支援事業、これについても帰村した村民の家庭訪問を行うということで、とても好評をいただいております。

また、郵便局が行っている見守り訪問サービス、これは村と郵便局と委託契約を結んで、現在4名であります、そんな中で進んでいるところでございます。

村内での循環バスの運行についても、9月から、月曜日から金曜日までの毎日行っております。利用者数はまだ少ないものの、村内での足の確保のためには引き続き運行してまいりたいと思っております。

復興対策課関係であります。

農政ですが、水田は、23ヘクタールで稲刈りが実施されまして、うるち米の里山のつぶ、天のつぶ、ひとめぼれ、あきたこまち、コシヒカリやもち米のこがねもち、ヒメノモチ、飼料米のふくひびきのほか、酒米、ホールクroppサイレージなどが収穫されたところでございます。これについては、11月中旬までに全量全袋検査などの県が定めるモニタリング検査を終了しております、その全てについて放射性物質濃度が検出限界数値未満であるため、主食用米のほとんど及び飼料米の全量がJAに出荷されているところでございます。

また、村内で生産された野菜などのものでありますが、11月中旬までに県の緊急時モニタリング検査を受検したものは、生産農家では16件で延べ115検体、53品目に上っておりまして、そのほか、村の非破壊式等の測定器で自主検査をした約1,900検体のうち、約650検体の野菜類は食品放射基準である1キログラム当たり100ベクレルを大きく下回っております、自家消費分を除く野菜類の一部が「道の駅までい館」などで販売されるようになりました。

次に、村内で飼育を再開した和牛繁殖農家は、昨年度末から4軒ふえまして、11月中旬までに7軒となったところであります。うち、1農家については肥育を含めた一貫経営を初めておまして、また、年度末までにはさらに2軒の畜産農家が村内で経営を再開する見込みでございます。

次に、農地を守る取り組みであります。今年度は、村内19地区の農業復興組合に加え、飯館村振興公社が営農再開支援事業で除染後の農用地の保全管理活動などを行うということになりました。なお、保全活動に必要な機械は、中山間地域等直接支払推進協議会による50%補助事業の集落支援事業を活用して、1集落で農業用倉庫を導入し、4集落でハンマーナイフモアなどのアタッチメント7台を導入しましたし、また、活動によって磨耗したロータリーの刃の交換や刈り払い機の一括導入なども進められているところでございます。

次に、生きがい農業の取り組みであります。陽はまた昇る基金事業で、昨年度は160件の申請がありましたが、今年度は10月末までに約130件の申請があり、合計で約290件の方が管理機やパイプハウスなどの導入により村内で家庭菜園などに取り組んでいるところであります。

次に、なりわい農業であります。いわゆる通称4分の3の補助事業を使いまして、昨年度までに48件の採択がありました。今年度は11月中旬までに19件が事業採択を受けておまして、このほか、現在7件については事業申請を進めているところでございます。

被災地域農業復興総合支援事業、これはいわゆる村が事業主体になっての補助率100%ということですが、深谷地区の花弁栽培施設、これは道の駅であります。上飯樋地区の園芸栽培施設、松塚地区の牛舎等の整備、それから、農協のライスセンター及びラック式倉庫の設計などをいろいろ進めているところであります。

次に、森林関係では、本年度は、健康づくりをかねた森林の景観形成活動を「ヤマヒト事業」と名づけて、9月から、あいの沢周辺において掃除をしたり、枝打ちをしたり、木質チップを散布してもらったりなどなど、週2回の頻度で実施をしているところであります。

また、除染から発生したイグネ材の処理であります「伐採支障木処理業務」であります。10月に飯館村森林組合に委託契約をし、順次、宅地周りのイグネ材の運び出し作業を進めているところでございます。

次に、鳥獣被害対策であります。現在、飯館村鳥獣害対策実施隊18人により4月から11月までにイノシシが290頭、猿10頭の駆除を実施し、並行して、村内で作付を再開する農家の方166軒に対して電気牧柵や猿対策用のフェンスの設置を実施したところでございます。

次に、長泥地区の復興拠点内の除染であります。居住促進エリア内で一部除染作業を行いました。本格的には除染の同意取得を進めながら家屋解体とあわせて順次進めて作業に入る予定でありまして、あわせて除去土壌の利用に向けた安全性を確認するための試験栽培なども予定をしているところでございます。

商工労政関係です。

東京電力の賠償による井戸掘削事業であります。これは4月以降、20件の補助申請がありまして、現在まで9件が完了しております。

次に、あいの沢敷地内にあります展望あずまや改修工事についても、あずまやの屋根、外壁塗装や虫型ベンチの修繕を行い、村内外の方々が利用できるよう、現在、工事を進めているところであります。

また、村外で営業しておりました仮設事業所については、今年度は松川工業団地内の直売所「なごみ」などの仮設施設、それから、飯野町の小平仮設施設、相馬市中村仮設施設の3カ所について、解体工事を進めているところであります。

宿泊体験館「きこり」の利用状況であります。ことし4月から10月末現在までの利用者数であります。5,567人来ていただきまして、宿泊のほうは1,959人となっております。

「いいたて村の道の駅までい館」であります。これはことしの4月から10月末現在までのレジの客数でありますけれども、までい館が7万3,633人、セブンイレブンが16万57人となっているところでございます。

次に、建設課関係であります。

いわゆる昇口舗装ですが、全体で586件のうち、残り12件についても今月末で完了見込みでありますので、今年度で事業完了ということになります。

次に、長泥、蕨平、比曾、前田・八和木、4行政区の飲料水安全確保対策交付金事業につきましては、81件のうち、帰還困難区域の長泥地区11件を除き、今年度完了する見込みになっています。

次に、環境省で実施しております被災家屋解体工事であります。1,359件の申請がありまして、進みぐあいは86%となっております。事業完了は来年度の見込みになっています。

それから、村道の機能回復工事については、本年度は幹線道路8路線の路面改良舗装を進めているところであります。舗装工事については、本村の気候を鑑みまして今月末までに完了する予定になっております。

次に、村営住宅関係ですが、深谷拠点の村営住宅及び集会所は、去る11月15日に竣工式を議員の皆さん方に出席していただき行ったところでありまして、12月1日より使用開始ということで、入居者による管理組合も設立されております。桶地内住宅建設、それから白石第二村営住宅の修繕工事などについては、来年4月からの入居開始に向け、現在、工事を進めているところであります。入居の募集は来年1月7日から2月8日の約1カ月間、役場建設課窓口で受け付けをいたします。

村内の住宅の入居状況ですが、入居可能戸数は83戸に対し77戸が入居中または申し込み手続中で、現在6戸の住宅があいている状況になっております。なお、6戸については随時受け付けを行っているところであります。

次に、農業基盤整備促進事業については、測量調査、草刈り及び土砂上げ、暗渠排水などの工事を事業採択となった行政区から進めているところであります。また、ため池放射線対策については、本年度15カ所の調査設計を進めているところであります。

林道関係については、6路線の測量設計を進め、本年度は岩部線の舗装工事を実施して

いるところであります。来年度以降は残り5路線の林道舗装を計画していきたい、このように思っています。

次に、教育課関係であります。

11月10日にこども園・小学校・中学校合同のいいたてっこ発表会「赤蜻祭」が開催されました。いずれも少人数教育の特色を生かし、それぞれの年齢の発達段階がわかるすばらしい内容であります。当日は、議会を初め多くの保護者や関係者、地域のお年寄りや浜通り地区の郵便局局長会の皆さんにもごらんいただきました。子供たちへの支援に対し、重ねて御礼を申し上げます。

次に、小学校の統合について報告をいたします。将来的な見通しも考え、平成32年4月からは3小学校を1校に統合して運営したいと考えております。ついては、3小学校の統合のあり方と中学校との一貫教育の推進を踏まえて、「学校等のあり方検討委員会」を設置をしたところであります。10月23日に国・県の職員あるいは有識者を交えて第1回目の会議を開催し、村の義務教育のあり方について検討をスタートしたところでございます。今後、視察研修や検討を重ね、村の特性を生かした学校のあり方について、来年9月ごろをめどに各種方針を決定してまいりたいと考えております。

次に、教育委員の表彰について報告いたします。去る10月12日に文部科学省講堂において、当村教育委員会の佐藤眞弘教育委員が地方教育行政功労表彰を受賞しました。佐藤委員におかれましては、平成16年から13年間にわたり村教育委員として村の教育振興に寄与され、うち、平成23年度から平成28年度までは村の教育委員長として勤められた方でございます。

次に、生涯学習関係であります。

8月12日にグランドオープンしたいいたてスポーツ公園の利用状況であります。土・日・夜間を中心に利用者数は約5,300人、使用料は52万円ほどの収入がありました。特に休日のサッカー場の利用者が多くなっているところであります。

9月17日と23日に市町村対抗軟式野球大会、10月13日には市町村対抗ソフトボール大会が開かれて村代表チームが参加しております。野球大会では3年連続で初戦突破を果たしました。

次に、10月27日・28日には第35回飯館村文化祭を開催をしたところであります。ことしの文化祭は、新しくなった学校の内覧もできるよう、村内小中学校を会場に開催しました。当日は、7,000点を超える作品展示とこども園児、小学校、中学校を含む村内以外からの各種団体による舞台発表などがあり、700名を超える村民が来場したところでございます。沖縄までの旅、未来への翼北欧研修の報告なども行われ、研修の成果を発表したところであります。新しい学校を見学した多くの方から「とてもすばらしい学校」との声が上がっているところであります。

次に、11月18日に第30回ふくしま駅伝大会が開催されまして、飯館村チームも全区間完走することができたわけでありまして、今年の駅伝チームは中学生がとても練習熱心で、駅伝の取り組みを通して中学生、高校生は人間的に大きく成長した姿を見せてくれたところであります。ふるさと飯館村のたすきをつないでくれた選手の皆さんの姿は、多くの村民



に希望と元気を与えてくれたものと思っております。

それでは、提出しました議案につきまして、その概要を説明いたします。

まず、議案第101号は平成30年度飯館村一般会計補正予算（第7号）であります。

既定予算の総額から259万5,000円を減額いたしまして、総予算を160億5,145万7,000円といたしました。

歳出の主な内容でありますけれども、総務の総務費に626万8,000円の増、徴税費に648万5,000円の増、民生費の児童福祉費に220万4,000円の増、衛生費の水道費に207万6,000円の増、そして、農林水産業費の農業費からは8,561万5,000円の減であります。商工費に3,518万4,000円の増、道路の橋梁費に3,275万9,000円の増、そして、消防費から653万7,000円の減であります。それから、教育費の中学校費には474万4,000円の増、社会教育費から380万1,000円の減、保健体育費から2,680万円の減でございます。災害復旧費の公共土木施設災害復旧費に1,800万円を計上いたしましたところでございまして、これらを賄う財源として地方特例交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金などを充てているところであります。

議案第102号は平成30年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。これまでの予算に207万6,000円を増額いたしまして、総額を1億4,321万3,000円としたところでございます。

議案第103号は平成30年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。これまでの予算に35万3,000円を増額いたしまして、総額3億7,283万3,000円としたところでございます。

議案第104号は平成30年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。これまでの予算に9,608万9,000円を増額いたしまして、総額を12億3,624万2,000円としました。

議案第105号は飯館村水道条例の一部を改正する条例であります。この改正は、平成16年度より徴収を見合わせていましたメーター使用料について徴収を再開するに当たり、所要の改正をするものであります。

議案第106号は飯館村農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、飯館村農業集落排水事業運営審議会からの答申を受けまして、使用料の積算方法を従来の定額制から使用水量による従量制に改めるものでございます。

議案第107号は企業立地促進区域及び避難解除区域等における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。この改正は、避難解除区域等の課税免除期間を平成33年3月31日まで延長するものでございます。

議案第108号は臼石第二住宅改修工事請負契約の変更についてでございます。この件は、9月14日付で関場建設株式会社と工事請負契約を結んで工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、除根防水シート敷砂利工事等が必要になりましたので、当初の工事請負額を475万9,560円増額する請負契約の変更について議決を求めるものでございます。なお、変更後の契約金額は9,493万9,560円でございます。

議案第109号は営農再開支援水利施設等保全事業（飯館西部その1）農業用排水施設等補修工事（取水堰補修）町堰地区請負契約の変更についてでございます。これも30年9月14日付で日本日動機工株式会社東北支店と工事請負契約を結んで、工事を進めてまいりま

したが、現場精査の結果、取水ますの簡易ゲートの交換などの工事が必要となりましたので、当初の工事請負額を711万1,800円増額する請負契約の変更について議決を求めるものでございます。なお、変更後の契約金額は6,381万1,800円でございます。

以上、提出しました議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜わりますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時49分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。（「発言を求めます」の声あり）

（午前11時26分）

◎動議

6番（渡邊 計君） 平成30年度の一般会計補正予算の商工費の中のまでい館運営会社出資金の3,500万円に対して修正を求めます。

議長（菅野新一君） 渡邊君、修正とは金額の修正ですか。議案修正については所定の手続きをお願いします。

◎散会の宣告

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦勞さまでした。

（午前11時28分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月11日

飯 館 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 相 良 弘

同 会議録署名議員 佐 藤 健 太

同 会議録署名議員 長 正 利 一



平成30年12月13日

平成30年第9回飯舘村議会定例会会議録（第2号）



平成30年第9回飯館村議会定例会会議録(第2号)						
招集年月日	平成30年12月13日(木曜日)					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日時及び宣告	開議	平成30年12月13日 午前10時00分				
	閉議	平成30年12月13日 午後 3時38分				
応(不応)び 招議及並 出席員席議 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応 △○招欠 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	3番 佐藤一郎		4番 高橋孝雄		5番 高橋和幸	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 高野琢子	
地方自治法の 第121条によ り説明のため した者の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	村山宏行	○
	教育長	中井田榮	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 局長	石井秀徳	○
	農業委員会 会長	菅野啓一		選挙管理委員 会長	高橋正文	○
選挙管理委員 会長	伊東利					
事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年12月13日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

( )

( )



## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野正行君） 報告いたします。

12月11日、総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会がそれぞれ開催され、請願の審査、所管事務調査のまとめ、閉会中の活動等について協議をしております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君、5番 高橋和幸君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に、順次発言を許します。7番 佐藤八郎君。

7番（佐藤八郎君） おはようございます。12月定例会において一般質問をするものであります。

国は多くの議案を提出しながら、その3割強を超えるのが強行採決という流れで国政が動き、県政も新しい知事のもとに国の請負的な県政という流れでございます。村においても、昨年度、農林省の実証試験の中で飯舘村内でものを燃やすということはまだ無理であるという見解があったのにもかかわらず、野焼きをしようなどというお願いを、村長が国にしたのかどうか、わかりませんが、実施しようとしていること。どうも、村で言えば村民でありますけれども、社会全体が民意無視の中、上に立った者が自分のやりたい放題のやり方をしているように思えてなりません。

私ども飯舘村は、福島原発事故により、私たちが何をしたわけではございませんけれども、このような7年、もう少しで8年になろうとしている避難生活やコミュニティーのない暮らしをしております。村内を私が訪問していろいろな方々とお話しする中での声や要望、そういうことを基本にしながら一般質問をするものであります。

最初に、村民の健康問題であります。

何といたっても健康が一番であります。そういう意味では、飯舘村は原子力発電所より30キロ、50キロの地点にありながらも放射性物質、いわゆる毒物が多量に降散された地域であり、国も直ちに避難ということを行わないで、1カ月余りの経過を経てから避難計画、避難指示を発令したというのが実態であります。その中にあっては、一番放射線濃度が強

い、一番体に被ばくをする要因が多かった時期に飯舘村に在住させられたというのが実態であります。双葉地方やその他の地域は、首長の判断で情報をもとに直ちに避難したわけでありまして、飯舘村は、避難はしないで済まそう的な村長の発言によりなかなか至らなかったと、避難には、それでも、国からの指示で避難になったというのが紛れもない真実、事実であります。

帰還村民の生活状況をずっと見ますと、なかなか隣近所のコミュニティーもなければ何をするでもない、うちにいるだけみたいなどころがあつて、もちろん今の飯舘の中で、草むしり一つとってもなかなか容易ではない状況でありますから、山菜とりやキノコとりもできない状況であります。そういう中にあつては、するものが何もない、飯舘村に戻つてうちにいるだけだというのが主たる生活になっているわけでありまして。そういう意味では、村としての健康向上政策と、そして、薬がなくなった、薬はあるけれども、こんな生活が嫌だといった、そういう意識やそういう孤独感をなくすためにも見守り対策はきちんとしなければなりません。

その上に立って、見守り対策と健康向上の施策をどのように実施されて、実態を示し、そして、今後の対応に生かしているのか伺うものであります。

2点目は、これ以上「被ばくさせない・しない」対策についてであります。特に弱者である高齢者、子供たちなど、生活してのストレスも踏まえて、対策を求めるものであります。具体的に示していただきたい。

先ほど言いました村内でものを燃やして灰にして、その灰が空気中に飛び散るなんていうことはさらなる被ばくをさせる何者でもないというふうに私は思うし、多くの村民もこれ以上被ばくはごめんだというのが通常の声であります。そういう意味では、具体的に示していただきたい。

3点目は、村全面積の約15%の除染をした。そして、ホットスポットもあり、無除染、いわゆる除染を全く手もつけないでいるのが、村全面積の約85%への放射性物質の置き去りというものが、今の8年を迎えようとする飯舘村の実態なのであります。「放射性物質除去と隔離をしないと放射能被ばくが続きます」というふうに原発推進の学者も言っております。そういう意味では、わずか15%のみの除染というのは、戻った方々に対してはさらなる被ばくが続いていますよということでありまして。

存在する放射性物質と健康への影響を具体的に村民に示すべきではないでしょうか。そして、今、原子力発電所事故によって飯舘村に空から落とされた放射能物質は、文科省で31種類とかと言っていますけれども、そのうちの何種類がまだ半減期を迎えないで、除染しない約85%へ置き去りになったままなのかもちんとして示すべきであるし、それぞれの放射性物質が体に及ぼす影響は何なのかもちんとして示すべきであります。そのような検証をきちんと行政がして、村民が健康で安心・安全な生活のもとになるように具体的に示していただきたい。

さらに、4点目ですけれども、18歳以下の甲状腺などの検査がずっとありますけれども、18歳以上の方の甲状腺での病院通院が続いている方がかなりおります。そういう意味では、そのとき18歳の人でも25歳という年齢であります。チェルノブイリの事故では、30年、40年、

孫までも障害が出ているようなデータが出されております。そういう意味では、長期にわたる健康管理が求められるわけであります。他の病気との関係も含め、村民の健康実態を事故前と事故後ときちんと検証されて、そして、村に戻って住む方の生活のあり方やこれ以上病気発症とならないようなマニュアル的なものをきちんとつくるべきではないでしょうか。

5点目は、健康と食品は、原発事故前から重要な関係にあります。村内での食事状況や野山、畑などの生産や採集、生産の安心・安全な検査実態と一連の流れをきちんと村民に知らせるべきだと思います。村民は、役場に持っていったら、役場から道の駅に回され、道の駅から今度は一番館のほうへとか、何か、放射線量、食べ物の、はかるのにもあちらこちらと回されているのが実態だというふうに聞いております。

そうではなくて、安心・安全に食べたいというものを、どのようにしたらきちんと検査され活用できるのか、具体的にわかりやすく、特に村内に戻っている方は高齢者が多いのですから、文字も見やすいようにするとか、工夫をされて、わかるような検査の仕組みや、こういう流れだというふうにきちんと示すべきであります。

次に、放射性物質撤去についてでありますけれども、これからの村に存在する放射性物質関係の汚染物、イグネの木や解体物などの行方はどのように村民は捉えればよいのか。多くの村民を訪問する中で、「あれはどういうふうになるんだい」「あの今積まれている何十万袋という汚染物はどうなるんだい」というふうに不安を持って聞く方が多い。そういうことに関しても、イグネも含め、解体物も含め、飯館村のごみの流れというものを、実態と計画をきちんと示すべきであります。

2点目に、村民がこのような人生にされた原因は、東電、国も明確にしません、村全体に放射性物質が降散されたからであります。緊急事態として、日本の法律を守ることなく自然環境下にあるが、村長は、5ミリシーベルトが除染の基準として、今なおその考えかどうか、わかりませんが、村民の生活、環境の安心、安全は、原発事故が起きる前の日本の1ミリシーベルト未満を厳守することにあります。この事故で空から落とされた放射性毒物は、従来ある放射性物質とは異なるものであり、ほとんどが毒物的なものであります。そういう意味では、最大限、国内法にある1ミリシーベルト未満を守るために行政執行をするというのが当然のことだと思います。村民の健康を悪くし、早死にしたり、病気発症、重症化に結びつくようなことをするのではなく、原発事故前の自然環境にできるだけ近づける努力をするべきであります。

3点目に、村内における労働者被ばくについて、調査によると空気に含まれる放射線量値が、新潟県と飯館村草野地区では5倍の差の数値があるようなデータもあります。

農林省での草・木を燃やしての灰に含まれる濃度の高さなど、実態がある中での労働者の環境実態と原発事故前と事故後の基準値変更を示していただきたい。

皆さんもご存じのように、1ミリシーベルトが20ミリシーベルト未満でいいんだという、100ベクレルが8,000ベクレルで、放射能汚染土も工事や作物の下地の土に使えるんだという、事故を起こした側が、加害者側が都合のいいような基準改悪がされた中で、なぜ私たちは暮らさなければならないのか。

きょう、ここに来るまでも、役場の入り口で0.43、ちょっと来たときに0.46というモニタリングポストの数値です。0.46とか0.43というのは福島市内や二本松にはなかなか見つけることはできません。そういう意味では、飯舘は年間2ミリ、3ミリシーベルトの中で生活するのが当たり前だというような、したがって、労働者もマスクや防護関係を整えることなく仕事をするというのが現実であります。そういう意味では、きちんとした林業労働者の労働管理実態の基準は前のものがまだ改悪はされないようですけども、そういう意味では、この点についてもぜひ明らかにしていただきたい。

先ほどから、るる申し上げましたけれども、3項目めに村民の不安について。お知らせ版や広報できちんと知らせてある、きちんと読んでいただければわかるはずだと、役場のほうでは思っているかもしれませんが、私が歩く中で最も多い最近の6点について伺うものであります。

1つ目は、この7年間で、一人一人の村民の復興というよりは、村の中に施設をどんどんつくって、さも飯舘村が復興してもどのようなようになったかのような、そういう政策が進められていますけれども、この点について、このつくられたものの維持経費なり運営費はどのようなになっていくのかというのが1つ目の村民の不安であります。

2つ目は、道の駅の経営収支の実態がどうもわからない。「あそこはどうなるんだろう」。すごく慎重に見られて計算し、心配している方は、「何年、あそこの運営はもつんだろう」というところまで心配している方がおられます。そういう意味では、自治体の情報は村民のものでありますから、皆さんが知っていることは村民にきちんと知らせるべきなんです。そういう意味では、道の駅の経営収支の実態や見通しをきちんと示す。当然のことではないでしょうか。

3番目は、インフラ整備ができたとして避難解除をしたが、「これでインフラ整備できたというのか」と言う方がいっぱいおります。コンビニと移動販売車、数時間の診療、車をお持ちの方は修理屋やガソリンスタンドとか、それぞれの生活の中で必要なものはそれなりに何店舗かそろっていますけれども、本来の全国各市町村のインフラ整備ができたというのはこういうことではないでしょう。解除されて間もなく1年となるにも何も見通しがないんじゃないか。どうするんだ。建物ばかり建てたり、オリンピックで外国の選手を飯舘村でどうのこうのという、テレビに村長が出て発言していらっしゃるけれども、そういうことを自分がパフォーマンス的に発言することが、戻った村民にさらなる不安を与えていくんですよ。そういう意味では、この部分もきちんとしていただきたい。

4番目は、子供たちは、今、全子供の14%ぐらい、村内の幼稚園・小学校・中学校に、「全ての経費が無料なので」、「村の学校を何とかしなくては」という思いから通園・通学されていますけれども、この子供たちへの、わずか14%の子供たちへの無料化はいつまで続くんだろう。1年生に入った人が中学3年まで続くんだろうかといういろいろな心配をされております。そういう意味でも伺うものであります。

5番目は、村長が解除前にあらゆる場で「生活支援」という言葉を使って、今までの賠償は必ず期限が来て終わりになる。そういう意味では、これから生活支援のほうもきちんとしなければならぬ。こう説明してきましたけれども、具体的に賠償や助成については

どうなるのか。何か、精神的慰謝料や生業補償や、全て打ち切り、打ち切りで終わったことで、生活支援というのは、やる気のある農家ややる気のある商業者が国の助成金を率がよくいただけるから生活支援になっているんだというふうにはならないんですね。そういう意味では、一人一人の村民にとっての生活支援というのは、村長がずっと何十回も何百回も言ったようですけれども、きちんと示すべきじゃないんですか、1年がたつんですから。さらに、これから移住者も含めて、村の人口をふやそうという政策なんですから。

6点目は、移住者、移住者ということで、復興住宅も何%かは移住者のためとか、移住者の所管課ではないんでしょうけれども、役場で強制的に機関をつくって、移住者云々で、「移住者と役場のためのむらづくりなのか、飯館は」というご心配もされている方があります。戻った方々に手厚い支援、戻った方々の声や願いに応える、そういうことが不足しているから、どの家庭に行っても同じことを私は聞かれて、答えて歩いています。同じことを答えるというのであれば、この際、きちんと答弁をいただいて、それを印刷して置けば、違う話も聞けるという時間がとれるわけですから、そういう意味では、皆さんが村が出している広報やお知らせ版が全て理解されてわかっているものだという勝手な思い込みはしないで、村にある情報は村民のものだという自治体の本来のあり方、自治体は村民のために公僕たる職業であるということ。決して、村長のパフォーマンスや施設づくりや他からの移住者をふやすための行政ではないんだということを強く申し上げ、発言を終わるものであります。

村長（菅野典雄君） 7番 佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

大変多岐にわたっておりますので、私も答えさせていただきますが、それぞれ担当からもお答えをさせていただくことでございます。

道の駅の経営収支の実態と今後の見通しという項目がございましたので、まず、これについてお答えをさせていただきたいと思えます。

今年の4月から10月までの「道の駅までい館」の収入額は、売上額と村からの指定管理料（前期分）を含めて、まず、収入のほうは1億6,060万円となっており、仕入れや人件費、施設維持費の経費などの支出は1億6,394万1,000円ということでありまして、この当期純利益はマイナスの334万1,000円ということになります。今年4月以降、道の駅までい館への誘客を図る目的でいろいろなイベントを村としてもさせていただいているところであります。4月には「いいたて鯉のぼりまつり」、8月にはオープン1周年を記念して「飯館村にぎわい夏祭り」などのイベントを実施してきたところであります。また、までい館でも自主イベントなどを実施して誘客を図ってきたわけですが、なかなか経営的には厳しい中で来ているということでもあります。

今後の見通しであります。村が、国の官民合同チームによります「までい館」の運営と経営管理のコンサルティング事業を要請をいたしまして、9月から、国から委託を受けた外部コンサルティング会社が、現在、「までい館」の運営及び経営などの状況を調査をしたり、分析をしたりしていただいているところであります。その外部コンサルティング会社による今後の見通しとしては、昨年同様、これから冬場の来客数の減少により売り上げも減少し、来年2月には資金収支がマイナスになるとの見通しを立てております。

現在、早急に経営の改善策を検討しており、できるものからしっかりと実施をしていかなければならないと、このように思っております。また、さきの議員全員協議会で協議をしております資本金の増資についても、本年度の経営危機を乗り切るためには必要だと、このように思っております。今議会の補正予算に計上させていただいておりますので、議員各位の特段のご理解をお願いするものであります。

いずれにいたしましても、しっかり経営を立て直していかないと大変だというご質問、まさにそのとおりでありますので、コンサルティングなどを受けてやっていきたいと、このように思っているところであります。

村長の言う「生活支援」とは、賠償と除染についてはどうなるのかと、このようなご質問がありました。

まず、賠償であります。原発事故による損害賠償は、原発事故がなかったらこうむることがなかった損害を可能な限り賠償させることであると考えております。これまで原子力損害賠償紛争審査会が定めた基準に基づいた賠償が行われるよう言っておりますし、そして、賠償が行われてきているわけでありまして。

また、村としては、これまで村民の立場に立って多くの賠償が得られるよう、国及び東電と精力的に交渉をしてきております。結果としては、精神的賠償の7年分をもらうということ、あるいは財物賠償の6分の6、その他、帰還困難区域以外の居住確保損害賠償、牧草地を畑の価格や飲料水確保賠償など、村民に有利な賠償制度をその都度、確立したところであります。

現在までも、村民からのご相談をいただいた案件については、村民の状況を東京電力の賠償相談窓口におつなぎをしたり、また、村民が納得できる賠償が受けられるよう支援をしておりますが、今後もこのような考え方は同じでありますし、同様な支援をしていきたい、このように思っています。

次に、助成支援であります。これまで村内において営農再開や事業所再開などに意欲のある村民に対し、福島県の4分の3事業や、被災地域農業復興総合支援事業などを取り組み、積極的に支援をしているところであります。この4分の3には村のほうも5%上乘せをさせていただいているところであります。

一方、国は、これらの支援事業の終期を平成32年度としているわけでありまして、村としては、平成33年度以降も、こういう特殊な災害でございますので、継続支援事業をやりたい。そのようなことも言っておりますし、その対応や見直しについて国と協議をしているところでもあります。引き続き、継続されるよう、他自治体と連携をして要請してまいりたい、このように思っております。

それから、村民の不安の中で移住者と役場のためだけの村づくりかと、こういう質問でございます。

発災以来、村ではこれまで経験したことのない未曾有の大災害に対して、復興の一つの指標として復興計画をつくって、さまざまな復興事業を進めてきたところであります。計画の策定に当たっては、村民代表、有識者などにご協力をいただいて、行政だけではなくて、できるだけ幅広い立場から意見を求め、計画に反映させるよう努めてきたところであ

ります。さらに、その計画策定には、数多くの行政区の皆さん方、あるいは方部懇談会などを開催し、村民の皆さんに計画に対する意見や要望もお聞きしながら、理解と協力を求め、村民の意向や考えが復興事業に生かされるよう進めてきたところではありますが、お話によりますと、そうでもないという話ではありますが、決して、そんなことは全くございませんので、余り違うような話をされるのはいかがなものかというふうに思っているところでもあります。

その中で、復興計画（第5版）においては、帰る人もおられる。帰れない人もおられる。あるいは帰らない人もおられる。そういう人たち、一緒になって新しい村づくりを進めるということで、ネットワーク型の新しい村づくりというコンセプト、考え方をいただきまして、それに沿って、それぞれの立場の村民と村を応援したい人が一緒になって新しい村づくりを進めていこうという方向で進めてきたところでもあります。

村では、外からの支援、協力も積極的に受け入れながら新しい村づくりを進めようとしておりますが、村の存続を考えた場合、現在6,000人近くの人口の中で、900人そこそこの帰村でございますので、やっぱり移住や交流人口増を喫緊の課題ということで、6月に移住定住交流推進対策室をつくったところでもあります。対策室では、移住者のための補助制度や空き家バンク制度などを整備をし、移住・定住・交流事業を進めてきているということでもあります。

11月までに住宅のリフォームや引っ越しのための補助制度に8件の申請がありましたし、空き家バンクには8件の空き家と9件の空き地の登録が村民からあったところでもあります。また、そのうち、1件の空き家が契約済みになっているところでもあります。

しかし、村民主体の行政は、村の最も基本的な考え方でありますので、その姿勢は今後変わるものではありません。ですから、移住者や役場のための村づくりなどということは全くございません。移住・定住・交流のための取り組みの新設、強化を推進しながら、一方では、村に帰っていただく村民の引っ越しを支援する「おかえりなさい補助金」ということで、現在のところ、365人、村のほうから7,300万円を出しております。村に帰って農業をしたい方のための、生業のほうもありますけれども、ただただ農に生きがいを求めて再生支援事業という補助金もあります。いわゆる50万円限度で2分の1ではありますが、約300件近くありまして、1億2,600万円村のほうで応援をしている。全て将来のためということで「陽はまた昇る基金」として、こつこつと貯めた中から村民のために使わせていただいているということでもあります。

事業の再開、インフラの整備、生活の安全対策、医療の確保、住居の確保、そして、学校の再開等、村民の生活環境、まだまだこういう状況ですから、思うようにはいきませんが、一人でも多くの村民の帰村を促す取り組みも同時に進めているところということをご理解いただきたいと思っております。

村民の帰還、暮らしの再生と、移住・定住者の獲得、両方の対策を進めることがこれからの新しい村づくりのためには大切であると考えておりますので、今後も村民主体の行政を推進していく中で、しっかりやっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いするものでございます。

その他はそれぞれからお答えさせていただきます。以上でございます。

健康福祉課長（齊藤修一君） 私からは、佐藤八郎議員の村民の健康についてのまず1点目の「帰還村民の健康向上施策と見守り対策の実施実態と、今後の対応策等についても示してください」とのご質問にお答えさせていただきます。

村といたしましては、昨年からいいたてクリニックの空きスペースを利用いたしまして、介護予防を目的といたしましたサポートセンター「つながっぺ」を開設しております。現在、利用登録者も113名となり、毎日の利用者も、施設の広さ等の関係上、定員を20名程度に制限しながら開催しております。ここでは村保健師によります健康相談、あるいは健康教室などを行っておりますが、事業の充実ということから、介護予防策といたしまして、「生き生き健康100歳体操」あるいは福島県歯科衛生士会にお願いしながら「口腔ケア教室」さらに、村栄養士によります食事の変化などによります「低栄養対策」などの健康教室などさまざまな取り組みを行っております。

また、見守り対策といたしましても、9月よりNPO法人「まごころ運営協議会」への委託事業として開始いたしました「安否確認健康支援事業」では、特に単身あるいは高齢者夫婦のみの世帯を中心に家庭訪問いたしまして、帰村者の安否と生活の変化や偏食などにより健康を害していないかとの確認と、塩分測定器などを用いた食事の塩分摂取の状況確認などを行っているところであります。

今後とも、でき得る限り、村として事業の継続を行えるよう国への要望をしておりますが、あわせて、これらの事業の幾つかは各行政区において実施できないかどうか、各行政区の意向などを伺いながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。

続きまして、同じく村民の健康についての2点目であります。

「これ以上「被ばくさせない」「しない」対策について具体的に示していただきたい。特に弱者であります高齢者、子供たち（学校・園生活を含め）など、生活でのストレス（買い物、病院など不安）も踏まえて対策を求めます」という質問でございますが、まず、これ以上「被ばくさせない」「しない」対策についての具体策であります。これまで何度かお答えいたしておりますが、外部被ばく対策といたしましては、林野部などの未除染場所に近づかない、内部被ばく対策といたしましては、山菜はもちろん、自家用野菜であっても線量測定を行い、安全性を確認の上食べていただくようお願いしているところであります。

次に、特に弱者である高齢者、子供たち、学校等々の生活でのストレスも踏まえての対策ということでもあります。高齢者を含めました村内での移動手段としての足の確保といたしまして、今年7月より、村外避難先で運行しておりましたコミュニティバス2台のうち、1台を村内向けに運行を再開しております。クリニックへの通院、あるいは役場での用足し、道の駅での買い物や村外へのバスの乗りかえ等に使えるよう行っているところであります。

また、クリニックの開所、診療日についてであります。これらも利用状況を見ながら対処してまいりよう、指定管理者であります秀公会とは連絡を密にしているところであります。



次に、子供の学校・園生活につきましても、さきの全協でもお示しいたしましたが、教育施設周辺の線量測定を定期的に行い、不要な追加被ばくを受けることのないよう対応しているところであります。

続きまして、同じく村民の健康についての3点目であります。

「村全面積の15%が除染済みであるが、ホットスポットがある。無除染面積の約85%の放射性物質除去と隔離をしないと放射性被ばくは続きますが、存在する放射性物質と健康への影響を具体的に行政として検証され、村民に示すべきである」とのご質問にお答えさせていただきます。

福島第一原発事故により村内に現存する放射性物質は、セシウムが村内全域に存在しまして、そのほかに、場所の詳細は把握しておりませんが、プルトニウムは2カ所、ストロンチウムは6カ所に存在すると、平成23年9月に文部科学省から発表されておるところであります。

なお、プルトニウム、ストロンチウムは村内の土壌への沈着量は微量ということで、身体への影響はかなり少ないと聞いておるところであります。

現時点では、放射線被ばくによる村民への直接の健康被害があったとは確認しておりませんが、避難生活などの生活の環境変化や放射線被ばくを心配することによるストレスが原因ではないかと思われまます高血圧、肥満、糖尿病、不眠などの体調不良はかなりあるものと感じておるところであります。

また、健康への影響を具体的に行政として検証されて、村民に示すべきであるとおただしにつきましては、現在も県立医大など関係機関での検証方法を模索中でありまますし、村といたしましてもこれらと連携を強めながら対応をしてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、同じく村民の健康についての4点目であります。

「18歳以下の方々の甲状腺検査などの実態も含め、18歳以上の方々の甲状腺、他の病気の「村民の健康実態」を原発事故前から事故後、きちんと検証されて、まとめるべきである」とのおただしにお答えさせていただきます。

村といたしましては、震災以前より、村民の各種健康診査を初めとした検診結果については毎年、実績として取りまとめを行い、これをもとに次年度の健康管理対策と事業の展開をしてきたところであります。

客観的な検証といたしましては、県の国民健康保険団体連合会の保健事業支援・評価委員会の支援及び助言をいただき、本年3月に作成いたしました「飯舘村国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）」があります。

ただ、これにつきましては、データそのものが28年度の県民健康診査のデータをもとにしたものでありまして、内容につきましては、甲状腺検査の結果等については入っていないものとなっております。甲状腺検査の結果につきましては、幸い現時点で村の子供たちにおいてはがんの疑い及びがんと判定されたものの発生はなく、嚢胞などの発現で、ほとんどが経過観察との判定にとどまっております。

議員おただしのように、村民の健康実態の検証と記録を残すことはとても大事なことと

考えておりますので、今後とも関係機関と協議、調整をしながら対応してまいります。

続きまして、質問3点目の村民の不安についての3点目、買い物支援及びいいたてクリニック診療についてのおただしにお答えいたします。

まず、コンビニ、移動販売などの買い物環境であります。道の駅までい館での直売所やセブンイレブンあるいは白石にありますローソンのコンビニエンスストアの2店舗、さらに移動販売の2社、宅配サービスとして1社が村に存在するといえますか、あるところでもあります。移動販売の2社につきましては、現在、週2回、村内の集会所や個人宅で販売をしております。販売している品物につきましては、生鮮食料品や日用雑貨品などが主であります。いずれにしましても、移動販売や宅配サービス、直売所、コンビニエンスストアなどだけではそろえきれない生活必需品がありますので、村民から村に対し、商業施設、店舗ですが、整備を求める声が強く寄せられているところであります。引き続き、村商工会など関係者、関係機関と積極的に協議をしながら、早急に商業施設の整備に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、いいたてクリニックであります。診療の部分であります。クリニックにつきましては、一昨年の9月に村の避難指示解除に先駆け、帰村に際しての医療、健康不安に対する安心策として、秀公会の協力によりまして村での診療を再開しております。当面、患者数など帰村者の動向を見ながら診療日及び診療時間を設定しておりますが、これらの見直しにつきましては、常に秀公会と連携を図り、患者数の状況を見ながら調整していくことを確認しているところであります。

また、調剤薬局の再開につきましても、先日、公募を行いました。結果、応募が1件もなく、再度県と協議し、再募集に向け取り組んでいるところであります。

さらに、村内での生活不安を初め健康と福祉に対する不安の払拭になればと、6つほど事業を展開しております。1つ目は、サポートセンター「つながっぺ」で、介護予防や健康教室などの事業。2つ目に、デイサービスなど施設介護が必要な方を村外の事業所まで送迎する事業。3つ目に、村社会福祉協議会によります日常生活支援のための「地域お助け合い事業」。4つ目に、村外から村内での在宅介護支援を行っている業者への訪問加算金。5つ目に、村内でのコミュニティバスの運行再開。6つ目に、村社会福祉協議会の生活支援相談員や放射線相談員による訪問活動などです。

そのほか、支援者が身近にいない単身世帯を対象にいたしました郵便局の局員によります「見守りサービス」やNPO法人「まごころ運営協議会」の「安否確認・健康支援事業」などを委託事業として行っているところであります。

このように、帰村後の村民が生活する上で不安が少しでも軽減されるようさまざまな事業の取り組みを最大限行っているところであります。

以上であります。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは1点目の村民の健康についての5点目であり健康と食品についてお答えさせていただきます。

まず、村内での食事状況についてであります。現在、帰村されている村民の多くは高齢世帯の単身や夫婦2人程度の少人数という状況であります。これらの世帯では、自家用

野菜での食事に限られたり、あるいは調理器具に不慣れであったり、調理量が少なく無駄であるとか面倒であるとかということから、でき合いの惣菜や弁当、インスタント食品での食事が中心となっているケースも見られますので、先ほども申し上げましたNPO法人「まごころ運営協議会」へ委託し実施している「安否確認・健康支援事業」での訪問活動により、より具体的な食生活実態が確認できるものと考えております。

次に、採集した山菜や生産した農作物等の検査実態などがありますが、村としましては、村民に無用な内部被ばくをしないように、平成23年度に食べ物等を切り刻んで測定する「破壊式の食品放射能測定器」を導入して、測定員を村で雇用しながら村民から申し出のあった検体を測定しております。現在は、野菜等を切り刻まずに丸ごと測定できる「非破壊式の食品放射能測定器」を10台導入しており、公共施設に3台、地区集会所に6台を配置しております。未配置の1台については、地区集会所が完成してから配置する予定になっております。測定は委託業者が実施しており、検体を持ち込んだ村民に指導しながら一緒に測定をしております。結果については、その場で村民に通知するとともに、お知らせ版、ホームページ等でその結果を村民に周知しております。

検査のマニュアル的な村民周知ではありますが、販売を目的とする場合は、昨年度は生産者ごと、品目ごと、県の収穫可否確認検査後、県の緊急時モニタリング検査を受けていました。今年4月からは、県の収穫可否確認検査がなくなったものの、品目により、今年度最初の生産者が検査してNDであれば出荷が可能なもの、最初から3人の生産者が検査してNDであれば出荷が可能なもの、また、生産者ごと検査が必要なものなどがあり、出荷までの緊急時モニタリング検査が複雑化している状況で、村民の方々には大変足を運ばせる経過となっているところであります。

このようなことから、生産者の方々にはお知らせ版で周知をしたり、学習会を開催してまいりました。また、村の農作物の作付申し出のときに、自家消費野菜も含め、モニタリング検査を受けることをお知らせするとともに、実際の検査時にはその品目に合わせて緊急時モニタリング検査か自主検査を行うように指導をしているところでございます。

次に、大きな2点目の放射性物質の撤去の1点目の放射性物質の実態と計画についてお答えいたします。

まず、「除染廃棄物の処理計画」であります。除染工事から発生した除染廃棄物が入ったフレコンバックの発生総数は、草木等の可燃物が78万袋、除去土壌の不燃物が172万袋、合わせて約250万袋であります。10月末現在、可燃物が36万袋を炭平減容化施設へ、また、不燃物、除去土壌であります。15万袋を中間貯蔵施設へ搬出し、可燃物が42万袋、不燃物が158万袋、合わせて200万袋のフレコンバックが仮々置き場等で保管をしている状況であります。

これまでの除去土壌の不燃物の中間貯蔵への搬出状況であります。平成27年度から開始し、平成27年度には試験輸送として1,000袋を搬出しております。その後、28年度には5,000袋、平成29年度には2万2,000袋、そして、本年度は15万1,000袋の搬出を計画しております。平成31年度、来年度の搬出計画であります。昨日、環境省と協議をしましたところ、約40万袋を搬出するとの計画を受けたところでございます。

次に、「イグネ材」の処理であります。村内の各自宅周辺の敷地などに1万7,402立米の「イグネ材」が保管してあります。ご承知のとおり、この「イグネ材」は除染を進める中、村民の強い要望を受け、村が国と協議をする中で、「イグネ材」の伐採が実施され、伐採を希望した村民の指示する場所で保管をしております。しかしながら、指示した保管場所が裏山等ののり面、母屋等のすぐ脇などが多く、積み崩れによる二次災害のおそれや自宅帰還への支障となることから、今年度から国の再生加速事業により「伐採支障木処理事業」として取り組んでおります。平成32年度までに村内に保管してあります全ての「イグネ材」を運び出し、チップに加工して、蕨平減容化施設で焼却をする計画で進めております。

次に、建物解体につきましては、長泥地区を除く19行政区全体で1,359件の申請があり、うち、本年度までの解体予定数は1,263件で、残り96件については平成31年度中に解体する計画であります。建物解体から発生した廃材等の処理は、分別処理を実施しまして、燃えるものは全て蕨平減容化施設で焼却して、リサイクル可能なものはリサイクル業者に国が依頼するという形の処理をするという状況になっております。

続きまして、2点目の放射線量についてお答えいたします。

村が除染の目標値と定めた年間5ミリシーベルトであります。平成24年5月に発表された国の除染実施計画では、年間20ミリシーベルトを基準とした除染計画で具体的な除染目標値がありませんでした。村としては、除染を進める上で村としての除染目標値が必要と考え、いろいろな議論をする中で、当面、年間5ミリシーベルト以下、時間当たり1マイクロシーベルト以下になることを村の除染目標と定め、国に対して、その除染目標値になるような除染を求め、本格除染を進めてまいりました。

ご質問の中の、「村民の生活、環境の安心、安全は年間1ミリシーベルト未満を厳守」とありますが、これまでも答弁しておりますように、国の長期目標であります「追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下を目指す」については、村も同じ考えであり、今後とも早期に実現できるよう国に求めてまいります。

原発事故前の自然環境にすべきであるとのことでありますが、除染により、ある程度、空間線量は低減をすることができましたが、全て取り除くことは難しいものと考えております。おただしの中で85%の森林という部分がありますが、現在、里山再生事業についてモデル実証事業を実施しております。来年度、31年度には29、30年度の実施を踏まえて検証をするということであり、その後、エリアの拡大が進むことをさらに国に要望してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の「労働環境実態の原発事故前と事故後の基準値の変更」について、お答えいたします。

農水省において、草木灰の濃度等への労働環境実態の原発事故前と事故後の基準はないと聞いております。

放射線が存在する労働環境の中、放射線から労働者の健康を保護する線量限度の基準値は、厚生労働省が定めており、法令としては、原発事故以前から施行されている「電離放射線障害防止規則」いわゆる「電離則」があります。この「電離則」は、放射線群が一定

の場所に管理された状態で存在する場所、または屋内作業を対象にしており、原子炉運転業務やX線装置等を使用する業務などに従事する労働者の「放射線業務」を規制しております。

また、原発事故後、復旧・復興作業などを行う労働者の健康を守る放射線低減対策を規定した法律は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」いわゆる「除染電離則」があります。この「除染電離則」は、平成24年7月1日に改訂施行され、放射線源が点在している管理不能な場所または屋内での除染作業、建設作業等を対象にしており、除染特別地域等内における「土壌等の除染の業務」「廃棄物収集等業務」「特定汚染土壌等取り扱い業務」の3業務を「除染等業務」と呼んでおります。また、除染特別地域等の空間線量が毎時2.5マイクロシーベルトを超える場所で除染業務以外の業務を「特定線量下業務」と規定し、規制しております。

「電離則」と「除染電離則」の線量限度の基準は、両方とも5年間で100ミリを超えず、かつ、1年間50ミリを超えない、また、女性労働者は3カ月で5ミリシーベルトを超えないなどとなっておりますので、線量限度の基準の変更はないものと考えております。

なお、「除染電離則」には、1キログラム当たり1万ベクレルを超える濃度の除去土壌や汚染された廃棄物を取り扱う場合は、「除染等業務」に当たると明記されております。

おただしの農水省での草木灰等の濃度の中での除染以外の労働をした場合、「除染電離則」では、空間線量が毎時2.5マイクロシーベルトを超える場合は「特定線量下業務」として規定し、個人線量管理が義務化されています。しかしながら、村内の除染後農地での空間線量を見ますとほとんどが毎時2.5マイクロシーベルト以下でありますので、個人線量管理などは必要ないものと思われま。

なお、草野地区と新潟県新潟市の空間線量の比較であります。原子力規制委員会で公開しているデータによりますと、12月10日午前9時時点で、草野地区のふれ愛館が毎時0.137マイクロシーベルト、草野幼稚園が毎時0.350マイクロシーベルトであり、新潟県新潟市放射線監視センター新潟分室においては毎時0.061マイクロシーベルトとなっているということでございます。

私からは以上でございます。

総務課長（高橋正文君） 私からは、3の村民の不安についての中の公共施設の維持経費についてのご質問にお答えいたします。

まず、各公共施設の維持管理経費については、さきの議会でもお示ししましたとおり、現在のところ、約2億2,000万円を要するものと試算をしているところでございます。現在、平成31年度の当初予算の編成に当たっておりますが、それにあわせ、これらの経費を精査しているところでございます。

学校やスポーツ施設の平成30年度中に整備した施設については、運用期間がまだ1年未満でございますので、冬期間の経費が未確定であるということから、不透明な部分がございます。なお、年度途中の試算ではございますが、学校施設の光熱水費については、震災前の2幼稚園、3小学校、1中学校のときよりも、1カ所に集中させた現行の運営経費の

ほうが若干減少するものと現在のところ見込んでいるところでございます。

今後は、年度末にかけまして、年間の維持経費を分析いたしまして、今後、さらなる経費節減に努め、将来的に適正な施設運営ができるよう、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

教育課長（村山宏行君） 私からは、質問要旨3、村民の不安についての4番、学校の無料化についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、村では、村のこども園、小学校、中学校に通う子供たちへは制服、運動着などの被服、指定かばんやシューズなどの学用品、給食費、教材費、研修・修学旅行代、卒業アルバム代、PTA会費など、園・学校に係るほぼ経費全てを無料、無償としております。これらに係る費用の財源は、国の被災児童生徒等就学支援事業や被災者支援総合交付金などを財源としております。ご承知のように、国は平成32年度までを復興期間と位置づけておりますので、再来年度まではある程度の財源は見込まれるわけではありますが、それ以降は不透明な状況でございます。

村としましては、できるだけ長く無料措置を継続して村の学校に通っていただけるメリットを示したいと考えておりますが、児童生徒の動向や村の財政状況によって大きく左右されることは否定できません。

したがって、国の制度が縮小または廃止されることになれば、現在行っております事業もやめざるを得ない事業や一部保護者の負担をお願いする事業が出てくると予想されます。これらについて心配されることから、村では、あらかじめ復興期間が終了した後に直ちに制度を廃止するのではなく、段階的に補助金や助成金を減らすなど、ソフトランディングが可能となるような制度を国に要望しておりまして、今後も引き続き国と交渉をしております。

いずれにしましても、国の支援の有無や村の財政事情もありますので、今後も議会と協議をさせていただきながら、可能な範囲内で継続に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 1の1については、健康教室やいろいろなそれぞれ努力されているいろいろなやっているようですので、その出席者数を後でいただきたい。

あとは、NPO法人「まごころ」の運営に委託事業あるんですけども、これは確認というか、実績というか、仕事の報告書なんかはいただいているのか。後でこれもお知らせ願いたい。

2番目の2点目の道の駅のというか、コミュニティバス1台を今度村にしたわけですけども、その利用率も後でいただきたい。

除染をしない山々に囲まれているわけですが、学校施設、スポーツ施設。あの周りにおいてのモニタリングポストと申しますか、測定機器というのは、一般の村民が、私どもが見られるようなところにきちんとつけられているのかどうか。その点も後でいただきたい。

1番目の3番目ですけども、国・県から言われたとおりのみでの放射能に関して、放射性物質が落とされたから私どもは何もしないのにこんな人生にされたわけですけども

も、全て国・県から言われたとおりのみの答弁をずっと繰り返していますけれども、地方の時代だと言って久しい、この地方自治のあり方の問題で、独立したきちっとした検証をしないというのがますますおかしいんじゃないかと。何か上からの指導のみみたいなどころがあって。

この辺は、例えば私のうちの雨樋からとったサンプルをある外国の検査機関にお願いして、この数値をとっても、先ほどの答弁では、プルトニウムは村内に2カ所なんて言っていますけれども、私のところを出した検査検体から出るわけですね、プルトニウムにしる、セシウムにしる。サンプルをきちんと検査すればまだまだ村内にそういう箇所がいっぱいあるのに、文科省が言っているから、そのとおり答えていればいいんだというやり方。

そして、まして、先ほどの答弁の中で、移住対策室はつくったけれども、原発事故が起きたときに私は何回も要求しましたけれども、放射能対策室なり、原発事故対策室をつくるべきだと言いましたけれども、それは全然耳もかさないで7年間来て、今度、移住対策室を何人体制でつくっているなんて、このそもそもの村長の方針のあり方が、私は非常にこういう国・県のデータのみの答え方しかできない職員を育てているのではないかと思うんですけれども、その辺について、一回、答えていただきたい。

村長（菅野典雄君） 上からの指導だけで出しているのではないかと、こんなふうに思っているらっしゃるようでありますけれども、先ほどからずっとそれぞれ言っていますように、それぞれ国の中でだけでは十二分ではないし、我々の意向もしっかりと伝えた中で村独自に獲得したこともありますし、また、我々が言ったことが全市町村につながるということも幾らでもあるわけでありまして。ですから、ある一時だけを見て、何か国の言いなりでないかなんていう話はぜひ広げないでいただきたいというふうに思っております。一生懸命やっておりますので。

7番（佐藤八郎君） 私が広げているんじゃないかと、実態なんです。

それから、健康問題で、ホールボディカウンター検査をやればさもわかるかのようなことでずっと来ていますけれども、日本政府がIAEAに報告するために作成した資料で、昨年8月26日に経済産業省から発表された資料によれば、アルファ核種とベータ核種、ガンマ核種といろいろあって、その中に30何種の種類があって、そういう意味では、アルファ線のプルトニウムの関係とか、ここで言われる外部被ばくについてはガンマ線が主体だということで、今回はセシウム134と137なんだと。内部被ばくについては、放射性物質を取り込んでいる被ばくなので、アルファ線、ベータ線、ガンマ線、全ての放射線が関係しているんです、内部被ばくというのは。しかし、国・県のデータだけ鵜呑みにしていれば、ほかの全ての放射能の関係というのは村独自では何もわからないまま検証もしていないというのが問題であるというふうに私は思うけれども。

今回の事故で、主として問題になる核種はプルトニウム、ストロンチウム、ヨウ素、セシウム、キセノンなんです。そういうふうに、データを見たお医者さんの見解でもこういうふうに。ですから、私は、独自に調査したり、検査、検証すべきだべとずっと一貫して言っているんですけれども、今になってもまだする気もなくして……。

何日か前、政府交渉に行ってきましたけれども、政府の係長クラスかもっと下の人かな、

私たちの相手をしたの。全く現地はわかっていません。復興で進め、終わりにするんだということで進めというしか仕事を与えられていませんから、飯舘がこんな状況だなんてことはわかっていません。それを伝える仕事は飯舘村の一番村長だと私は思うんですけれども。伝わっていません、向こうには。そういう関係です。

だから、国が村民の現状をわかっているというふうに私は思っていないね、そういう意味では。この間、現状を話しますと、そうなんですかということですけども、仕事としては復興のみと、そういうふうになっているわけ。それでは、村民に寄り添った考えが全く生まれません。その点をきちんと県や国にきちっと言うことが行政の仕事だし、地方の自治のあり方じゃないんでしょうかね。こんな状況で暮らしているということが、国がわかっていないんですよ。建物やいろいろ村長がやりたいことだけの話じゃなくて、みずからきちんと検証して、85%の山々に核種があったりしている生活を強いられて、インフラ整備はコンビニ2つなんだということ、全く驚いているだけです、国は。

だから、実態や真実を知らせないで、村民のために仕事をしているんだというふうに、村長、言えるんでしょうか。それが地方自治体のあり方なんでしょうか。伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 何度も言いますが、できるだけ、やはり村民が放射能に対して理解を示してもらったり、あるいは、我々はそれを少しでもやっぱり少なくするためにということで、例えば食品の検査にしても10基なんていうのは入れている自治体はございませんし、また、モニタリングも150ぐらいがこうあって見えているわけでありまして、除染も当然全表面を、できるだけ表面をやってください。いわゆる天地がえではだめですよという話をしてきたり、少しでもやっぱり皆さん方の安全・安心のためにという努力を我々はしてきたわけでありまして、一部、それはなかなか思うようにいかないところもあるかもしれませんが、精いっぱい、村としては、村民のやはり健康なり、被ばくを少なくするように努力をしてきているということをご理解をいただければというふうに思っております。

7番（佐藤八郎君） 避難解除後の生活支援ですけども、隣の川俣町議会では、ADRなり、要望のある町民に答えるために意見書を採択したそうです。そういうふうに町民の立場、町民の声をきちんと生かす行政にしようということで、議会も町も努力しているわけですが、隣町では。

全く、「村民に寄り添った」と、言葉は言っていますけれども、何そんな中で、道の駅一つとってもこのような状況になっていくんですか。私たちに説明するのと現実の実態はこんなにも違ってくるんですか。きちんと村民に寄り添った村政で、そこで働くことこそが職員のやりがいのある仕事なんでしょう。そういう意味では、このことを強く要求して終わります。

村長（菅野典雄君） 村民のためにしっかりやっております。村民にこの7年間にいったお金は2,000億円です。

以上です。

議長（菅野新一君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、3番 佐藤一郎君。



3番（佐藤一郎君） それでは、12月定例議会における私の一般質問をさせていただきます。今回の一般質問は2点について質問をいたします。

まず、1点目の質問に入る前に、これまでの経過についてお話ししてからご質問をさせていただきます。

私は、この夏に「未来への翼」（北欧研修）に議会から3人、参加をさせていただきました。その後、事後研修も行い、村の文化祭の報告会において、英語の大切さや公共施設の利活用としての飯樋小学校に村立の日本語学校をつくることを含め、報告・提案してきたところであります。

この報告をして、私たち議員が無責任な提案をして終わりでは余りにも責任がないので、もっと具体的な提案ができないものか。このたびの総務文教から3人が代表して、町立で運営している北海道東川町日本語学校を11月27日に研修をしてまいりました。東川町の受け入れは、副町長を初め、議長、副議長、日本語学校校長に参加していただきまして、あわせて日本語学校の現場も研修させていただいたところであります。

この研修に当たりまして、事前にインターネットの資料を取り出し、勉強して行きましたが、まず、日本語学校運営ですが、学校の生徒も交付税が算入されていて、学校では黒字運営がされていたということです。

次に、いずれの方も説明も資料のとおりで、町も議会も日本語学校も情報の共有がされていると感じました。

次に、研修を通じて感じたことは、各分野の専門のアドバイザーがついていて、幅広く識者の意見を取り入れていることです。さらに、研修全体を通じて感じたことは、これからの村づくりは余り復興ばかりにこだわらないで、情報を共有して、人を育て、お金を残し、じっくりと新しい村づくりをする覚悟が必要だと改めて実感した研修でありました。

これらのことを踏まえ、質問します。

それでは、第1点目の質問ですが、今の国会で外国人材拡大の改正入管法が決まりましたが、私たちは、単なる労働者の受け入れではなく、東川町の日本語学校のように、まちづくりにつながるような留学生を受け入れて、これからの村の移住・定住・交流につながるものにしていきたいと思っております。

この質問は、事前通告なので、当然、村もインターネット等で調べたとは思いますが、私は、村の今後の公共施設の利活用の一つとして、震災復興期間は32年度で終わりですので、2020年のオリ・パラの後のラオス交流を中心にさらなる事業の展開を考え、旧飯樋小学校に日本語学校を設置するべきだと考えるものであります。いろいろ考えもあるかとは思いますが、村長の考えを伺うものであります。

さらに議論も尽くさない中で、学校をつくるか、つくらないかでは急ぎ過ぎだとは思いますが、それらを議会と一緒に調べて調査研究する検討組織と調査費用を来年度の当初予算にとるべきだと考えますが、重ねて村長の考えを伺うものであります。

次に、2点目は、今後のごみ処理の考え方について質問いたします。

私は、広域議員としても広域の会議に出ておりますが、以前、村にはごみ焼却建設計画があって、後々のランニングコストを考え、村は建設を中止にして、近隣自治体にお願い

することでごみの処理が進んでいると聞いております。その後の村長はどのような動きをしてきたのかと、今の村長の考え方を伺うものであります。

以上2点についてご質問いたします。

村長（菅野典雄君） 3番 佐藤一郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、日本語学校についてというものがございました。

ご質問にありましたように、全国的に公設型あるいは公設民営型の日本語学校というものがあろうであります。地域によって、その設置意図はさまざまでありまして、多くは国際交流による地域活性化を図っていく、あるいは交流人口の増加により地域の経済の活性化を図る、不足する介護・福祉分野の労働力を補うなどが主な目的かなと、こんなふうにも思っているところでもあります。

議会の総務文教常任委員会で北海道の東川町の町立日本語学校を視察をされたということですが、資料などを見ますと、既存にあった町内の福祉系専門学校を支援するため、外国人留学生や研修生を対象とした日本語学校を開校し、専門学校と提携した奨学金を出したり、定住する留学生に地域通貨を交付することで、地元商店の消費拡大につながると、このような状況のようでございます。

ご提案では、廃校が予定されている飯樋小学校の校舎を活用して日本語学校を設置してはとのご意見であります。議員もご承知のように、日本語学校設置がすぐに地域の活性化につながるという形になればいいんですが、なかなかやっぱり、今、飯館村の状況では難しい点もあるのかなという気がします。

ただ、東川町を例にとれば、旭川市に隣接し、年間100万人の観光客が来る状況でありますし、外国人向けの観光業や宿泊業など、日本語学校のニーズがあること。定住した外国人にかかわる経費を町内に還流することが可能な商店や事業所が十分立地しているのではないかと。日本語を学んだ留学生が就業する介護・福祉関係の事業所や企業などが付近に立地しているなどなど、日本語学校を取り巻く周囲の環境があつて、それが相乗効果を発揮しているのではないかと。あくまでもこれは推察でございます。

一方、本村を含め原子力災害の被災12市町村の復興は、まだ始まったばかりであり、帰村率も2割に届かないという現状が飯館村にはございます。また、商店なども再開できていない状況にある中、関係機関の支援や協力がなかなか見込めない現状、さらには学校運営のためのマンパワーや財源確保など当面する課題も多く、日本語学校の設立は、今のところでもありますけれども、なかなか難しいのかなと考えております。ただ、国のほうが外国人雇用の拡大の方向を今しておりますので、もう少し、この制度なり、あるいは交付金の状況なり、いろいろ勉強したり、調査をしてみたい、このように思っているところでもあります。

いずれにいたしましても、3つの小学校をどう使っていくかというのがこれからの村の大きな課題でございますので、飯樋小学校に限らず、村の公共施設の活用は重要な課題でありますので、今後もいろいろな方向から議会の皆様と協議をさせていただきながら、有効な活用策を模索してまいりたいと、このように考えているところでもあります。

村のごみの処理のほう、担当のほうからお答えをさせていただきますが、それぞれ必死

に南相馬市と交渉をしているということだけはご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

住民課長（細川 亨君） 私からは、2番目の村のごみ処理についてお答えいたします。

現在、村の可燃ごみ処理につきましては、村で可燃ごみを収集後、クリアセンター内でフレコンバックに積みかえを行っております。その後、蕨平減容化施設で焼却処分を行っております。

この可燃ごみ処分は、環境省との委託契約により実施が可能となっておりますが、当該施設での可燃ごみ受け入れ期限は平成33年3月までとなっております。平成29年度に比べ、今年度の可燃ごみの処分量は増加傾向にあり、焼却施設を持たない村にとって施設運用停止後の処分施設の確保は重要な課題となっております。

この課題に対しましては、村としても万全を期した対応を要するところであり、震災以前に可燃ごみ処分を受け入れていただいていた南相馬市と平成28年度から協議を重ねておりますが、現在のところ、具体的な回答を得ておりません。引き続き協議を重ね、受け入れていただくよう要請してまいります。

以上であります。

#### ◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため、休憩いたします。再開は午後1時10分といたします。

（午前11時48分）

#### ◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 1時10分）

議長（菅野新一君） 3番 佐藤一郎君。

3番（佐藤一郎君） それでは、再質問ということで、まず、第1点目の答弁の再質問ですが、答弁と私たち研修してきた中のちょっと、多少ずれがあるのかなと思ひまして、日本語学校を学んだ留学生が、答弁の中でですが、留学生が就職する介護・福祉関係の事業所や企業が付近に立地していることなど、日本語学校を取り巻く周囲の環境があって相乗効果を発揮しているとありますが、東川町の日本語学校は就労を目的とせず、学ぶだけの日本語学校ということで、多少のバイトはありますが、卒業した後はその近辺なり、大学なり、また留学するなり、進学するなり、そういうような状況でしたので、ご理解を願いたいと思います。

また、マンパワーや財源確保など当面する課題も多くとありますが、マンパワーについては、その職員なり、定年になった教員の方が教員を務めておるといような授業風景を見てまいりました。そういうことでインターネットで募集をかければ集まりますよというような説明もありました。そういうようなことで、財源については、交付税が国から学校生徒1人当たりに対して来るから、それについては問題ないですよ。また、その町の人口1人に値するので、70何人入学しましたとか聞きましたけれども、79人分の国からの1人の人口に対する交付税も来ますよというふうな、質問したところ、そういう説明もいただいております。そこら辺のところは、財源については問題ないのかなとは思っております。

す。

それらを踏まえ、飯舘村は、この東川町に置かれている条件とはまたちょっとは違いますが、私は、東川町のように、日本語学校に留学生を受け入れることにより、人口の交流はもとより、地域との交流、そういうことで、東川町もお祭りに留学生が参加したり、あとは行事に参加したり、そして、その地域の暮らしを楽しんでいるような話も聞きますし、そういうことで地域との交流、最終的には、地域の企業とのつながり、さらに国際的なつながりができて、結果的には、情報の発信、生徒さん、留学生さんたちは母国に戻るとインターネットを使っていろいろな発信をしてくれる。そういうことで、世界的にも町がPRされる。それなりに来てもらえるというような状況も伺っておりますので、情報の発信、そして、飯舘村においては村の活性化、そういう波及効果が大きいものと考えております。今回、よい事例が北海道にありましたので、職員が北海道に研修するなり、関係者をお呼びして、村も議会も一緒になって研修することを要望します。

また、この提案については、飯舘地区の飯舘小学校近隣の地区の住民との懇談はまだしておりません。今後、やっぱり地域住民の考えなり、懇談しながら、この提案をより現実にしていくために私たち議員も努力してまいりたいと思います。

そういうことで、再度、村長の考えを伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 村の将来を案じて、いろいろ北海道まで行って勉強してきていただいたということ、改めて御礼を申し上げたいと思います。

何せ、これからの村の活性化、原発事故でどちらかという若い方とか子供さんがなかなか少ないという状況が出るという災害の特殊性ゆえ、やはり若い人たちが村の中に入って来ていただける、あるいはいろいろと動いていただけるというのは、非常に大切だということで、我々も飯舘高校をどうするかということでいろいろ考えた末、国からはほぼ8割なり、あるいは一般からもお金を集める段取りはできていたわけでありましてけれども、残念ながら、そこに至らなかったというところであります。

そういう中で、これから3つの小学校をどういうふうに使っていくかというのが村の大切なことだということは、何度もお話をさせていただいたところであります。どの学校がどうということはまた改めて話しさせていただきますが、今、1つ、問題になっているのは、学校を七、八年何もしてこなかった、その間にかなりやっばり傷んでいるということで、ライフラインをしっかりと直していただいた上で、そういう状況が必要ではないかと。このライフラインを何とか最低限直してくれということに、国がなかなか難色を示しています。ということで、かなり時間がかかるということがまず1つあります。何ともこれはどうしようもない。だからといって、今のままでは後々で我々に物すごい財源の負担がかかる、こういうことであります。

それから、若い人であれば、それは日本人であれ、外国の方であれ、大いに結構であります。特に飯舘村の場合には今介護職が少なく困っていると、こういうことでありますので、できればそういう人たちが介護のほうに、村の学校を出た、日本語学校を出た後なってもらえれば、これもありがたいなというふうに、こう思っているところであります。

そこで、そのことは何か方法がないのかと。結構、福祉施設あるいは農業実習などなど

に入っているのということで、いろいろ担当に指示をしたり、資料などを集めてきたところではありますが、なかなかやっぱり難しい。ただ、今のところ、いわゆる国のほうが大幅にカーブを切ったということでもありますので、これからどういう制度があり、どういう事業が組み立てられるのか。あるいは、どういう国のほうのサポートがあるのか、交付税があるということなんですが、それが、今度、新しい日本語学校をつくった場合に、それなりのやはりきちんとしたものが出てくるのかどうか。多分、資料を見させていただきますと、もともとの学校があったものをどういうふうにするかというところであったものですから、今度、新しい制度でそういうものをやった場合に、それに対する何か国のほうのどのようなことがあるのかというものをもうちょっとやっぱり調べないといけないなという気がします。

それから、先ほど、インターネットで発信すれば生徒は集まりますよというんですが、本当にそうであれば全くやる価値もあるかなというふうに思っているんですが。もうちょっとその辺で集まる素地があるのかどうか。何十万人と入ってくるということでもありますから、その中で、何かやっぱりそこに何かのつながりがあったりして、飯館村に来ていただいて、そこから学校を卒業して福祉施設に入る。あるいは、場合によっては農業のほうのサポートに入るとか、そんなふうになればいいなと、こんなふうに思っていますので。もうちょっといろいろ調べさせていただいて、場合によっては、今おっしゃったように向こうの方をお招きをしてみんなで聞くというものやぶさかではないかなという気はしますが。

何せ、学校をつくるというのはなかなか大変な話ですし、飯館高校を再開するというのはかなりの多くの人たちから支援がいただけるなというふうにあちらこちらから聞こえているんですが、日本語学校があちらこちらから応援がそう簡単にいただけるということではないので、やっぱり国頼み、制度頼みということになると思いますので、もうちょっといろいろ調べさせていただいて、また皆さん方とお話をさせていただければというふうに思っております。

3番（佐藤一郎君） 多少なりとも、1点目の再質問に対してはご検討、少しはいただけるということで、私たち議員もいろいろ審議しながら、また、もつともつと勉強しながら、これを温めていきたいなと思います。

続きまして、2点目の再質問をさせていただきます。

先ほど、答弁の中で、村長から今年のごみの焼却施設は無理なので、近隣市町村、南相馬市とかそういう話でしたが、村長が先頭に立って、やっぱり広域の議会なんかでもよく近隣市町村の市長さんとはお会いするわけですから、そういう中でもよろしいですから、村長が先頭になって近隣の自治体にお願いすべきだと、再度、村長の考えを伺います。

村長（菅野典雄君） 自治体の隠れた大きな使命というのは、ごみをしっかり対応するということがあります。その都度、どこの自治体もいろいろな問題をやっぱり抱えているということでもあります。先ほどご質問いただいたように、飯館村は、小宮でやっていたわけですが、やはりこれから長い目で考えた場合にはそこをまた作り直していくという話ではないだろうということで、当時の南相馬市のほうに申し入れを入れさせていただいて、加入

金もお支払いしながら加入をしていた。こういうことであります。いわゆるごみを南相馬の焼却炉にお世話になっていたということなのですが、原発事故があったことによって、やはり飯館村のごみは放射能があるのではないかと、それが全ての理由かどうかはわかりませんが、お断りとなったところでもあります。

それで、飯館村では大変戻った段階で困ってしまいましたので、環境省に特別の計らいをさせていただいて、今、蕨平の焼却炉でフレコンバックに入れ直して燃やしていると、こういうことであります。フレコンバックでないと受け付けられませんから、ほかは全部フレコンバックで行っているわけですから。ただ、あと2年そこそこということでありますので、何とかしなければならぬということ、かなり前から、福島市にも声をかけています。相馬市と新地のほうにも声をかけています。もちろん南相馬市にも声をかけていますが、なかなか、やっぱりごみの問題ですから、非常に話を進めるにも慎重に慎重という話でなかなかできなかつたということでもあります。

今度、南相馬市は市長さんが変わられましたから、早速、お話をさせていただきました。私たちは南相馬市の汚泥を一番入れているんですよ。それは前から言っていましたが、残念ながら聞き届けてはもらえなかった。それは、今度の市長さんは全部わかっておりますから、「わかっています」と。「本当にありがたい。我々もやっぱり考えなければならぬ。ただ、ごみの問題なので、もうちょっと時間をいただきたい」というのが、正直、直接トップ会談の中の話であります。

ですから、そういう意味からすると、あと2年そこそこしかございませんので、何とかその中で気持ちよく飯館のごみを入れていただけるように一生懸命努力をしていきたいと、このように思っていますので、精力的にやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

3番（佐藤一郎君） ごみの処理の問題については、今ほど村長から答弁いただきましたように、粘り強く交渉していただいて、飯館村の将来のごみを処分していただけるようにさらに努力していただきたいと思っておりますので、今後とも交渉をお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

議長（菅野新一君） 9番 相良 弘君。

9番（相良 弘君） 9番 相良です。

今年も12月に入りました。振り返ってみますと、平成30年度は大規模な自然災害が多い年でもありました。さらに元号も平成最後の年となりました。非常に感慨深いものがあります。

早速ですが、私の質問に入ります。

3点ほどですが、1番目は、移住・定住・交流事業の成果についてであります。平成30年度最重点事業として移住・定住・交流事業がスタートしましたが、現時点での事業実施内容、事業成果についてお伺いいたします。

2番目は、住環境にかかわる条例の制定についてであります。現在、飯館村では避難指示が解除され、あらゆる方面からいろいろな業種の企業が進出することが予想されます。しかし、どのような企業であっても村独自の規制はありません。特に、騒音、悪臭を伴う

企業については、条例で厳しく規制し、指導すべきではないかと。飯舘村は、日本で最も美しい村の連合に加盟している村でもあることから、条例制定を進めるべきだと思いますが、その見解をお伺いする次第であります。

3点目は、道の駅までい館の収支改善策についてであります。過般、道の駅初年度の収支決算が開示されました。収支を改善すべくあらゆる努力をされているようですが、具体的にどのような改善策を講ずるのか、伺う次第であります。

以上3点でございます。

村長（菅野典雄君） 9番 相良 弘議員のご質問にお答えをさせていただきます。

2番目に住環境にかかわる条例の制定というご質問がありましたので、それに私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

村では、事業者や村民が騒音、悪臭などを含む公害を出さないようにするために、飯舘村公害対策条例を定めているところでございます。この条例では、事業所や村民が公害を出してはいけないことを定めているほか、村は、公害を出すおそれのある事業所（者）には公害防止計画の提出を命じることができるとしているところであります。

震災以前の話ではありますが、村内でも家畜ふん尿による悪臭等の問題が発生したことがありまして、そのときは、相双地方振興局や相双家畜保健所などと県の関係機関の協力を仰ぎながら業者等の公害の利害関係者と協議を行ったという、これまでの経緯・経過があるわけでありまして、また、公害防止のための処理計画や特に重要と認める公害にかかわる苦情などの処理に関する事項に関しましては、学識を有する方々で構成される飯舘村公害対策審議会などに諮問をし、答申に応じて対応してまいります。

今、相良議員からご質問がありましたように、いわゆる景観に配慮した条例の制定ということが、日本で最も美しい村連合に加入している限りは必要ではないかと、こういうお話であります。全くそのとおりでありまして、こういう状況でありますから、太陽光のパネルなどもあちらこちらにあるわけでありまして、せめて、やっぱり道路の脇にそういうものがあるのは、果たして美しい村連合の条件に合うのかどうかというものもありまして、いかがなものかというものも申し入れはしているところでありますが、いずれにしても、今後、ほかの自治体の条例などを参考にさせていただきながら、できるだけ早く取り組んでいかなければならないと思っておりますので、ご理解をいただければということになります。

1番目と3番目のご質問、非常に重要でありますので、副村長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

以上であります。

副村長（門馬伸市君） 私から、1の1の移住・定住・交流の中の現時点での事業の実施内容とその成果というご質問にお答えをいたします。

村では、今年6月より、「移住定住交流推進対策室」を設置をし、移住・定住・交流事業推進のための各種事業の取り組みを進めているところでございます。現在、正職員1名、任期付職員2名、それに非常勤の村復興アドバイザー1名、さらに、移住・定住・交流促進アドバイザーの5名体制で業務を行っているところであります。復興アドバイザーと移

住・定住・交流促進のアドバイザーは毎日ではありませんで、その都度、案件があったごとにアドバイスをいただいているという勤務体制であります。

この新たな制度新設の中身であります、「飯館村移住・定住支援事業補助金」という移住者が村内に住宅を新築した場合、その費用を440万円まで補助する内容。あるいは移住のための引っ越し費用20万円などを助成する補助制度などのほか、村内の空き家、あるいは空き地を登録をいたしまして、移住を希望している方に情報の提供、あるいは物件をあっせんする「空き家バンク」などの制度をつくったわけであります。

今までの利用の実績ですが、11月14日現在、住宅リフォームや引っ越し費用の補助制度申請をされた方が8名、空き家バンクにおける空き家登録件数、村民の方が登録を希望されている方が9件、それから空き地、空き家のほかに空き地の登録件数が8件、そのうち、空き家については1件が契約済みというふうに、契約することを条件に確認しているということでございます。これらの申請に対しての補助金の見込額は約240万円ということになります。

次に、お試し住宅についてであります。移住希望者が村の暮らしを体験するための住宅として、草野字大師堂地内、草野小学校の下であります、その民家を村が取得をしておりまして、この住宅は木造2階建てで床面積が144平米、最大1カ月まで体験ができるということになっております。この12月から、利用希望者の受け付けを開始をしております、現在、数件の申し込みがあります。今後、申し込み内容を精査をしまして、希望者に体験的に住んでいただくということにしております。

次に、「ふるさと住民票」の制度の関連であります。これは村外の方のうち、村を応援したい、あるいは村とかかわっていきたいという方に、住民票のかわりに「ふるさと住民カード」というものをお渡しをしまして、それによって交流人口の増を図る。ひいては、将来的には移住者の増につなげていくという取り組みでありまして、11月末現在、登録者数が279人となっております。

また、関連する取り組みといたしましては、去る10月25日・26日の2日間ではありますが、この方々を対象とした村内でのカメラツアー、あるいは11月23日・24日の2日間ではありますが、「ふるさと体験バスツアー」というものを実施をしております、合わせて22名の方が村内を訪れ、写真を撮ったり、あるいは主要な村の公共施設などを訪れたりしながら村への理解を深めていただいたところであります。

さらに、去る10月21日に行われました村の秋祭りにおいて、ふるさと住民の方1名が「1日村長」ということで参加をしましてこの制度のPRを図ったことと、あわせてイベントの盛り上げをしていただいたということになります。

そのほか、移住・定住のための村の紹介パンフレット、あるいは紹介の映像、さらには専用ホームページの作成などを行って、できるだけ多くの情報発信に、村のPRに努めているところでございます。

最後に、移住者の数であります、住民基本台帳における転入者は、9月30日現在で90名になっておりますが、これは役場の任期付職員なども入っていたり、学校の先生も入っていたりしていますので、仕事による一定期間での転入もこの90名の中には含まれていま



す。実質的な移住という観点からは、移住のための補助制度に申請をされた方8名ということでありますので、この申請された8名が実質的な移住者ということでの整理をしております。今申し上げた数値が実績であります。今後も、移住・定住・交流を進めるため、積極的に各種取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「道の駅までい館の収支改善策」であります。道の駅までい館は、昨年8月12日に軽食、農産物や花卉などの物販、情報スペースコーナー、あるいは道の駅直営のコンビニエンスストアなどで営業を開始をいたしました。「道の駅までい館」の運営状況につきましては、今年の6月に株主総会を開催をしまして決算が報告をされたところであります。昨年8月にオープンして以来、今年の3月までの売上総額ですが、村からの業務委託収入も含め1億9,268万4,000円となっております。仕入れや人件費、施設の維持管理経費などの支出総額は2億361万円となっております。収支の当期の純利益はマイナス902万6,000円ということでありました。

マイナスの要因ですが、開業からこれまで復興の地域拠点としての機能充実に取り組んできた一方で、までい館の運営管理体制がきちんと整備されなかったこと、あるいは商品選定に当たってのノウハウ不足のまま運営を継続してきた結果、過剰な仕入れコストなどが改善されないまま運営をしてきているなどの状況が要因でありました。

この結果を踏まえ、村は国の官民合同チームに「までい館」の運営管理及び経営管理のコンサルティング事業を要請をしまして、9月から、国の官民合同チームから委託を受けた外部コンサルティング会社が運営と経営などの状況を調査・分析をいたしまして、現在、経営の改善・改革に取り組んでいるところでございます。

現在までに出されております改善策、こちらのほうは、1つは、月ごとの収益状況をしつかりと確認をしていくこと。今まではこういうことが若干おろそかになってきた面もありました。2つ目としては、営業のノウハウを持っている金融機関の支店長経験者の専務取締役兼駅長としての登用。3つ目としては、過剰な仕入れの見直しと在庫管理の適正化。4つ目としては、収益貢献度が低いもの、余り利益のないもの、あるいは村に関連しない商品の仕入れの見直し。5つ目としては、商品の仕入れ価格、適切に仕入れをしていたかどうかということになりますと若干問題があったということもありますので、その仕入れの価格をきちっと精査をして見直す。6つ目としては、施設運営で不必要なコストの削減。これも結構あります。あるいは業務効率化による人件費の見直し。それぞれそこに働く従業員が自分のシフトだけ守るということではなくて、それぞれの部署の応援体制といえますか、手のあいたときには他の部門の応援に行くなど、そういうことによる効率化による人件費の見直しなどが出されております。

先ほど申し上げました改善策の2つ目の専務取締役兼駅長の件ですが、銀行の支店長経験を長く経験された方を12月1日から「道の駅までい館」に就任をしていただきました。現在、駅長を中心として、現場スタッフと施設運営や仕入れコストの削減、接客対応などなど、現場として改善できることは速やかに実施をしていくということで、積極的に取り組んでいるところでございます。

以上であります。

9番（相良 弘君） それでは、1番目のほうから再質問したいと思います。

1番目の移住・定住の新しい事業については、どんな事業でも同じなんですけれども、新しい事業を始めるということになりますと、必ず想定外の課題あるいは問題点が出てくるはずなんです。今回のこの事業については、そういう問題点とか、これからの課題は出なかったのかどうか。全部スムーズにとんとん拍子に進んだのかどうかをお伺いしたいと思います。

副村長（門馬伸市君） まさに今ご質問のとおり、新しい事業をスタートさせるにはそれなりの内部での検討は相当しながら取り組むわけですが、いろいろ課題も出ております。とにかく、よそのほうの実例を見ても、お金だけで支援するというのはどこでもやっています。成功するかしないかは、そのお金の、補助金のこと大切ですが、その後の村と移住を希望している方との設定、セッティングといえますか、「あ！」この村はお金だけではなくて、人の部分、つながりというのか、絆というのですか、交流、これからも村の中で安心して生活できるなどという、そういう環境が大切だと思います。それが成功する、しないのポイントになるのかなというふうに思っていて、ただ今のネットなんかで流しているこういう補助金のメニューだけではなくて、村の生活の内容とか、あるいは文化、歴史、そういうものを丁寧に説明をして、あと村に来ていただいて、体験住宅もあるんですが、体験住宅だけではなくて、訪れて村を自分の目で確かめるということが非常に長続きする、しないのあれなのかなと思います。

それと、よく移住された方の行政区の区長さんなんかに聞きますと、移住された方がその地域の中に溶け込まなくて、自分だけの世界に入って生活をしている。そういう方が全部ではありませんが、そういうものがある。確かに移住される方は、自分のプライバシーとかいろいろな面で制約を受けるというのを嫌いな人もいますから、そういう方はそういう方で難しいのかもしれませんが、できるだけ村に来た以上はその地域の中で溶け込んでいただいて、自分のこれからのこともありますから、いろいろな会合にも、その地域の集まりにも積極的に出たり、行事に参加したり、参加しない方にはその誘導をするということですかね、その辺の対応がポイントになるというお話は専門家の方から聞きました。ですので、こういう支援のほかに、今私が申し上げたようなことを積極的に取り組んでいくことがずっと住んでいただける条件になるのかなと、こんなふうに思っております。

9番（相良 弘君） この事業は特に情報発信、PRが非常に大事だと思うんですよ。村内の人とはともかく、特に村外の人に対してのPR、それが非常に重要だと思うんですけれども、その辺のPR方法はどうなっているか、お伺いしたいと思います。

副村長（門馬伸市君） もちろんネットを通じたそういう情報の流し方をしていますが、先ほどお答えさせていただきましたが、アドバイザーの中に、東京の中で村のPR、そういうものをしていただくことを条件にそういうアドバイザーもお願いしていますし、やはり、ネットだけではなかなかそういう移住・定住につながらないと思いますので、いろいろなところに足を運んでそういう情報の流し方、ネットだけではない形のPRも必要なのかなということで、そういう活動もしております。

あとは、結構、この制度ができてから、ネットも見ているんだと思いますが、移住定住

交流対策室のほうに毎日のようにいろいろ足を運んでくる方がおります。例えば農業をやるにはどうすれば農業に参画できるのかとか、あるいは仕事が無くては来てもどうしようもないので、仕事はどうすればいいのかとか、そんな問い合わせもあります。

ですので、いろいろな情報の流し方はあると思うんですが、あらゆる媒体を使ってPRには努めていきたいというふうに思っております。

9番(相良 弘君) PR方法、あるいは情報発信の方法はわかったんですが、私の経験なんですけれども、非常に県内の道の駅、それにパンフレットを置くのがうんと効果があった記憶があります。県内だけでいいですので、少し重点的にこの駅は人が集まるようなところに移住・定住のパンフレットを置くのがうんと効果があると思うんです。あそこの道の駅に来る人は何か情報がないかということで、必ずパンフレットを持っていきますので、これからもそんなことをやられたほうがいいんじゃないかなと私は思います。

それと、次の質問、2番目なんですけれども、説明があったんですが、今現在はそういう公害対策条例があるということなんです、これが非常に何か機能しているのかなという、私疑問に思っているんですよ。

これが、私質問したのは、実際、村長も、副村長もわかっていると思うんですが、白石地区でこの問題が発生しております、それがなかなか強い指導ができないと。これは最初進出するときその計画の申請なりあったと思うんですが、途中から多分その計画が変更になっているんですよ。だから、悪臭が出るようになった。実際、私のところに相談してきた人は、「もう飯館にいられない」と。せつかく、解除して戻ってきたんですが、引越しを考えているというふうな深刻な人もいますよ。

この条例が効果を発揮するために、当初の例えばその企業じゃなくても、これから進出する企業については、少し厳しいぐらいに、そういうこと、例えば変更あったときは変更申請を出すようにとか、そういうことで厳しく当たってもらいたいというのが私の希望なんです、見解をお伺いいたします。

村長(菅野典雄君) 先人がこうしてやっぱり公害を起こさないようにということで条例をつくって今までも来たわけですが、それが功を奏したこともあるし、今回、そういう形でなかなかその法に触れないできたということもあったりして、大変地元の方に心配をかけているというものも知っているところであります。

本来は、きちんとやはり村に申請をした上で、ですから、住民の皆さん方のところに行ってそのままということで、1対1なり、1対2なり、3なり、オーケーよというところでいいということではないんだということがやっぱりまだ知られていないという、村のほうの広報に落ち度もあったなというふうに思っております、もう一度やはり皆さん方に、少なくともやっぱり心配ないような企業は村のほうにまず連絡をしていただいて、そこでまず話し合いをしてくださいという話をやっぱりしてもらわないといけないなど、こんなふうに今回反省したところであります。

なお、今のところは、ちょっとこの前もある方にお会いをしましたので、もし、異様なにおいなり、あるいは公害的なことがありましたならば、村のほうから厳重に対策を講じさせるようにしていきたいと、このように思っております。

9番（相良 弘君） 白石の悪臭問題はそれでいいとしても、今後いろいろな企業が悪臭を伴うものやら、騒音が伴うものが進出してくる可能性は予想されますので、そのときの受け付けといたしますか、この条例に従って厳しく審査していただきたいというのが私の要望であります。

それでは、最後の道の駅の件についてちょっとお伺いいたします。

改善策として1番から6番目まであったんですけども、この具体例としては、大変、私からすると乏しいというふうに思うんです。特に6番目のコストの削減というのは、この間のコンサルタントの話を聞きますと12%と。12%と数字で言うのは簡単ですけども、このコスト、経費の12%削減というのは大変難しいんじゃないかと。ここにあるように、人件費の見直しなんかは相当摩擦が生じるんじゃないかという、私は心配しております。

私の考えなんですけれども、具体的な例としては、私が気づいていたところがあるんですけども、飯館村にコーヒー、自動販売機でやっているんですけども、何であのコーヒーを取り入れないのか。あの「榎久里珈琲」は大変人気があつて、私が勤めていたときも、帰りに、「あしたの朝、何袋、豆買ってきてください」とか、浜通りから県北地方まで何回もありました。「榎久里珈琲」始めましたということだけでもお客さんはふえるんじゃないかなと私は思います。大きな、大した利便がなくても、まず取り入れられるものから取り入れるべきではないのかなと。

あと一つ、不満があつたのは、食堂に入る両脇にいろいろ飾ってありますね、蜂蜜とかいろいろ。そのときに、コンビニでやっている小さな買い物かご、あれを何で置かないのかなと。あれは、買い物かごというのは、消費者の利便性を図るものだけじゃないんですよ。あれを持ってくれば何か1つぐらい入れるんですよ。ついで買いとか、あつてもなくてもいいんですけども、あつてもいいかというふうに。だから、買い物かごは売上を増進するために絶対必要なものです。あそこに置けば、必ずそれ、空の買い物かごを下げたあそこを通りますから。そして、空の買い物かごを返す人はいないんですよ。1つぐらいは入れるんですから。

そういうことで、今すぐ、あしたからでもできるような売り上げ増進策をぜひ考えてもらいたいと。コスト削減12%カットを考えるよりも、そういうことのほうがもっと簡単にできるんじゃないかなと私は思うんですが、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

副村長（門馬伸市君） ご提言ありがとうございます。

実は、「榎久里珈琲」の件も検討はしたんですね。詳しい内容は、私が交渉したわけではないので、その辺の内情はわかりませんが、多分、榎久里さんが売り上げが、ほとんど道の駅に還元が極めて少ないみたいな形でただ置かせていただくというような話だったのかなというふうに聞いています。

今、ご質問いただきましたので、どういう形であれば、その辺のどちらもメリットがないと、店に展示だけして道の駅の収入につながらないのでは、相手だけでは困りますので、その辺の利益の出た分の配分というのですか、その辺のところなんかも協議をしていかないと、一方的にはこれ、置いてくださいというわけにもいかないのかなと思います。当時

のことをもう少し確認をして、極久里さんとも交渉はしてみたいなという気はします。

それと、かご、私ももうっかりしているんですが、確かにかごないですね。トイレ側から入ってきますと、あそこの場所が売り場ではなくて、展示しているのかなというふうに錯覚をする人がいるみたいなんですね。結構、あそこに展示してあるのは買えないのかなというような錯覚を起こしているということもあるので、あの辺の、売り場なので、お客さんにわかるように書いておくなり、今のかごはもちろん今ご指摘いただきましたので、その辺の準備はさせたいなと思います。

いろいろ、直売所の部分の品数なんかいろいろご指摘をいただいているところなので、今のトイレから来るあそこは狭いんですけども、あそこにも産品結構置けますから、売り場であるということを明示をして、かごの準備、その辺は指示したいと思います。

9番(相良 弘君) その辺は検討するという事なんですけれども、前にコンサルタントが言ったコストの12%削減については詳しい話は聞いていますか、その内容をお伺いします。

副村長(門馬伸市君) 仕入れコストの件については、今、整理して、あしたの全員協議会のほうをお願いしていますので、その中で、ある一定程度のものは数字として、金額として出せるのかなという気がしています。

例えば仕入れコスト削減の中では、セブンイレブンの廃棄量、捨てるもの、これが多いので、これを例えば1%ぐらい削減しただけでも、捨てるものの分を少なくすれば20万とか30万が出てくるということですので、それが何か廃棄処分の率というのは私もわかりませんが、大体、コンビニは5%ぐらいが平均してあるそうなんですね、コンビニの捨てる量が。それを1%ぐらい下げて、現在はやっぱり5.5%を超えているのかな、それを4.5ぐらいにしたいとか。あるいは物流コスト、仕入れ。仕入れ先、遠くから仕入れしている部分があるんですね。それを県内から仕入れることによって、物がどうしてもない場合は別ですが、県内から仕入れられるものは物流コストがかなり下がりますので、そういうコストの削減、そんなことも出されておりますので、仕入れのコストというのは大分大きいんですね。そんなことを検討しているところであります。

9番(相良 弘君) おにぎりの件につきましては、前もちょっとお話ししたんですけれども、やはり捨てるのが大体月で50万円を目安だと私話したんですけれども。また、それを少なく30万円にしようといったときに、何もあそこの棚にないと売り上げがぐんとまた逆に減るんですよ。だから、その辺の兼ね合いが大変難しいと思うんですけれども、までい館は飯館村の拠点ですので、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

質問を終わります。

議長(菅野新一君) これで相良 弘君の一般質問を終わります。

引き続き、5番 高橋和幸君。

5番(高橋和幸君) それでは、よろしくお祈りします。

まず、一般質問に入る前に、ちょっと私の健康管理不足でちょっと風邪をひいてしましまして、聞き取りづらい部分があったとしたら、ご理解お願いいたします。

今年1年間も間もなく終わります。議会議員として過ごした1年3カ月目、今年は数多くの初の体験、経験があり、現場に行って直接現地の人たちの話に耳を傾けて、見る・聞

くの大切さを感じさせられ、新たな発見や知識を学ばせていただき、自分にはないものを受け入れる必要性を感じさせられた。今年のテーマを漢字一文字とするならば、私に当てはまるのはまさしく「学」、学ぶの1年であり、信念は曲げずとも、この数カ月間、2つのことを常に頭で意識して採択に臨んでまいりました。

それはある方の言葉から学んだことであります。「だめだめばかりでは前に進まない。否定から始まることはない」ということです。この2点を特に注意して心がけて歩んできたつもりではありますが、かといって、それ自体を特段にリスペクトしているわけではなく、今後も言いたいことは遠慮なく言わせていただきたいと思いますし、なれ合いではなく、協調性、歩み寄りも大切ですが、煙たい存在であるべきが議会議員の本来の使命でもあると思っています。この姿勢と信条で来年も務めていくことをここに発言申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

1番、ふるさと納税について。

①震災以前、直近5年間の飯館村におけるふるさと納税の納税額、対象納税者の納税の推移、返礼品の品種、内容等、過去のデータベースを知り得るため資料提出を求めるとともに、当時における行政サービスのあり方、及び納税者との交流の有無、及びこれに係る村民の生活上の変化、環境、潤いの実情を伺います。

次に、東日本大震災以降の飯館村におけるふるさと納税に係る全ての資料を求めるとともに、現在までにおけるふるさと納税の過程、行政の取り組み、納税の使用内容、目的、及び返礼品のあり方を伺います。

次に、震災以降におけるふるさと納税の減少化が顕著ではないかと思われまます。行政が思考するふるさと納税の本来あるべき姿とはいかような内容であって、ふるさと納税の意味と意義とはどのように捉えているのかを伺います。

次に、さきの質問に類似しますが、全国の1,741の各自治体のふるさと納税のあり方が、総務省の定めとは、行政、場所、産品、財政等々認識の違いが問題視されている中、被災地という苦境にある飯館村の行政としてのふるさと納税の真意、地元を生かした取り組みと方向性とはどのような形が最善最適と捉えているのかを伺います。

次に、ふるさと納税とは、単に納税、控除、返礼といった一つの流れに固持し、それで終わる単体事業ではなく、納税者とのつながり、現在発行されているふるさと住民カードもしかり、今年の飯館村のテーマとして所信表明した、移住・定住・交流事業にも深くかかわる事柄でもあります。どのように人の好意を事業に対して有意義に生かされているのかを伺います。

次に、ふるさと納税とは、納税者と地元住民が最大の主人公であることを忘れてはなりません。この認識のもと、その土台として存在している自治体及び行政としての果たすべき役割とは何か。具体的な内容、施策をお伺いします。

続いて、2項目、学校・教育施設の今後の有効な利活用について。

これまでも類似事項を取り上げてきましたが、今現在、村の負の財産、財政の圧迫とならないためにも、どのような具体的かつ現実的な施策に取り組まれているのか。また、将来のために、時代のニーズのために、村の活発的な発展のために、日本初の村立の外国

人日本語学校の設立にも力を入れるべく、総務文教常任委員会としても、同じ共通認識のもとに視察や調査、国の関係機関との話し合い等、価値のある村の将来の財産とするべく、同じ方向性を持ち、現実的に取り組んでいます、これに関して行政の思惑はいかがなものかを伺います。

以上2項目7点を質問いたします。

村長（菅野典雄君） 5番 高橋和幸議員のご質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税についてということで6点ございますが、いずれも関連がありますので、一括して一つ一つ丁寧にお答えをさせていただきます。

ふるさと納税制度、いわゆる都市と地方の格差を少しでも補えれば、あるいはそれぞれふるさとなり、あるいは地方に思いをかけるという気持ちをやっぱり大切にしていこう。こういうことでできた制度だというふうに思っております。

そういう中で、1番目に、最近5年間の村の状況という話であります、震災以前の話でどうなんだということですが、震災前のふるさと納税については、村は返礼品がない一般の寄附だけということをやっておりました。実績としては、平成20年度から平成22年度までがゼロ件ということです。そして、23年度は11件で37万円があったということであり、その後、平成26年度までは同様の制度の運用でありまして、年間10件前後ぐらいがあったということであり、額も年間でも200万円程度でありまして、行政サービスや村民の生活上においては特に変化、影響はなかったというふうに思っております。

ただ、村が現在のような返礼品が伴う制度にスタートさせたというのは、平成27年12月であります。実は、いわゆる産品も避難によってないわけでありまして、飯館には、そしてまた、膨大な仕事量を職員たちが抱えているわけでありまして、とてもそんなことを、ふるさと納税をどうのこうのできるはずはないなと思ってきたわけでありましてけれども、時代の変化を読んだ会社があって、いわゆる事務を代行していただける方がいるよだという紹介をいただきましたので、そこがあるのだったならば職員にそう負担をかけずともできるのではないかと、こんなように思って、産品がないというのは確かに苦しいんですけども、考えようによってはまさに東京電力の災害によって我々はこういうことになったわけでありまして、いわゆる災害によって産品はないけれども、多くの自治体から応援をいただいていると、そこの産品で許してください、そこで間に合わせてくださいと、こういうメッセージを出したのが平成27年12月1日であります。1カ月間で3億6,848万円入ってきました。つまり、多くの人たちが飯館村に応援をしようという形になったわけでありまして。その後、やはり、そう思うようにはいきませんが、額はだんだん減っておりますが、それでも、昨年度も2億円を超える寄附が集まるなど関心を集めているところでございます。

2番目の質問であります、いわゆる使い道、目的ということで、議会ともいろいろ話し合いながら復興及び新しい村づくりの財源として使っていくと、こういうことあります。

一つは、何でそのように集まったのかというものの中に、多分、飯館村は原発の恩恵を全く受けずとも避難させられながら、常に前を向いて何とかしようと思っっているというの

が、結構、皆さん方に伝わっているということがあるのではないかというふうに思っています。そんなことで、いわゆる返礼品のあり方については、納税者獲得のための全国的な返礼品の高額化、あるいはいろいろな問題があつて、総務省が大変なことをやめるべきだと、こういうような話があります。

村では、その特産品がないということ。それは少なくとも避難がなければ飯舘牛でどんどんといただけるんだよという話をいち早くさせていただきました。そういうことで、見直しを迫られたわけではありますが、被災地であるということで、とりあえず制度運用を国から一定の理解をいただいていると。これが今の現状であります。本来はやはり村の返礼品でやるのが理想でありますから、少しずつ村の返礼品を足していきながら、今後、国の指導を受けとめながら改善を図っていきたいというふうに思っています。

3番目のふるさと納税の質問でございます。

ふるさと納税の意味と意義についてどう捉えているかということですが、先ほどもちよとお話しさせていただきましたが、税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みとして国の地方創生策の一環があるなど。都市部に暮らす人が自分を育ててくれたふるさとに自分の意志で幾らかなりとも納税ができる制度、あるいは、ふるさと納税研究会の報告を受けて設けられた制度であります。趣旨としては、1つ目は、納税者が寄附先を選択できるということ。寄附したお金の使われ方を考えるきっかけになる。2つ目は、納税者が生まれ故郷やお世話になった地域に、また、応援したい地域の力になれること。3つ目は、市町村がふるさと納税を呼びかけ、選んでもらうのに相応した地域のあり方というものを改めて考えるという、そういう意味があるのではないかなというふうに思っています。

ふるさと納税創設の趣旨に沿ったこの考え方が、本来あるべき姿だと、このように思っているところであります。ただ、それに応えるべき我々の義務もあるなどということで、いわゆるほかの自治体の返礼品でお返しはさせていただきますが、それで十分でありますけれども、それでいいということではあり得ないなど。やっぱり村としてのそういう方への誠意は必要だろうということで、これまでも二度、三度、村のいわゆる復興冊子とかいろいろな資料を送らせていただいて、その人たちの心に村としての応えを送ってきたところであります。そうしますと、涙が出たとか、あるいはまた納税しますよとか、そういうふうな手紙も何通か来ていると、このような状況であります。

4番目の納税の地元を生かした取り組みについてということですが、納税の趣旨は国の趣旨に沿うものであり、村もそれを目指すものでありますが、やはり財政的な意味での期待がやっぱり大きいと、そういうふうに思っています。ふるさと納税によって入ったお金は、返礼品代などを差し引いた約半分ということになります。つまり、40%が最初だったわけです、返礼品が。今、30%以下にしろと言われておりますから、当然、本年度はそういうふうになりましたが、返礼品40%、10%はいわゆる事務経費のところということで、一応使える財源的には半分ということだったんですが、これからはその辺がどういうふうになるか、わかりませんけれども、当然、自主財源に乏しい我が村にとっては、今、総額約8億円そこそこ入っておりますから、4億円が使えると、こういうことであります。

新しい村づくりのための財源として大変貴重であり、現在は国や県などの補助金を初め



とする復興財源がありますが、それだけでは賄えないわけでありますので、その補助金などの適用が難しいところにそういうものを使わせていただくということであり、また、できるだけ納税していただく方の趣旨に沿うようにする、あるいは我々の趣旨を明確に出して、それに応えてもらうということで、今回、「皆さん方の希望がある程度実現したのもありますよ。ぜひ来ていただければ……」ということで、「ようこそ補助金」という形で、今までも多分150人ぐらい村に足を運んでいただいた。これも財源はこの財源の中と、こういうことでもあります。

当然、農林業や畜産業などが被害に遭ったわけでありますから、村の特産品が、一時、ほぼなくなってしまいましたけれども、これからはしっかり魅力的な返礼品をつくって、村の品物を返礼品として取り扱っていきたくと、このように思っております。

ご質問にありましたように、本来ならば、地元産のもの、野菜とか、米とか、肉とか、お酒とか、その他加工品などを返礼品として準備をし、魅力ある飯館村の産品を広くPRして、地元産業及び地元経済の活性化、新たな産業や雇用の創出につなげるというのが地元を生かした取り組みという点で最善最良であろうと考えているところであります。村が今は産品がないので、他の自治体との競争に太刀打ちできないためにこのような手法をとらざるを得ませんし、国のほうからもある程度の理解をいただいているということでもあります。

昨年度からは、村で栽培されたお米の「里山のつぶ」を加えましたし、また、今年度は村産の花やお酒、加工品を返礼品に加えるために今関係業者と調整を進めているところでございます。徐々にではありますが、村の特産品の数をふやす努力をしていきたいと、このように思っています。将来的には村の特産品のみでふるさと納税ができることを目指し、村民のかかわりの場面を多数設けながら、この制度やいただいた寄附金が村民にできるだけ還元されるようにしていかなければならないと思っているところであります。

5番目のふるさと納税のご質問であります。村の事業にどう生かすのかという質問であります。

本制度でお預かりしたお金の流れとしては、一旦、復興計画にありますまでの村「陽はまた昇る基金」これに積み立てられます。そこから村の各事業の財源として充てていくと、こういうふうになります。平成27年度の基金運用開始から平成29年度末まで、去年の末までの主な使い道としては、復興拠点の整備に約3,938万円、農業や畜産業の再開に約1億735万円、村民の帰還のための引っ越し補助金に4,780万円、震災の記録誌の作成などに約3,147万円、学校の再開に約1,885万円、納税者が村を訪問する際の交通費補助、先ほど言いました「ようこそ補助金」に231万円など、その他、移住・定住事業なども含めまして総額で約3億697万円がこのふるさと納税から充当されている、こういうことでもあります。

この基金については、今後も議会と相談しながら、産業再生、移住・定住・交流、あるいは村のコミュニティーの再生などなど、そういうものに大切に使うてまいりたいというふうにも思っております。

最後のふるさと納税の質問であります。村としては、全国の方からできるだけ多くの

ふるさと納税をいただくために、地元の魅力を広くPRし、また寄附金の使い道を明確にしなが、納税者の関心、理解を深め、村への納税意識を高める働きかけをすることが大切だというふうに思っております。そのためには、制度の大きな注目点である返礼品に関して、村民らがかかわった村特産品を選んでもらうよう、魅力ある特産品づくりの基本となる村の産業、特に農畜産業や加工業などを村で支援する取り組みが必要だと、このように思っています。そして、それら特産品を納税者に届けるための手段を関係の業者との調整などをお手伝いしながら、なるべく村民の利益をふやし、負担を減らすようにしていくということも大切だろうと。そして、最後に、そうして得られた寄附金をさらに新しい村づくりの施策に使うことで間接的に広く村民に還元していくということであろうというふうに考えております。

実際に、村はこれまで営農再開や事業再開に関して補助事業による資金・資材面などでの支援を行ってきたところであり、返礼品に商品を加えたいという方に対しては関係事業者との連絡調整を行ってきております。今後も、この制度のためだけではありませんが、できるだけ多くの地元特産品を返礼品に加え、納税額をふやしていただいて、支援を継続しながら、結果として、この制度で得た寄附金が村民の生活に還元できるように取り組みたいと思っておりますし、一方では、いただくだけが全てではありませんので、やっぱり村の誠意をどう見せていくかということが次のふるさと納税につながるものと、こういうふうに思っているところであります。

それから、2番目に、学校・教育施設の今後の有効な利活用というご質問がありましたので、学校施設であります、私のほうからお答えをさせていただきます。

ご承知のように、今回、草野、飯樋、白石の3小学校施設につきましては、再来年4月からの統合を目指して、学校等のあり方検討委員会を設置して協議を進めているところがあります。したがって、今後、3つの小学校は空き校舎として活用を探していくということになります。何度もお話ししましたが、この学校の活用が村のこれからにとって非常に大きなポイントになるのではないかと、このように考えております。

現在、草野小学校は、放射線計測や振興公社の事務所、見守り隊の事務所として活用されておまして、今後も一定期間は同様の活用が考えられます。また、村各所から出土しました遺跡からの発掘物の保管場所としての活用や、震災後に寄贈いただいておりますいろいろなものの保管場所としても活用してまいりたいと考えております。

続いて、飯樋小学校ですが、既に今から幾つかの団体からぜひ研修施設やフォーラムの場所として貸していただきたいという声がかかっております。それだけ特殊な建物と、こういうふうに考えていいのかなというふうに思いますが、また、学生の合宿としての活用など、特徴的な校舎の構造を生かした活用法も探りたいと考えております。今、スポーツ公園ができて、しょっちゅう、あちらこちらから来ているわけであり、団体で、これから夏休みとか何か、来た場合に泊まる場所がなかなか大変ではないかということもありますので、そんなことも考えながら、先ほども話しましたが、なかなか復興予算で思うようにいかないということで、今、いろいろ国との交渉をやっておりますが、何とか農水省の補助で対応ができるのかもしれないなというところに今来ていると、このようなこ

とであります。ただ、いずれにしても、学校のこれからのいわゆる活用は非常に重要だというふうに思っています。

最後に、白石小学校ですが、今のところ、幾つかの事業所から要望がありまして、民間への貸し事務所や企業誘致などによる活用が図れないかなというふうにも考えております。また、ご質問の後ろのほうにあります日本語学校の設立であります。佐藤一郎議員のご質問にもお答えをしましたが、多くの関係者のかかわりや設置のニーズ、ここで育った人材の活用先など周囲の環境があつて初めて可能になると、このように思っておりますので、これからもどんな制度を利用してうまくできるのかどうか、大いに研究をしていきたいと思つているところであります。

なお、各公共施設の利活用につきましては、議員のご質問にありますように、村財政の圧迫にならないようにというのが常に頭から離れないようにしていかないと、後々大変なことになるのではないかなと、このように思つているところでありますので、その辺をしっかりと考えながらいろいろな形で3つの小学校の利活用を考えていきたいと思つているところであります。

以上であります。

#### ◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。再開は15時00分です。

（午後2時37分）

#### ◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後3時00分）

議長（菅野新一君） 5番 高橋和幸君。

5番（高橋和幸君） ふるさと納税に関して、1から6まであるんですけども、同じふるさと納税という内容ですので、総括して何点か質問したいと思います。

その前に、質問に対して村長からの答弁を伺おうと思つているんですけども、その答弁を伺うに当たって、こういう認識のもとに答えてもらっているということを知りたいというか、確認したいので、ちょっとお聞きしますけれども、平成30年第2回飯館村議会定例会提案理由で村長が述べた所信表明の中で、これに関してというか、今年のテーマ及び何を大事にすると言ったのか、人間ですから、前の話なので、全部が全部とは言いませんけれども、わかる範囲でいいので、ちょっともう一度お聞かせ願いたいんですけども。

ふるさと納税の質問をするに当たって、村長の答弁を伺おうと思つているんですけども、その答弁に対して、住民、村民がかかわっていることですので、そういう認識のもとにお答えするということを確認したいので、それにかかわる件が村長の今年の所信表明の中で、この資料にあるんですけども、ちょっと、今年のテーマというか、何に寄り添ってとか、何を大事にするとお答えしたのか、ちょっと、わかる範囲でいいので、確認したいんですけども。

村長（菅野典雄君） ちょっと、かなり前の話ですから、抜けているかもしれませんが、いつも思っていることは、こういう災害に遭ってしまったわけですので、やはり復旧という話

よりは新しい村づくりをやっぱりしていくという考え方が必要だろうというのが1つです。

それから、移住・定住・交流というように、やはり、戻った人だけで村づくりをやっていくという話ではなくて、村からほかに移られた方も人によっては、そしてまた、ほかの方たちも一緒になって力を合わせていただければというのが2つ目。

そしてあと、多分、3つ目は、できるだけ村民のこの中で頑張るために、村としては、国の事業を捜らせていただいたりということがあるなど。それが、賠償も大変大切だけれども、少なくとも国の責任でいわゆる生活の支援制度をつくるべきではないかというのは、4分の3が出てきて、それに5%、村で上積みさせていただいたということであります。

そんなことが、多分、所信表明以外にもいろいろと私としては思いとして言ってきたことかなと、このように思っております。

5番（高橋和幸君） まさに私たちの聞きたかったとおり、村長の答えが合っておりましたので、所信表明の中に移住・定住と帰還後の村民への支援、一人一人に寄り添った将来設計構築の支援というものがありましたので、そういうお気持ちのもと、質問にお答えしていただければと思います。

ふるさと納税について、私なりに勉強したつもりではあります。いろいろと調べれば調べるほど、簡単そうにも思える点もあれば、難しく考えさせられる点もあり、メリット・デメリットが相まみえ、国の機関である総務省と自治体、またはその長の解釈の違い方、さまざまな疑問点を感じさせられる制度であると実感した次第であります。

私自身のことになってしまいますが、これまでの質問において制度や税関係には立ち入りませんでした。というのも、私の苦手分野というか、税にはそれほど詳しくありませんので。私も議会議員になる前に村民の支援者の方、有権者の方に一人の声でも行政にというのをお約束してこの場に立たせていただいていますので、今回もふるさと納税に関して村民からの声が上がったので、質問させていただきます。

まず、先ほど村長が言った返礼額が5割で、5割を自治体を使うという答えがあったんですけども、飯舘村はこういう状況下にあって、特別な状況にあるという回答を得たんですけども、総務省は2017年及び2018年の春に、返礼品について、寄附額の3割以下で、かつ、地場産品とする総務大臣の通知を出しております。この通知に強制力はなく、2018年9月11日時点で寄附額の3割超の返礼品を送っている自治体は246市町村、全体の13.8%で、このうち、174市町村が見直しの意向がない。また、その時期を未定としております。2018年9月、総務省は過度な返礼品を送っている自治体をふるさと納税の制度対象外とし、税控除を受けられないよう法改正を行うことを検討するとし、与党税調の議論を経て、2019年の通常国会に地方税法改正案を提出する方針となっておりますが、村長のお答えした件で、納税の種類と額と、今時点で、県外産も使っております、お米などもありましたけれども、具体的にまだ飯舘村のふるさと納税の返礼品の中身、あり方をもう少し具体的にお聞かせ願えればと。

総務課長（高橋正文君） 今ほど、高橋和幸議員のほうからございました総務省の通達関係であります。今おっしゃった数字で正しいと思います。現在の情報ですと、来年、31年度、

平成でなくなりますが、来年の6月程度をめどに総務省ではこの通達を守らない自治体をふるさと納税の対象外とするというようなスケジュールで進んでいるようでございます。確定的ではございませんが、現在はそのような情報であります。

返礼品の中身ですが、さまざまなカタログみたいになっておりまして、さまざまな商品を送っております。主に「日本で最も美しい村」連合の友好的な市町村のものを中心にいろいろなものを送っています。ただ、本村のものについては、先ほど申し上げた米を追加して、また、今回、花卉、花ですね、花等を追加していると。できる限り地場産品が送られるように、農業関係の農業再開等の事業を進めて、できるだけ地場産品の率を高めていくという努力を今後していくことになると思います。

村長（菅野典雄君） 返礼品の割合は、最初4割です、5割ではなくて。あとの10%はいわゆる事務をつかさどるところにいわゆる事務費として入れるということですから、結果的には5割なんですけど、返礼品の割合は4割ということで、それは今回3割以下に直させておりますので、心配はないというふうに思っています。ただ、品物は、どうしてもやっぱり飯館村のだけという話になりますと、ありませんので、今年度については今までのとおりお願いしたいという話をしておりますし、来年度以降は、村がもともと持っていたものができないので、それにかわるものはいいけれども、という話をいただいております。前の4割にしても、電化製品とか何か人間の心をそそるような、そういうものは一切ございません。普通の一般的な品物、各自治体の誠意のある品物をえりすぐって、多分200点ぐらいはあるんじゃないかなと、このように思っております。

5番（高橋和幸君） 私のふるさと納税の質問した中において地場産品がないというご返答があったんですけども、地場産品、今、皆さんやっておられます、村内でやっている方もいれば、村外でやっている方もおられます。その地場産品をいつ使うのか、使うためにはどんな規制があるのか。こういう特殊な環境下において生活を強いられ、飯館村外の土地でつくったものは、たとえ村内者がつくったとしても村内産と認めないのかどうかをお聞きします。

村長（菅野典雄君） 今、飯館村は、先ほども言いましたように畜産の村、まさに飯館牛、非常に有名でした。何とかそれをやっぱり残したいなということで、ある方はほかの県に行って一生懸命頑張っていたいただいています。が、そこでいわゆる何年も育ちますと、それは飯館牛ではなくて、その肉と、こういうことになりますので、そういう意味では、非常にづらいなと。そこら辺が、せっかく村から行ったんだから、飯館牛でいいんじゃないのと、こう言いたいところなんですけど、そこでやっぱり何年か育てばそれはその土地のもの、ということでもありますので、飯館牛が復活するのにはもうちょっと時間がかかるのかなと。その間は、飯館牛があったのは誰もが認知しておりますから、米沢牛でも、あるいは神戸牛でも、それはいいでしょうという話はいただいているということでございます。

5番（高橋和幸君） 今、お答えになってもらったとおり、飯館牛のブランド化、これももしかりなんですけれども、なぜ、こういうことを聞いたかと申しますと、例えば今、答弁書の中に村内のお米やお酒が追加になったとありますけれども、どうして農作物、野菜の類い

が入っていないのか、たかが野菜と思われているのかどうか、わかりませんが、ほかの全国自治体、野菜が有名な北海道にしても、茨城にしても、野菜だけの詰め合わせというものが、3,000円とか、5,000円とか、そういうものを作ってありますし、帰還宣言して間もないとはいえ、ふるさと納税としてしっかりと1年間供給できる方もいらっしゃいます。そういう方がいる中で、村としても「そういうものをやる方いませんか」とか、そういうお知らせとか、どういう選考とか選定基準があるのか。もしそれがあるのであれば、またないのであれば、なぜ今現在で野菜を使うという方向性に向いていないのかを伺います。

村長（菅野典雄君） 以前、「ミートバンク」ということで肉の宅急便を全国初でやらせていただきました。今から多分25年か30年前ですが。そのときは肉だけというのもどうかなということ、いろいろな野菜や何かも入れさせていただいたという経緯があります。それはいわゆる一括してきょう送ればあした届くと、こういうことであります。今度、ふるさと納税は、あちらこちらからその都度、その都度出てきます。そうすると、そのときにいかに新鮮なものが送れるか。そして、ぼつぼつならいいんですけども、ぞくっと飯館村を応援しましょう、農業を応援しましょうということが出てきた場合に、その対応ができるかどうか。その辺がやっぱり大変微妙なところなものですから、そう簡単にいいよという話にはなかなかできない。やっぱり言われたならばできるだけ送れるような、そういう素地ができているかどうかということもやっぱり村としては責任の上で検討していかなければならない。こんなようなことで、今、今年が多分、米と花になるかなと。米にしても、わずかです。花も、花の農家で何とか送りましょうと、こういうことが了解をもらったんですが。酒のほうも了解なんですけど、多分、今年はちょっと酒は無理かなという気はしますが、まだちょっと内容的にはわかりませんが、いずれ酒もできるというふうに、こう思っています。そのほか、いろいろなものができるということなんですけど、ほかのものをみますと、肉というのは大変多いんですけど、野菜というのがどのぐらい多いのか、ちょっと私もまた調べてみたいとは思いますが、なかなかやはり、野菜は今言ったように、例えばこの年末ですといろいろなそこに出たものということなんですけど、いつ来るかわかりません。年末は多いですけども、3月、5月も来る、そのときにどのような野菜が送れるかということになると、その辺の体制をやはりきちんとした上で大丈夫ですよという話をしていかなければならないんじゃないかと、このように思っています。

ただ、いずれにしても、少しでも村のものをという思いは持っておりますので、ということ。

5番（高橋和幸君） お答えした内容の意味は理解しますが、ふるさと納税のこの問題にしてもしかり、また、どれほどの帰還者がどんな農作物をつくっているというのは行政のほうで把握していると思いますし、私が言うのも釈迦に説法かと思いますが、これまで行政及び村長は、私の質問に対してもしかり、またほかの議員の質問に対しても、内容によっては安心・安全、風評被害はない、感じられないと返答していますが、現実、県や国及び報道は風評被害の払拭に取り組むと宣言している中、周囲と行政の認識の違いを感じますが、帰還宣言もされ、時が過ぎ、営農再開者もいる中で、なぜ、地元産農産物をふる

さと納税の返礼品と使用し、本当に安心・安全、飯舘村のイメージアップに貢献しないのかを伺います。

というのは、ただいまも申したとおり、村内生産者の中で、私のものをふるさと納税に使ってもらいたい。私は1年間供給できる能力があるという方もいらっしゃいましたのでお聞きしております。

村長（菅野典雄君） 風評被害がないという話は一切したことございません。言っていることは、風評被害ということで多くの方が言っていますが、風評被害の、いわゆる100万とついていたものが70万になったという風評被害と、飯舘村は基本的に生活を崩されてふるさとから追われたというところでは天と地の差があるんじゃないですかというところで、風評被害、風評被害という話よりも、我々のほうは全く違いますよという話はしょっちゅうしています。そこがもしかしたならば風評被害はないというふうにとられたかもしれませんので、ちょっと誤解があったとすれば、大変失礼をしたというふうに思っています。

本人がぜひふるさと納税の産品に入れたいと、こういうことがあって、今、話しましたように対応がしっかりできるということであれば、それはやぶさかではないですが、何度も言いますように、そのことによって飯舘村のやっぱりイメージを下げるようなことのないような方たちのその思いだけはやっぱり各自、出す限りは持っていただかなければならない。その話はこれから本人との話し合いと思いますので、何か、そういう方がいましたならば、また担当のほうに言っていただければいろいろ話ができるというふうに思っております。

5番（高橋和幸君） まさに今村長が述べていただいたとおりの考え方でありますけれども、私が先ほど申し上げた、そういう方がいるということが前提で、もう一度、行政及び村長の村民に寄り添う姿勢をちょっと問わせていただきます。

現状で、帰還できる方はしてください。賠償は終わっているの、生活は自分でしてください。機材購入等は県の補助などが使えます。農作物はつくりたい方は自由にしてください。行政の支援をしているといっても、正直、これが今の現状だと思います。

村民の自主性及び自立性を求めるのは確かに私も正しいと賛同いたします。何といっても、人生を生きていく上で頑張らなければならないのは人それぞれであり、本人自身ですから。しかしながら、これまで続いた避難生活で失った物や事は想像以上のものであり、村民それぞれでもカバーし切れない面が多々あるのが現実であります。

その一つとして、このふるさと納税に関して、「なぜ、地元産を使用しないのか。検査もして安全性が証明されている私のつくったものを使用してほしい」という声も私の耳にまた直接的にも伝わってきています。先ほど申し上げた、年間を通して供給できるということも前提といたしまして。供給状態にたどりつきました。しかし、買い手、売る相手先を捜すのは、やはりそこには風評被害の壁があるという切実なお答えもいただきました。であるならば、村民たちが頑張った結果があるのであれば、壁になっている需要をサポートするのも行政としての役割ではないかと思われま。飯舘牛のブランド復活、花卉栽培、これに関しても力を注いでいるのは理解しています。あと残されているのは、農に関して、個人では補い切れない部分においての行政のサポートであり、個人ではなく、商売として

営農再開に従事している方々への行政としての役割のあり方、そういう方がいるという前提で、どういうふうな……。

その方は行政のほうに申し込んだんですよ。断られたと、そういうお声をいただいたので、今この質問をさせていただいております。なので、その返答をお伺いします。

復興対策課長（中川喜昭君） ただいまのふるさと納税の返礼品の中で、農作物という話をいただきました。

今、村内での農産物の状況であります。先ほど、出荷に当たりましては県等の検査が必要という話をしましたが、29年度から、その検査についてはいろいろ県の指導の中でやってきておりました。今後においては村の非破壊式の検査をすれば販売なりできるというものもございます。これらについては今のところ32品目になっております。この中には、例えば「いいたていちごランド」のイチゴとかカブ、キュウリ、インゲン、シュンギクなどなど、身近なものではトマトとかニラとかもあります。ですので、今、生産してつくっている方々につきましては、ある程度、市場を確保しながらつくってもらっているというのが現状でありまして、ただ自分がつくりたいでつくって、後、売れませんというケースはないように村としてはしていきたいという部分で、29年度から始まっている状況であります。

そのほかにも、もうお一人の方がつくれば、今言ったように、一回の検査で済むという部分もありまして、例えばブルーベリー、これ、今、県の検査を受けて、2人の方が販売できるようになっております。そういう方は、ブルーベリーについても官民合同チームの支援を受けて東京でのケーキに使うとか、そんな形で、つくる際には村のほうに相談をしていただいて、生育の関係では、肥料、例えば堆肥を入れるとか、いのしし対策をすることで、そういう支援をしながら販売まで支援をしている状況であります。

ですので、先ほど、例として、村のほうからお断りをされたという部分の方もいるということですので、ぜひとも、どういう形でお断りしたかというのは、ちょっと私もわからないところもありますので、ご相談いただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほど言いましたように、つくってもらう以上は販売までしてもらおうというのが村の考えでありますので、つくるときにはその辺の販売数どうしましょうかと。村がなければ、県と国なりの支援をいただくというような手法もとっているという状況でありますので、よろしくお願いいたします。

村長（菅野典雄君） 先ほど、ふるさと納税で農産物を送らないのは、風評被害というふうに思っているのではないかとというふうに私はとらさせていただきましたけれども、全くそんなことは思っておりません。むしろ、飯舘村の農産物が出てくれば、じゃあ、買ってあげましょうという、そういう方ばかりとは思いませんけれども、そういうことですし、私は何もふるさと納税に農産物を入れると何となく相手に失礼ではないかなど、そんなことは全く思っておりませんので、ぜひ誤解のないようにお願いします。

5番（高橋和幸君） 今のご回答は理解しました。

ただ、私が聞いた人の品種、品目が入っていなかったもので、ちょっと……。



その点は置いておきまして、これから、来年、仮設が終わり、帰還者もふえて、農作業に従事する方もふえてくると思われます。そういう方の中で、やっぱりふるさと納税にかかわることによって、営農再開者の自信と誇りにもなり、そこには本人の責任も生まれ、また農作物の復活を目指すことこそが本当の飯舘村の安心・安全のアピール、イメージアップにもつながり、営農従事者のやる気を高め、そういう一つずつの積み重ねこそ、販路開拓や販路拡大にも影響し、また、村民、行政相互の信頼関係の構築にもなるものと思われますので、柔軟に今後対応していただきたいと思います。

続いて、2番の学校・教育施設の今後の有効な利活用について再質問させていただきます。

きょう、午前、佐藤一郎議員、総務文教委員会の委員長からも日本語学校の施設に関しては質問及び答弁がありました。私もこの学校の問題に関して今再質問いたしますけれども、私立高校の存続においては本会議にたどりつくことなく、計画の断念という結果もあり、村長としては、新たに議員のほうから学校の問題についての提案が上がっていることに対して、いかなる心情にてこれを捉えているのか。私なりに察するところではありますが、まず理由はいかなるものとしても、日本初の村立の外国人日本語学校の設立が提案に上った件について、行政の長として、率直にどのように捉えて感じているのか、午前中にも言ったと思うんですけれども、再度、お伺いします。

村長（菅野典雄君） この災害の特異性といいますか、若い人、子供が帰らないと。帰らないわけではないんですけれども、どちらかというとなくなってきている。そこに若い人たちがやっぱり入ってくる、そういう施策をしよう。こういうことで皆さん方が考えていただいたということは高く評価をしたいと思います。

ただ、間違いなく、経営、収支をどうするかというのがこれからの大きな我々の課題でありますし、議会の課題でもあります。少なくとも、我々、国のほうにはソフトランディングするようにと、こう言っていますが、いずれ、この人口の統計をとったときに、どういうふうになるのか。交付税がそこで一番大きなネックになりますし、また、いろいろ維持管理もしていかなければならないし、村民へのサービスもしていかなければならない、支援もしていかなければならないということですから、常に、今、職員たちに言っていることは、何せ、財源を確保しながら経費を節減するようにと、こういうことであります。いずれ、自分の時代は、あるいは皆さん方の議員の時代はいいけれども、後になって「大変だ、何であのときにちゃんとしてくれなかったのか」と、こう言われぬように、やっぱり我々はしていかなければならないということですから。その収支のところをどういうふうにやっぱり詰めていくかというのはみんなで考えていく大切なことだと思いますので、その辺をぜひこれから検討していきたいと、このように思っております。

5番（高橋和幸君） まさに今村長が申されたこと、私は理解しております。このふるさと納税の質問、学校の質問、多分、村長が立たれるのであろうなということを思いながら、異論じゃなくて、たまには議論、村長との語り合いもよいかと思っ質問したんですけれども。

学校の案に関して、また同じようなことを何回も聞くんですけれども、この案件に関し

て、今後の展開や結果を、私もですし、ほかの議員もそうだと思いますけれども、今すぐここで求めるつもりはありません。しかしながら、この件に関しては、将来の実現に向けて、現実的に今後も同じ考え、志を持った議員とともに取り組んでいくことを改めてここで申し上げさせていただきます。また、村長にも寛大なる心をもって、この案件に関して今後の検討課題として視野に入れていただけるか、その意識と認識を、しつこいのですけれども、再度、お伺いします。

村長（菅野典雄君） ですから、提案をしていただいたということは本当にありがたいなというふうに思っています。何度も言いますように、それが実現する環境なり、あるいは収支がつくかどうかというものをもうちょっと調べさせていただいて、その上でまた皆さん方とお話をしたいと、このように思っております。

5番（高橋和幸君） まさにそのとおりだと思います。

私たち、今回、こういう提案をして、例えば議会で可決をして、「やってください。可決になりました」と。それは簡単なことかも知りません。でも、その後に、やっぱり人材確保だったり、いろいろな資料を集め、全てを、やっぱり行政の方に膨大なる仕事量をお任せするようになりますので、無責任なこともできませんし、今後、議会及び行政に賛同してもらえるような確たる証明も必要でしょうし、そのために関係省庁に知識を教授していただき、日本語学校の先駆けを歩んだ北海道の東川町の日本語学校の現場も視察してきました。実現するためには、さまざまに突破しなければいけない壁もたくさんあるのは事実であります。特別交付税など、国から何をどの程度負担してもらえるのか。村の負担財源の割合を幾ら考えなければならないのか。受け入れる留学生制度の実態。日本語検定などが何が必要で、教員確保に何の資格が必要なのか。わずかばかりの期間ではありましたが、多少なりともいろいろと勉強させていただいた次第であります。この案を実現することで、どれほどの経済効果、人・物流の流れ、飯館村への全国からの注目と関心が得られるか。将来的な飯館村の発展への足掛かりとなるかは、全てを鑑みてもどれだけの付加価値が生まれるか。スポーツ公園再開時に国会議員の先生が申ししておりましたが、「福島復興の発信は飯館から」と。まさにこの事業はその言葉に当てはまるものではないかと思えます。

同じことですが、再度確認のため、お聞きします。村長自身でなく、今後、会議などを開いて、行政一丸としてこの案件を検討課題として考えていただけるのか、またお伺いします。

村長（菅野典雄君） 何度も言いますように、我々はこれから先のことを考えなければなりませんので、それが村にとってプラスになるのか、マイナスになるのか、きちんと収支計算ができて、村の負担にならないのか。その辺をやっぱり検討しない限り、前にも後ろにも進めませんので、白紙の状態でいろいろ勉強させていただきたいと、このように思っております。

5番（高橋和幸君） 私たちも責任ある議員の立場ですから、何の確証もなしに取り上げている材料ではありません。現場に、北海道視察に行って、東川町の例を上げますと、特別交付税で8割、町の負担が2割、1人80万くらいかかるんですけれども、そのうちの半分を

本人が負担という内容で、人数はちょっと忘れたので申しわけないんですけども、年間を通して3,000ないし5,000、数千万円の利益が上るというお話を聞いてきました。

そこしか聞いていないので、ほかの例はわかりませんが、そういう飯館村で行うにしても、マイナスじゃなくて、プラスになる部分はあると思って、今回、提案をさせていただいたので、今後も我々も勉強して、いろいろ議案をし合って知識を深めていきますので、これに関して行政も柔軟に対応していただけることをお願いいたしまして、私の今回の質問はこれで終わりしたいと思います。

議長（菅野新一君） これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後3時38分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月13日

飯 館 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 佐 藤 一 郎

同 会議録署名議員 高 橋 孝 雄

同 会議録署名議員 高 橋 和 幸

平成30年12月14日

平成30年第9回飯舘村議会定例会会議録（第3号）



平成30年第9回飯舘村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	平成30年12月14日（金曜日）					
招集場所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成30年12月14日 午前10時00分				
	閉議	平成30年12月14日 午前11時54分				
応（不応）及び並 招議員並 出席員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	6番 渡邊 計		7番 佐藤八郎		9番 相良 弘	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 松本義之	
地方自治法の 第121条のた めに出席した の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	村山宏行	○
	教育長	中井田 榮	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 局長	石井秀徳	○
	農業委員会 会長	菅野啓一		選挙管理委員 会長	高橋正文	○
選挙管理委員 会長	伊東 利					
事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年12月14日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順5番）
- 日程第 3 平成30年請願第5号 生活再建に対する補償に関する請願



## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員9名、定足数に達しております。これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、報告事項がありますので、事務局に報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野正行君） 報告いたします。

本日、総務文教常任委員長から平成30年請願第5号について、お手元に配付の請願審査結果が議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番 渡邊 計君、7番 佐藤八郎君、9番 相良 弘君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次、発言を許します。1番 佐藤健太君。

1番（佐藤健太君） おはようございます。

昨日に引き続き、12月定例会において一般質問をさせていただきます。本日は、私1人のようですが、丸一日というわけにはいかないようですが、聞き逃しのないよう質問させていただきたいと思っております。

今年も残すところあと半月ほどとなりました。来年のカレンダーも家のほうにはたまり始めましたが、振り返ると今年もさまざまなことがあり、目まぐるしく駆け抜けた1年だったように思います。公私ともに今年もやり残したことはないか、しっかりと総ざらいをし、来年につなげていきたいと思っております。

それでは、村民の目線に立ち、提案を含めながら12月の一般質問を始めてまいりたいと思っております。私からは6項目7点の質問でございます。

まず、1番目、1-1です。村の企業支援について、融資利子補給事業などの村のホームページに記載が現在でもありながら、予算を確保しておらず、申し出があっても執行できないという状況の案件があるというふう聞いておりました。この現状と今年度中に執行ができるのかを伺います。

2番目、2-1ですね。旧学校施設や公共施設の利活用についてでございます。草野・飯樋幼稚園、草野・飯樋・白石小学校、もりの駅などの村の学校や公共施設の今後の利用方法についてと、現在どのような計画なのかということをお伺いします。

3番目、道の駅「までい館」についてです。道の駅の上半期の経営状況と下半期の見込

みと取り組みについてを伺います。

4番目の1点目、村の財政計画についてでございます。今後、さらなる転出により大幅な人口減と高齢化が予想され、地方交付税も変化している中で、村の今後の税収や収入をどう確保していくのかを伺います。

2点目、平成31年度の当初予算編成方針及び基本的事項についてと、重点項目について伺います。

5番目、医療・福祉の充実についてでございます。あと2年で社会医療法人秀公会さんとの10年間の基本協定を満了するに当たり、現状または今後を鑑み、医療体制や介護体制の見直しや協定の見直しも必要と思うが、村の考えを伺います。

6番目でございます。移住・定住・交流事業についてです。本年度の取り組みと実績、また、次年度の取り組みと目標について伺います。

村長（菅野典雄君） 1番 佐藤健太議員のご質問にお答えをさせていただきます。

多岐にわたってこれからのことをご質問いただきました。

まず、学校や公共施設の利活用について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

公共施設の利活用であります。飯館村公共施設利活用庁内検討委員会から提言された、施設によって、ここは解体したほうがいい、ここは用途変更で何か使えるのではないか、あるいはそのまま継続と、こういうようなことで施設の整理を庁内的に行ってきたところでございます。

解体すべき施設については、ご存じのように、本来ならば自前で多額の金を使うわけですが、今回、こういうことで環境省によって順次解体を実施しているということで、ある意味では、大変経費節減になるなど、こんなふうにして、この機会にということによってそれぞれ上げさせていただいているところがあります。

また、用途変更すべき施設については、草野幼稚園舎と障害者自立支援多機能型事務所、これは外内・大久保にあるところなんです、これが用途変更で手続中と、あるいは今計画があるということでもあります。

草野幼稚園のほうは、30年4月より村内に新たに刃物製造業者に貸し付けをしているところでもあります。

障害者自立支援多機能型事業所については、あそこが建っています外内・大久保行政区がぜひ活用したいということでもありますので、今後、その活用について協議をしていかなければならないと思っているところでもあります。

継続使用すべき施設については、国の生活環境整備事業等を活用して修繕に取り組んでいるところではありますが、なかなか、生活環境整備事業ででき得ないというものもあって、そこが国との今なかなか難しい交渉中でもあります。つまり、国の生活環境整備事業というのは、全て原状に復旧して前と同じように使うと、こういうことでもありますから、なかなか学校施設がそういう形にいかないということで、今いろいろ国との交渉中と、こういうことでもあります。

ご質問にありました中で、飯館幼稚園については、一時使うというつもりでいましたが、

いろいろ先ほどの小学校のほうのいわゆる使い道、いわゆる事業が使えないとかということ等との兼ね合いで、今回、解体することにしたところでございます。

草野小学校については、今、いろいろな団体が使っておりますし、これから、遺跡からの発掘物があって、一時避難のときに県のほうに預かってもらったものを戻さなければなりません。あるいはあちらこちらから図書などが戻されている。あるいは場合によっては寄贈がある。などなどがありますので、そういうものに使っていければなというのが庁内検討委員会からの話でございます。

飯樋小学校については、やっぱりちょっと違う校舎でありますので、改修して、研修施設などとして使うべきではないか。あるいは地元の皆さん方に使っていただけるように、こういうことであります。

白石小学校については、場所が場所でありますので、できるだけ民間への貸し事務所とか、あるいは企業誘致などで、あるいはいろいろな人たちの事務所的なそういう活用を図ればいいのかと、こんなふうな答申をいただいているところであります。

また、もりの駅まごころについては、今、森林組合が使っておりますが、関係者の皆さん等の意見を聞きながら、31年度までが多分使ってもらう期限だというふうに思っていますので、その後、どういうふうにやっていったらいいか、できるだけ何か補助事業を使ってリフォームなり何なりしていくことが大切ではないかと思っております。

もう1点、医療・福祉という点で、私のほうからお答えをさせていただきます。

震災の1年前に、飯舘村は今まで草野と飯樋に診療所を持っておりまして、なかなか医師の確保が難しい、あるいはこういう機材が欲しいということになると2つ入れなければならないということで、ちょっと極端な話ですけれども、聴診器と注射器ぐらいでやっていた。これでは村民の健康は守れないということで、1年前に公設民営ということできいたてクリニックをつくった。それが1年そこそこで避難で使えなくなってしまったと、こういうことであります。

少なくとも、6,000人の人口でいいいたてクリニックの中にMRIとCTがそろっているなどというところはまずないだろうと思うんですが、やはりこれからは大切だということでスタートしたんですが、まさかこういう避難で中止になるというふうには思わなかったわけでありまして。

ただ、その間もずっと福島の方の病院にはいろいろな融通をきかせていただいて、甲状腺検査、あるいは内部被ばくの検査機を村のほうで買ってあそこでやっていただいたりということで、ずっとつながりを持ってきたところであります。したがって、一応10年計画ということではありますが、10年過ぎた後もやはり継続してやっていければというふうに思っております。非常に地域医療に力を入れている医療法人でございますので、きっと村にとってはこれからも引き続きつないでもらうことが大切ではないかと、このように思っているところであります。

年度的には、ご存じのように、現在、村民が避難解除になる半年前に診療をスタートしてくれました。週2日午前中診療ということでありますが、その当時は本当に人はいなかった、1人だったということがありますが、その後、どんどんと患者数もふえてきてい

ただいま現状があるということです。今は大体七、八人から十五、六人ということのよう  
でございます。今ちょっとインフルエンザの問題があつたりしていますので。そんなこと  
で、来年3月末の仮設借上住宅の供用期間が終了しますので、それに伴って村民がどのぐ  
らい戻ってきていただけるかなども考えながら、引き続き、診療日をもうちょっとふやし  
ただけませんかとか、あるいは、歯科のこともありますので、施設としてはあります  
ので、その辺もできないのかどうか、秀公会とこれから協議をしていきたい、このように  
思っております。

介護体制であります。現在、村内でこの体制はまさにいいたて福祉会以外にないわけ  
であります。現時点で村内での介護事業はなかなか介護にかかわっていただける方が少  
ないということで、厳しい状況ということでもあります。そういう中でも、いいたて福祉会  
の村の応援をとということで、結構、遠くから来ていただいている方も数人いるというこ  
とで、そのためにもいいたて福祉会としては住宅が大切だということで、今、伊丹沢の後ろ  
の住宅に3戸ほど用意をしております。そのうちの2件が今現在居住していただいて、  
介護職に勤めていただいていると、そのような状況でございます。

したがって、当面なかなか介護施設ができないので、今のところ、県の事業を使って村  
外事業所への送迎事業を今年から始めまして、約70人ぐらいが登録をし、飯舘村に住みな  
がら村外の介護施設に通っていただいている、そんな状況でございます。おいおいでき  
るだけ村の中でできるようにしていければなど、このように思っているところであります。

その他は、それぞれ副村長並びに担当のほうからお答えさせていただきます。

副村長（門馬伸市君） 私からは1点目の村の企業支援と4点目の村の財政計画についてお答  
えをいたします。

まず、企業支援ですが、ご質問の「中小商工業融資利子補給事業」であります。金融  
機関などから事業資金を借り入れした村内の中小商工業者に対して、借入金に対する償還  
利子の3分の2を利子補給をするという制度であります。この利子補給事業は、ホームペ  
ージに掲載しておりますように、「緊急経済雇用対策事業」の一環として、景気低迷が続  
き、村内の中小企業が経営悪化による企業倒産防止の対策、もう一方で、従業員の雇用確  
保対策ということで、平成10年度に補助金交付要綱を制定して支援をしてきたところであ  
ります。

いわゆる2007年でしたか、リーマンショックのときに世界恐慌といいますが、不況に陥  
って金融機関がばたばたと倒れた。特に中小企業が非常に当時極めて厳しい環境にあつた  
ので、村としてもこの制度をつくったというのが最初のはしりです。

震災以降、村内企業や商工事業者には国の「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」  
というものがありますし、県の「中小企業等グループ補助金」それから、「原子力被災事  
業者事業再開等支援補助金」通称4分の3事業と言われるものであります。さらに、雇用  
関連支援や融資制度などさまざまに、震災後、事業者向けの帰還支援策が出てまいりまし  
た。現在、そちらのほうを重点に取り組んでいただいているところであります。

また、村でも、村内での事業再開の支援として、県の4分の3事業にさらに「陽はまた  
昇る基金」を活用して5%上乘せ、いわゆる総額で8割の補助と、こういう高額補助であ

りますが、村の企業立地支援事業などもさらに含めて、今事業に、企業の支援に当たっているというところであります。

現在までですが、「国の自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」は4件が採択されております。また、県の「原子力被災事業者事業再開等支援補助金」こちらのほうは29件が採択されております。ほかに14件が申請されているということでもあります。また、県の4分の3事業の村5%上乗せの補助は現在29件で、約2,300万円を事業者に、5%だけでこれだけの金を交付をしております。

このように、現在は国及び県の支援事業を優先的に活用し、村からかさ上げ補助をして高い補助率での支援をしておりますので、ホームページに掲載をしておりますご指摘の利子補給事業などの緊急経済・雇用対策に係る支援については、現在のところ見合わせているということでもあります。ホームページについては、早急に村の支援策の見直しを行いまして、国や県などの支援策も掲載をし、随時、情報を更新していくように早急に情報更新に努めてまいります。

なお、国・県等の支援事業については、終期が、いずれの事業も多分32年度という終期がありますので、村としての今後の支援策については、新たな支援策については、商工会などと協議をしながら具体策を検討してまいりたいと考えております。

次に、財政計画の1点目であります。

人口減少、高齢化などで交付税も減額になることが予想される中で、どういうふうな税収の確保をしていくのかというご質問であります。

今年度に策定を進めておりました中期財政計画については、現在、最終的に精査を行っている段階です。ですので、来月、1月の中旬以降あたりに、もし、精査をして出せれば、そんな考えですが、遅くとも2月ごろには出せるかなと、こんなふうに思っております。

将来的な見通しということでは、ご指摘のように、不透明な部分が大変多いということで推計が難しい状況にありますが、できるだけ精度を高いものにしていきたいと考えています。要するに、10年スパンの財政計画はとて無理です。したがって、5年、中期ですから当面5年間、5年も難しい状況かなというふうに思いますが、少なくとも5年間の財政計画はつくってお示しをしていきたいと、こんなふうに思っております。

税収であります。住所要件の特例法、いわゆる国勢調査の人口でというものもありますし、過度に期待することはできないので、今までの税収、村税以外の部分で、最近、ここ二、三年ふえてきているのが太陽光、いわゆる固定資産税の中の償却資産、これが結構大手の太陽光の業者も入ってきておりますし、そんな関係で今までにはない税収も固定資産税の中で入ってきております。

さらに、ふるさと納税も大きな財源であります。年々減少傾向にあるということもありますので、こちらのほうもできるだけ大幅な減少にならないような、そういう対策を検討していきたいと、こんなふうに思っております。

また、人口的な部分でいいますと、移住・定住・交流、現在9名ほど移住の希望があつて村に住むというような方向になってはいますが、これらの方々もただ移住するだけではなくて、作業といいますか、農業をしたり、商売をしたりという方ですので、人口増だけで

はなくて村の産業振興、農業の再開などにも大きな力を発揮していただけるんじゃないのかなと、こんなふうに思っています、移住・定住のそういう対策も積極的に推進をしていく。

あるいはそのほかにも財源の確保、新たな財源の確保というものもいろいろ考えられるわけですが、まだ不透明な中では申し上げられませんが、来年度の予算編成に向けて少しでも自主財源を確保できるように努めてまいりたい、こんなふうに思っています。

財源確保だけではだめなんですね。やっぱり一方では、歳出を削減といいますか、見直しをしていかないと、入ってくる金が少なくなれば、当然、歳出も圧縮していかなければなりませんので、両輪なんですね、入ってくる金が少なくなれば、当然、歳出も見直しをしていく。特に人件費、物件費、あるいは福祉関係の扶助費とか、そういうものもやっぱり削減を当然やっていかなければならないということです。

当然、人口が減少になれば小さな村にしていく必要がありますよね。今までのような、今は復興の仕事がいっぱい150億円とか160億円だと膨らんでいますが、多分、人口が1,000人から1,500人になれば一般会計の歳入歳出の予算規模も30億円前後ぐらいに下げていかないと運営はできないと思いますので、当然、歳出のほうの削減というものも一緒にやっていく必要があるかなというふうに思います。

いずれにしても、今、私が申し上げましたように、歳入と歳出というのはバランスがとれないと健全財政にはつながりませんので、そんなことで財政計画をつくり上げましたら、それと並行して歳入歳出の健全な運営に努めてまいりたいと思っております。

最後に、財政計画の中の当初予算の予算編成方針と基本的事項についてお答えをいたします。

31年度の予算編成については、より精度を高めるため、例年より2週間ほど前倒しして予算編成説明会を開いて編成作業に今当たっているところであります。基本方針を「までの精神を胸に今から実現する小さくとも輝き続ける新しい村づくり」という、ちょっと長いキャッチフレーズなんですけど、こんな基本方針を立てまして全庁的にこの方針に基づいて予算編成をしていると。

編成に当たっては、3点を基本的な事項として指示をしているところであります。

1つ目は、将来を見据えた村づくりと柔軟でスピード感のある行政運営というのが1つ。将来にわたる人口減少、普通交付税の減少などの影響を考慮しつつ、村の将来を、いわゆるここに「俯瞰」と、ちょっと難しい言葉を使っておりますが、客観的に将来を見据えたそういう村の行政施策を展開していかなければならないということでもありますので、そのためには財源確保や施策の実行のタイミングを逃さないで取り組む、スピーディーに取り組んでいくということでもあります。

2点目は、多様な見直しの実施と事務事業改善の推進。これは毎年見直しはやっておりますが、特に事務事業、業務が多くなってきましたと、多くなっても今までの事務事業を継続してやっているものもありますので、多分、どこかを切つていかないと新しい事業に取り組めないということですので、その辺の事務改善委員会も今年スタートをさせておりますので、来年度に向けて事務事業の見直し改善に取り組んでまいります。

それから、3点目としては、精度の高い歳入歳出予算の見積もり、将来的な財源の捻出と循環活用ということであり、今までも精度の高いこういう予算の組み立てはやってきているつもりではありますが、どうしても途中で補正、補正というの、こういう大きな事業に取り組んでいるものですからやむを得ない面もありますが、できるだけ当初予算で1年間の将来の年間の見通しが立った予算編成をきちっと歳入歳出を盛り込んでいくということが大切だと思います。さらには、財源の確保も本当に大丈夫なのかどうかということも大切な部分だと思います。

今行方経費節減が将来の貴重な財源を生み出すとの考えのもとに、経常経費の大幅な削減、この大幅な削減というのなかなか難しい面もあります、切れないものもありますので。ただ、そういうつもりで、今年は経常経費1割カットという予算編成方針のときに、財政担当のほうから指示をしております。経常経費1割というのはかなり難しい話ではありますが、そういうつもりで見直しをしてできるだけ経常的にかかる経費を圧縮していくということです。

次に、もちろん国・県事業の補助事業なんかは今までどおり、できるだけ有利な補助事業を使いながら、一方では、一般財源は極力抑えて事業を展開していくという、これは今までどおりの方針です。

31年度の、来年度の主な重点施策であります、今、重点事業のヒアリングをやっています、まだ終わっていませんけれども、結構、大規模な事業になる見込みであります。ここでは主なものを申し上げます。飯舘産米の米の部分であります、もみ乾燥調整施設、農協のほうの施設になりますが、「ライスセンター整備事業」さらには水田の暗渠排水、用排水路の整備、「農業基盤整備事業」ようやくフレコンバックが少しずつ片づいてきていますので、そこのところを除染をした後ですので、結構土地がやせていたり、暗渠排水がだめであったり、用排水路が用を足さなくなっていたり、いろいろしていますので、今、集中して農業基盤の整備、職員も増員をしながらやっていますけれども、追いつかない状況です。今それが課題になっています。

あとは、来年3月、仮設借り上げが終期、無償期間が終わりますので、現在、仮設住宅に住まわれている方々に、一人一人に対して、来年3月後、どういう対応をされるのか、ヒアリング、聞き取り調査をしております、どこにも行きようがないという方もおられるのも確かでありますので、大師堂にその方々が入居できるように住宅団地20戸ほど整備をして、そこに入らせていただくというような段取りにはしております。

さらに深谷の拠点に、道の駅の裏に多目的交流広場なども計画をしております。

それから、住民、特に年配の方々から要望の強いパークゴルフ場、今年、多分、開発行為の許可がおりれば発注になるのかなというふうに思いますので、1年ではできませんので、これから半年ではできませんので、来年に継続する部分のパークゴルフ場の整備事業。

ソフト事業としては、定住人口・交流人口の増の今の移住・定住の部分ですね。あるいは村民の触れ合い、絆、交流ということで今もやっていますが、地域づくり事業と自治会の「同窓会」事業、あるいは帰村した村民への交通手段、今一部やっていますが、コミュニティバスの運行、高齢者世帯への安否確認・健康支援、それから人気のあるサポートセ

ンター「つながっぺ」事業、いろいろその他ありますが、もろもろのハード・ソフトの事業を展開して、できるだけ村民の福祉向上につなげようと。

もう一つ、ソフト事業の中で、プレミアム付き商品券というものも商工会と今詰めているわけですが、その事業も以前一回やったことありますが、今度は地元のところにおける商品券ということも、国の全額補助の中でやっていくことも、商工業の振興につながるのかなど、こんなふうにも思っています。

あと、6月下旬にラオスのオリンピックに出場する選手ほかスタッフの皆さんが来る予定になっておりまして、そちらのほうの受け入れだけではなくて、つながり、ラオスとの、今までのつながりも結構長いおつき合いですので、オリンピックを契機にして、またさらに交流を深めていくと、こんなことも考えております。

いろいろ、めじろ押しの大きな事業がいっぱいありますが、できるだけ一般財源を使わないような形で取り組んでまいればと、こんなふうに考えているところであります。

私からは以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは3の道の駅までい館についての経営状況についてお答えいたします。

本年4月から10月までの「道の駅までい館」の収入額は、売上額と村からの指定管理料（前期分）を含めて1億6,060万円となっており、仕入れや人件費、施設維持経費等の支出額は1億6,394万1,000円となっております。当期純利益としてはマイナスの334万1,000円となっているところでございます。

今年4月以降、道の駅に誘客を図る目的ということでさまざまなイベントを実施してまいりました。また、「までい館」としましても自主イベント等を実施して誘客を図ってきたところであります。

11月以降の見通しであります。9月より、国から委託を受けた外部コンサルティング会社の今後の見通しとしては、昨年同様、冬場の来客数の減少により売り上げも減少し、来年2月には資金収支がマイナスになるとの見通しを立てております。

経営改善策としては、昨日、相良議員の質問にも答弁しておりますが、現在、経営改善ができることから実施をしているところであります。そのほかにも、村の特産品のネットショッピングへの出店とか、特産品の詰め合わせセット販売をするなど、新しい取り組みが必要かと考えているところでございます。

また、さきの議会全員協議会で協議しております資本金の増資についても、今年度の経営危機を乗り切るためにも必須であり、今議会の補正予算に計上させていただいておりますので、議員各位の特段のご理解をお願いするものであります。

私からは以上でございます。

総務課長（高橋正文君） 私からは質問の6番目の移住・定住・交流事業についてのご質問にお答えさせていただきます。

6月に設置いたしました「移住定住交流推進対策室」では、「飯館村移住・定住支援事業補助金」「空き家バンク」などの制度を新たに創設いたしまして、希望者が移住する際の費用面での支援を行っております。また、移住希望者の住まいの確保に関する情報提



供やあっせんなども行っているところでもあります。これらの制度につきましては、11月14日現在で、各種補助事業に8件の申請、空き家バンク制度の登録に空き家が9件、空き地が8件の登録がございます。うち、空き家1件が成約済みという状況でございます。

その他、希望者が村の暮らしを体験する「お試し住宅」の制度も行っております。

「ふるさと住民票」制度の登録者に対しまして、村内ツアーを2回開催したほか、村PRパンフレット、紹介映像、専用ホームページなどの取り組みなどを行い、情報発信にも努めているところでございます。

次年度の取り組みと目標についてでございますが、村としては、今年度の取り組みを継続させながら、村の地域性や特色を生かし、村ならではの工夫を加えまして、制度の一層の充実を図りながら、さらに移住・定住・交流人口の増加策を来年度も進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

1番（佐藤健太君） 数点、再質問させていただきます。

上から順にいきます。

村の企業支援についてでございます。村のホームページに今現在も掲載されて公募されておりますが、現在、見合わせているという旨の表示がまだ一切出ていないということで、いつから見合せをしているのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回、ご質問でホームページ掲載の企業支援ということで、先ほど答弁しました緊急経済・雇用対策事業という部分で載っておったということでもあります。更新の際に取り下げができていなかったというのが、大変今回大きなミスだったかなというふうに思っております。村としては、28年度以降、国・県の支援事業が入ってきた際に、これらを中心に村内の事業再開の支援をしていこうというふうに方針を決めたときにそのホームページの掲載している部分を下げなければならなかったのが、下げていなかったということで、利用するという希望の方々には大変申しわけなく思っておりますが、そういうことで、今回の議会が終わりましたら取り下げるような形で、先ほど答弁しましたような、新しい今現在やっている支援策等を載せてまいりたいと思っているところであります。

以上であります。

1番（佐藤健太君） 経済効果策という部分ですけれども、今現在も企業にとっては最優先課題の一つじゃないかなというふうに捉えています。村内の事業所もどこも人手不足でして、どうやって人員を確保していくのかという部分で非常に悩んでいます。仕事はあるんですが、なかなか雇用が見込めなくて売り上げを伸ばし切れないという部分での、その辺に関しての、農業支援という部分だけではなくて、村独自の経済・雇用対策支援という部分を今後展開すべきじゃないかなというふうに思いますが、村の見解を伺います。

副村長（門馬伸市君） 震災中も、いろいろ村単独の支援はやっています。例えば、先ほど答弁の中に一部入っていたと思いますが、企業立地支援事業ということで、これは製造業に限りますが、そういう形で今までも何社か、この企業立地支援事業で支援をしてきました。あるいは、先ほどの答弁でもお話しましたが、4分の3のプラス5%の上乗せを村で、こ

れも大変な額ですよ、2,300万円。今、企業の皆さんに5%の上乗せをしています。3,000万円に取り組む人がほとんどなんですね。1,000万円以下というのは少ない。ですので、そういう形で村の一般財源を使って企業立地支援と今の4分の3の5%上乗せなども行っています。

今、被災12市町村の関連の商工、中小企業の支援というものもいっぱいありますよね。融資制度なんかも多分あるはずですよ。ですから、そちらのほうの融資について言えば、国・県のそういう融資のほうの対応もしていると思いますので、そちらのほうに手を挙げていただくとかいろいろあるかなというふうに思います。

ですので、この事業の緊急経済対策ということで、さっきリーマンショックの話をしました。非常に厳しくて、お金が借りられない、借りても高利子ということで、利子補給スタートしたのはその関係なんですね。今はそこまでは、緊急経済対策のときはかなり違ってきていますから、今、私申し上げましたように、国とか県のそういう融資枠、そんなものも利用していただければ必要な方は対応できるのかなというふうに思っています。

1番(佐藤健太君) 国・県の支援事業の終期まであと2年ということで、村の事業所にとっても非常に重要な時期なのかなというふうに私自身も捉えていますけれども、この支援があるうちと言っては何ですが、このうちに、この後の人口減にもつなげられるような、人口減に耐えられるような村づくりをしなければならぬんじゃないかなというふうに思うので、このまま国・県という部分で12市町村一律の補助金がほとんどだと思いますけれども、村独自で村内に本社を置いて起業してくださっている企業という部分がほかの村外に移転してしまわないような、何かそんな村独自の政策があってもいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺のお考えはいかがでしょう。

村長(菅野典雄君) できるだけ村内の企業、なかなかほかのところを誘致というのも大変だろうということで、企業立地支援事業というものをつくらせていただいて、最高5,000万円、6,000万円ぐらいというものも融資といいますか、補助という形でいろいろやってきたところでもあります。その間にこうして震災に遭ってしまってなかなか思うようにいかない。そういう中では、村外で事業所を展開してもらおうというようなところで、国の事業を使ってほかの自治体とは全く違うぐらい多くの事業所をほかでやっていただきながら、今度は、戻る段階になって、今5%という形でやらせていただいているということでもあります。

ですから、あと2年ぐらいの間、こういうものをできるだけ使わせていただいた上で、今ご質問にあったように、これからやはり飯舘村の商工業、農業もそうですけれども、どういふようなことがあらねばならないかということですから、そのときに、この利子補給がいいのか、全く別な形でやるのがいいのか。今、雇用という話もありましたが、企業立地支援は一応大きな会社が多かったですから、5名ぐらいの雇用増をという項目が入っていたんですが、現実には、5名雇用ではなくて、5名も減っていく中でやっぱり支援もしていたという、それなりに村としては融通をつけながらやってきたということですから、今後、商工会の皆さん方がどういふ形の村としての応援がいいのかというのをやっぱりお互いに話し合っ、新しい形をやっぱりこの2年後なり3年後に向けてつくっていくとい

うのがいいんではないかと思っています。

ただ、ホームページに載せて、それをそのままにできてしまったという村のほうのミスもありますので、そこは本当に申しわけなく思っていますし、ぜひ、ご容赦願いたいと思っております。

- 1 番（佐藤健太君） これから新規で立ち上げようという方も、もちろん、この後あらわれると思いますし、村の事業所のやる気や生きがいという部分に対してもより一層の支援をいただきたいなというふうに思う次第でございます。

先ほど、答弁の中にもありました企業支援の中の5%の上乗せという事業、非常にありがたい事業でございましたが、これですが、採択は難しくなるんですけども、同じ事業でなければ何度でも使える補助金になっています。これに関して、2回、3回と獲得した方に対しての上乗せも当然、同じように使えるということになりますか。

- 村長（菅野典雄君） 実は5%という金額、我々も非常に、75までいけばやっぱり80まで上げてやるのが村の思いではないかということをやったわけなんですけど、かなりやっぱり事業費が大きくなっている。当然、この機会にこういういい事業でありますから、ほとんどは3,000万円満杯ぐらいのところをやっている。そうしますと、非常に金額が、5%といえども大きくなっていくと、こういうことでございますので。やはり将来のためにある程度、「陽はまた昇る基金」、多くの人たちの義援金や何かも入れながら、国の補助事業を必死になって職員が使いながら、将来、村民のために、国・県の事業だけでは絶対にかゆいところには届かないだろうと、こういうことで蓄えてきた事業でありますけど、これからもやっぱり続くということを考えますと、とりあえず、やっぱり1回だけ使わせていただいて、75は、多分国のほうは何回でも使えると思いますので、村のほうの5%は一回使った方はまた次の75でお願いできればと、このように今村としては思っているところであります。以上であります。

- 1 番（佐藤健太君） 一回限りということで、これに関しても、公募が始まる前に村のほうでも一回限りということが上がってなくて、何回か申請している方たちに対しても、何か知らせがあったのかどうかということもなかったようですけども、ここも含めて総額を考えていらっしゃった事業所もいると思いますので、そういった部分では、こういうありがたい補助金を出していただくわけですから、これを最大限使うために、早目にいろいろな事業所にこういった制限も含めて通達が行くようなことができないかなというふうに考えています。

商工会を通してということなのか、村が直接ということなのか、何か早く事業所に対してこういう支援を伝えられることができないかということをお伺いします。

- 村長（菅野典雄君） 確かにその思いはそのとおりでありますけど、ご存じのように、こういう中で臨機応変にやって、できるだけ住民の皆さん方に村としての支援なり思いなりをということになります。そういう中で、実はやってみればいろいろなことが出てきて、今おっしゃったように、何で最初からそういう話になっていなかったんだという話ですね。まさか同じようなものを2回も3回も使うというふうには私たちはやっぱり考えていなかったわけですから。だけれども、現実には使えるということでもありますから、ですか

ら、その都度、確かに私たちの手落ちはありますが、そういうものを、そうじゃなかったんじゃないですかという話をやっぱりしないような形で、お互いにそれぞれ足りないところを足し合っていくという考え方が私は必要だろうというふうに思っております。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、村長のほうからあった部分で、若干、説明させていただきたいんですが、商工業の4分の3事業については、計画書を商工会とかいろいろな機関のほうでつくって、役場には全然連絡なく県に行っているということで、県のほうからは、3,000万円を超える部分については特認事項ということで、そこで初めて村に来るということの流れになっております。ですので、村に来るときは決定がなってから来ているという状況で、今審査中という部分も、村のほうで職印を押して上げているものが若干わかっている状況でありまして、1,000万円以下のものは全然情報がないという状況でありますので。ただ、商工会さんのほうとは常に情報を取り合っていてやっているという状況であります。なかなか私らのほうにはすぐさま連絡が入ってこないという状況になっているということだけ聞いていただければというふうに思っております。

以上であります。

1番（佐藤健太君） より商工会とも、金融機関とも緊密に連携をとっていただいて話を進めていただければなというふうに思っています。

村に通ってでもこの村の事業所を支えてくださっている多くの職員の皆さんたちもいらっしやいます。こういった形の事業所をしっかりと支援をしていくということも大変重要だと考えていますので、来年度の手厚い企業支援を期待をして、次に進みたいなというふうに思います。

次、旧学校施設や公共施設の利活用についての再質問です。

これらの施設、先ほど検討委員会という部分がありましたが、その構成員の名簿というか、誰がどういうふうに決めているのかという部分と、議事録なんかがあったらいただきたいなというふうに思うんですけども、その辺は出せるんですか。

総務課長（高橋正文君） 利活用検討委員会は、庁内の各部署から委員を選定して検討しているところです。詳細な議事録は、庁内の委員会ということもありまして、出せるような状況には現在のところ整備はされていないという状況です。

1番（佐藤健太君） 村の施設の利活用なんですけれども、関係者の方のみではなくて広く意見を求めるべきではないかなというふうに思っています。村民の皆さんでも非常にいいアイデアを持っていらっしゃる方たちもたくさんいらっしゃいますし、多くの有益なつながりを持っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。村民ということも含めて人脈も非常に大きな宝でございますので、もっと広くこの利活用に関しては話を聞くというか、公募するということもいいんじゃないかなというふうに感じています。

先ほどの説明の中にもありました村内の遺跡からの発掘物や、貴重な書籍等が小学校に保管されているという話がありましたが、いわゆる村の宝でございます。この宝が、しまっておいたのでは持ち腐れになってしまっているんじゃないかなというふうに感じました。しまっておくんじゃなくて、県立博物館等の指導なんかも受けながら、「もりの駅」を使っただけの展示という形につないではどうかというふうな考えもございます。地元をより

深く知るための学びにもなりますし、歴史好きやお宝マニア、発掘マニアなどに好評になるかもしれないということで、この辺の考えを伺います。

総務課長（高橋正文君） 今、議員からありました発掘物とか贈呈された図書等は、現在、別の場所に保管してございます。発掘物については県のほうにお願いして保管しております。図書のほうは体育館等で保管しているということで、ここに答弁にありましたのは、その展示スペースとして草野小学校が活用できないかということで今後検討していくということであります。

もりの駅についてもその展示スペースとして可能性はございますので、草野小学校等とあわせて、どこに展示するかというのは今後議会の皆さんにもご相談させていただきたいと思えます。

1 番（佐藤健太君） 旧学校施設ということで、昨日、2名の議員の皆さんからも話が出ていましたが、空き校舎を活用した村営の日本語学校ですが、私たち、ただ学校だけをつくりたいという思いではなくて、オリンピック・パラリンピックのレガシーとしての位置づけも考えております。ラオスのホストタウンとして飯館村が選手団を受け入れることが決定している中で、さまざまな取り組みが今後企画されていくものと思えますが、以前より親交があり、さらにオリンピック・パラリンピックがあつて、友好が形となつて、日本で初めての村立の日本語学校がラオスの学生からスタートするというような、そういった流れは非常にいいのではないかというふうなことから話がスタートしております。

この学校の開所費はやはりまだめどがついてはいませんが、しかも、まだ地元の皆さんにもしっかりと相談はできていないという現状であります。運営に関しては、お二人の議員からもあつたように、人口8,000人の東川町という町です。その町立の日本語学校では、外国人の受け入れに対して総額で年間4億円の予算を計上しているそうです。この国の予算要綱に沿った外国人留学支援に対する特別交付税でその8割が戻ってきているそうです。そして、2割を埋めている1つが授業料。5カ月コースで40万円、1年コースで80万円だそうです。このうち半分を町が奨学金として出しています。それが特別交付税でまた戻ってくるという形のようなようです。そこから、もう一つが、寮です。この寮の管理を第三セクターの振興公社にほかの施設とあわせて指定管理の委託をして、徴収をする。寮費を指定管理費として含めているために、実質、指定管理費も町からの持ち出しはないようです。この寮費も6万7,000円と7万4,000円の2パターンがあり、ともに町から4万円の補助を出しているようです。仮に6万7,000円の寮代より4万円の補助を引いても月に2万7,000円の寮費、これが現在78名の学生がいらっしゃいます。そこで、年間で2,527万2,000円に、単純に今計算をするだけですけれども、いろいろな経費は引かれるんでしょうけれども、そのくらいの金額になるということで。この辺はやりくりをしながら、学校単体の収支としては年間8,500万円の収入で、支出が3,000万円、そして、浮いた5,500万円を社会福祉やまちづくりに充てているという内容のようです。

ちなみに、現在16カ国とやりとりをしていて、学生は18歳以上で、二十歳から30代が6割、男女比率は女性が7割というふうな比率のようです。これまでに特に重大な問題などは起きておらず、時間の制限はあるもののアルバイトも可能だということで、村でいえば

道の駅なんかでもアルバイトが可能じゃないかなというふうに感じています。

これらに関して検討の余地があるのであれば、村としてもどこか担当の課を決定するということはしていただけるものかという部分で、お話を伺いたいと思います。

村長（菅野典雄君） 前の議員の質問にもお答えしていますように、今回、ラオスということでやっていますから、ラオスの方の性格は非常にいいという話もありまして、そういう形で日本語学校ができればそれはそれでいいなというふうに思っています。

つまり、いろいろな歴史の中で、収支の中でやってきた東川町ということですが、今、飯館村は避難の中でどういうふうやっていくかということになりますと、条件はかなり違うんじゃないかなと。ただ、一方で、こういう避難ですから何か別な応援があるのではないかなと。そういうものをずっといろいろトータル的に見て、何度も、先ほど、これからの5年計画もありますように、収入をどう入れて、歳出をどういうふう抑えていくかということになりますと、多分、78人が入っているようでもありますけれども、飯館村がもし、まだ校舎はなかなか思うようにいきませんけれども、来たとしても70人、あるいは50人がぱっと来るような状況があるのかどうか。あるのであれば、それはそれでまた可能性がありますが、ただその一つの思いだけではなかなかやっぱり、行政としてこれからのやりくりをする中ではそう簡単ではない。でも、皆さんのそういう提案はいただいたわけですから、どこが問題で、どこがうまく使えるのかというものをしっかりいろいろなところ聞いてやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

1番（佐藤健太君） 東川町も初めからその規模で始まったということではないようですので、初めは韓国から始まって、半年ずつ人を募集していったということでもありますので、やはり村の規模で、小さい規模でもいいので、そういったところからスタートするというような検討でも進めていただければなというふうに思っています。

次に行きます。

道の駅までい館についてです。こちら昨年度にも、折に触れるごとにさんざん口を酸っぱくして言い続けてきたわけですが、今年度も来年度は赤字にならないように努力するとの答弁があったのを覚えているかどうかはちょっとわからないですけれども、今年度も漏れなくマイナスという状況になってしまうということが答弁の中にもありました。

道の駅は、どこも赤字だから仕方ないという声があちらこちらから聞こえてはくるわけですが、私はこれは違うんじゃないかなというふうに思っています。ほかの道の駅は赤字かもしれないですが、飯館の道の駅は何としても黒字にしてやろうという、そういった気概を持っていなかったら、村民の誇りになるような施設、愛されるような道の駅にはならないと思うんですけれども、その辺の考えを社長である村長に伺いたいと思います。

村長（菅野典雄君） 全くおっしゃるとおりです。少なくとも、ほかがどうだから飯館村の道の駅もどうこうだなんて言うつもりは全くありません。まして、むしろ、ほかとはやっぱり違う特徴を出して、皆さん方に足を運んでもらう、喜んでもらうという形にすべきでは

ないかという思いは常に持っています。ただ、去年、赤字にならないようにと言ったのが、1年の間にまだ赤字がふえたと。こういうことでありますが、その過程で、確かに私たちのほうのいろいろの手を差し伸べが足らなかったという、手を差し伸べるといふか、いわゆる改善が至らなかったというのも否めないとは思いますが、途中でいろいろなことがやっぱり出てきたりしまして、それが今回、やはりコンサルを入れたことによって、かなりやっぱり見えてきた。つまり、問題がなかなか村のほうに届いてこなかった。あるいはなかなか手が入れられなかったという、その組織のあり方も非常に大きかったなというふうに思っていますので、そこは今回、そんなことをしていたのではどうしようもありませんので、非常に厳しい考え方をもって、また1年、しっかりやっていきたいと、このように思っているところであります。

1 番（佐藤健太君） 9月からコンサルタントが入っているということで、現状の分析はできているようではけれども、肝心の具体的な改善策を盛り込んだ事業計画は上がっていますか。

村長（菅野典雄君） 当然、問題点を掘り下げただけではどうしようもありませんから、当然、改善点も上がっております。ただ、やはりいろいろできかねるところもありますし、そう簡単にできないところもありますけれども、一生懸命改善策をこれから出ささせていただく予定でございますので、もっと、多分、皆さんのほうから見れば、こういう改善点もあるんじゃないか、こういう話も聞くよと、そういうものをやっぱり言うていただきながら、我々は真摯にやっぱりその声を聞きながらやっていきたいと、このように思っています。

1 番（佐藤健太君） コストカットをして売り上げを上げていくということに関して、ターゲットとしてどの辺を設定をしているのかなというふうなことが気になるわけですがけれども、新規顧客の獲得、もしくは既存の顧客の単価アップなのか、その辺の戦略的なところはなんとなく漠然的に考えているところはあるのかどうかということをお伺いします。

村長（菅野典雄君） 飯舘村の道の駅は、いわゆる物販であったり、あとは食堂のほうですかね。それから偶然ですけども、コンビニのほうも一緒になっての経営、こういうことでありますから、大きく分ければ、物を売るところ、食べさせるところ、そして、コンビニと、こういう3つになるのかなというふうに思っています。それぞれどこが問題なのかというものを今総洗いして、皆さん方に問題点と改善点をご提示しながら、また、皆さん方の改善点などをお聞きしながらやっていこうと、こういうことでありますので、ぜひ、またご説明を聞いていただきながら、ご理解をいただければというふうに思っております。

1 番（佐藤健太君） 先ほど、答弁の中に資本金の増資という話がありました。先ほど、村内の事業所に対する企業支援という部分も、今、県・国のほうの補助金を使っているということで、同じ企業なのに、なぜ道の駅を手厚くといふか、無利子無担保での多額の貸し付けや増資という部分までするのか。ほかの事業所とは何が違うのかということをお聞きします。

村長（菅野典雄君） 道の駅は、飯舘村は全くなかったわけでありまして。道の駅といふか、直売所的にはありますけれども、いわゆる復興拠点といふことでつくるということでありまして、道の駅という形でつくらせていただいているということですから、全く復興の、

ある意味では、シンボルという言い方はないとは思いますが、村が復興していく、あるいは買い物をしてもらおう、食べる場所、それが全くなくて、そのようなところに帰れるかという中で、復興拠点という形でつくらせていただいたということですから、ほかのところとはまた違うというふうに考えていただければというふうに思います。

ただ、全てがそうだというつもりはございません。例えば先ほどの村内の企業なり何なりがやはりしっかりやってもらおうよということ、いろいろそこには制約はありますが、何千万という融資といいますか、補助も出してきたりしているわけでありますから。全く道の駅だけが特別な対応でその融資をしている、あるいは出資をしているということとは違う。ただ、それにしても復興の拠点だという考え方の中でさせていただいているということをぜひご理解いただければというふうに思っております。

1番（佐藤健太君） 危機的状況乗り越えるために、乗り切るために必須との答弁もありましたが、同じく村内の事業所で危機的状況になった場合に、その事業所に対しても無利子無担保での貸し付けや出資という部分があり得るのでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 基本的に、道の駅と村内の企業と同列に考えて今質問をされていると思いますが、この道の駅をつくる時に、いろいろな公共的な役割を持つためにつくっております。ですから、普通の民間企業が、広くいえば公共的なものもあるかもしれませんが、全く異質だと思います。

やはり、村民の買い物する場所がなくて困っているよという話でセブンイレブンなんかも入ってもらっています。あるいは村の活性化の一部だと思いますが、村民と村外との交流、そういうものも大きなあそこの道の駅の一つになっています。

ですので、道の駅、イコール、村内の一企業と全く同じ、企業がつぶれるときに、倒産するときに、じゃあ、無利子無担保で増資を村はするのかと。それとは全く私は違うと思うんですよ。あそこの道の駅は公共性がまずありますよね。村民のための施設であるということです。赤字にしているというわけでは全くありません。ですが、今のご質問のように、一企業と全く同列に並べて、それを一方になったときにはそちらも無利子無担保で倒産しないようにしてもらえるのかという話とはちょっと違うと思います。いずれ、対策は立てると思いますが、それと同列に考えて、赤字幅を増資して、貸し付けもするという話とは、全くの公共性のある道の駅と一企業は私は異なると思います。

1番（佐藤健太君） 村営の道の駅だったらそういう位置づけなのかなというふうに思うんですけども、指定管理をして、一企業に村が委託をかけているということなので、会社としては同じなんじゃないかなというふうに私としては捉えている部分はある。確かに公共性はありますけれども、先ほどの村長の答弁とちょっと食い違いがあるんじゃないかなというふうに思いますけれども。公共性があるにせよ、何にせよ、村の公費を入れているわけですので、それは村民の血税を投資しているわけですよ。そういった部分で、非常に厳しく運営に関しても、こういったやりくりに関してもしなければならぬんじゃないかなと思っています。無利子の担保という部分に関して、なぜ無利子無担保なのかという部分も上がってきていない中での無利子無担保での出資という部分になっていますので、その辺に関して、全く異質とはいいながらも、一つの企業が運営しているわけですので、



その辺の考えをもう一回お聞かせください。

副村長（門馬伸市君） 企業としての部分は全く私も同感です。飯館楽園、きこりの運営のときもやはり公共性があるということで、以前のときも、指定管理者にしたときに貸し付け、あるいは指定管理、それもやっていました。それは当初はなかなか経営が厳しかったんですが、徐々に経営改善をして、震災前はきこりの場合は黒字だったんですね。少しずつ右肩上がりになっていました。道の駅がスタートして2年目ということですが、私らの責任もあるというふうに思いますが、経営の実態をきちっと詳細に把握していなかったというのは、これは間違いありません。ですので、ここに至るまで大変な状況になったということもあります。一企業と道の駅の公共性、きこりも同じなんですが、公共性というのは、ある意味では、広く村民のために、あるいは村を訪れられる方のためでもありますよね。ひいては財源の確保にもつながりますから、村外の方が来て利用していただくということは、ですので、一企業ときこりとか道の駅は、その考え方は全く異なると私は理解をしております。

1 番（佐藤健太君） 話をちょっと変えていきます。

これらを踏まえて、社長みずから本腰を入れて売り上げにもっと努力をすべきだという部分も私からは申し添えて……。例えば、あそこで道の駅に並んでいる「日本で最も美しい村」連合の各村々の商品を仕入れて並べているわけでしょうけれども、仕入れている側の道の駅や商業施設等々に飯館村の商品という部分は、逆に販売はしていただいているのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 当然、小さな村がほとんどでありますから、道の駅のあるところもあるだろうとは思いますが、ないところもあるというふうに思っています。ただ、今、飯館村は「美しい村」連合に震災の5カ月ぐらい前に入って、その後、震災になってしまって、ごらんとおりと、こういうことで。それにもかかわらず、ずっと応援をしていただいている。あるいは、本来は5年で切られるはずなのが特別に認めてもらっている。こういうことでありますので、できるだけそういう人たちとのつながりを大切にしながらということで、場合によってはこちらからお願いをしながらやらせていただいたということでもあります。確かに、あちらが道の駅でぜひということになれば、こちらからですが、こちらのほうが今ないから、そういうものを入れさせていただいて、何とか村が産品ができるまでということをやっているわけありますから、こちらからという話はそう簡単にできる話ではないのではないかなというふうに思います。いずれそういうことが可能になるように頑張っていくと、こういうことだと思います。

1 番（佐藤健太君） 例えば仮に20件の場所から預かっていたと。これが20件、ほかのところに飯館村のものを置いていただけのようになったと。例えば月に5万円分売り上げが起きてきたとなった場合に、これだけでも100万円毎月売り上げが上る。それが年間で1,200万円につながっていくということもありますので、道の駅のあの箱の中だけで売り上げを上げようとするのではなくて、もっと枠を広げるということも考えの一つに入れていただければなというふうに思います。

道の駅で売られているまでい牛のソーセージなんかもありますけれども、あれも、私、

この間、贈り物として購入をしたんですけれども、そのときにパンフレットのようなものが全くなくて、一体どういった経緯でこれができるのかということも説明もできないし、わからないという部分があって、商品がなぜ、どういう経緯で生まれたのかということ、こういった思いで、やっぱり人は商品を選ぶだろうというふうに思いますので、そういった部分も必要なんじゃないかというふうに思います。

また、お酒を贈答にと思って買ったんですけれども、道の駅の袋、ビニール袋しかなくて、紙の袋がないというふうに言われてしまって、紙袋がないということで、非常にそのとき不便を感じたわけですね。これは、有料でもいいので贈答用の紙袋という部分があるのも一つの親切じゃないかなというふうに感じました。

それから、花に関してですけれども、生花という部分を今中心に販売はしていますけれども、ドライフラワーだったり、プリザーブドフラワーなどの付加価値をつけたような商品展開も今後あるんじゃないかなというふうに捉えています。プリザーブドフラワー等々の市場も、花全体では1兆円規模の市場ですけれども、プリザーブドフラワーの市場も今や100億円を超える大きな市場になっていますので、村から、例えば通信販売等々を始めるといえるのであれば、花を加工したドライフラワー的なところの販売なんかもあわせてやっていくべきじゃないかなというふうに感じています。

そういった新しい取り組みという部分に関しても盛り込みながら、事業計画をつくっていただければなというふうに感じています。

それから、何といたっても、内側だけでもうけるということじゃなくて、より多くの村民に道の駅の運営にかかわっていただけるということが非常に大事じゃないかなというふうに感じています。先ほどもちらっと話がありましたけれども、もともと村には直売所等々もありましたし、そういった物販を常々していた村民の方たちがいらっしゃいますので、そんな方たちが蚊帳の外感を感じてしまっているんじゃないかということも感じていますので、もっと多くの村民との意見のやりとりをして、柔軟に対応できるということを期待をして、次に進みたいというふうに思います。

次に、村の財政計画についてです。

移住・定住・交流対策を積極的に推進するというふうに話がありました。先日、村長も視察をされた地域づくりの成功事例でもあります新潟の越後妻有の地域で3年に一度開催されており、世界中からアーティストが集まって作品を作成し51日間にわたって開催される、世界から50万人を超える集客があって経済効果も50億円以上とも言われています「大地の芸術祭」ですが、村長、実際、短い時間で雨だったということもありますので、なかなか感想といっても難しいかもしれませんが、どう感じられましたか。

村長（菅野典雄君） 少なくとも、地方がこれから生きていく道というのは金だけではないというのは、ずっと私も思っております。もちろん金は大切でありますけれども、やはりそれだけではない。やっぱり特徴を出していくというところに、文化活動とか、あるいは芸術とか、そういうこともやっぱり一つの田舎のポイントになるんじゃないかと、こんなふうに思っていましたので、どんなものかということと足を運ばせていただいたというところでもあります。

今でもどうかわかりませんが、文化活動とか芸術というのは、ほとんど残念ながら、今まで私も随分いろいろな提案をしましたが、ほとんど議会から却下です。ですから、そこら辺のコンセンサスをやっぱり得ていかなければならないなというふうには思っています、特に震災後はいろいろな形で、皆さん方が、ある意味では、文化とか芸術に少しずつやっぱり考えを持っていただいているなど、こんなふうに思っていますので、今お話しいただいたようなことは、これから私は村の一つの大きなポイントとして可能ではないかというふうに思っていますが。ただ、規模が、やっぱりどの程度にするかというのは大きな問題ではないかなと、こんなふうに思っています。やはり、村の特徴として、ああいうものをやっぱり考えていくというのはぜひやりたいと思っていますが、今のところ、来年から5年の計画を立てますから、その中で、皆さん方のコンセンサス、議会も含め、住民の声も含め、ぜひ入れていただきながら、できるだけ早く、ああいうものを入れることによって、また次の村の展開ができるんじゃないかと、このように思っているところであります。

1 番 (佐藤健太君) 先日、村長もお会いしていると思えますけれども、国の文化功労者に選ばれました、大地の芸術祭の総合プロデューサーでもございます世界的なアートディレクターでもある北川フラムさんが先日村を訪れた際に、地元の若手のメンバーと意見を交換したりとか、地元の方とも意見交換されたということで、この方の芸術祭という部分は、これは単なる芸術祭ではなくて、村民の誇りであったり、地域の活性化という部分も含めての取り組みでありますので、またさらに、芸術ということで村長も非常に前向きに捉えていただいているという部分もありますし、新しい人々へのアプローチという部分にも非常に有効な手段じゃないかなというふうに思っていますので、移住・定住・交流にとっても非常にいい動きになるのかなというふうに期待をしています。先ほど規模という部分もありましたが、一気に新潟のようになれるということはまずないとは思っていますので、世界中から引く手あまたという部分があります北川さんをまず、私たち、共同でやりたいということも話をされていまして、入れていただきながら、復興創生期間が切れる33年度を見据えて、今から、村に人を呼び、活気と潤いをもたらすような形で構築ができればなというふうに思っています、このチャンスをどうか逃さないで行政も積極的にかかわっていただければなというふうに思っております。

時間が余りないので、進めていきます。

5 番の医療・福祉についてです。

来年度の基本事項の中で、多様な見直しという部分で、前例や習慣にとらわれず、経営者の視点をというふうに答弁がありましたが、秀公会さん以外にお願いするということは今のところは考えていないということでもいいですかね。

村長 (菅野典雄君) 公設民営で診療所をつくったときに、私、大きな病院3つ歩きました。あとの2つは、「村長、やめなさい、そんなことは。むしろバスでも出したほうがよっぽど安く上がりますよ」という話だったんですね。その中でたった1つ、秀公会だけが、やっぱりこれからの医療は地域医療も大切だということで、「じゃあ、それをやりましょう」と言ってくれたところであります。

ですから、病院にはやはり経営も大切だけれども、医療としての社会的役割もどうなんだというのは、多分脈々とあるところとないところがあるだろうなと思います。経営を一生懸命考えるのも私は悪いとは思いませんし、大切なことだと思いますが、そういう意味で、秀公会は多分これからも地域医療をということがあるんだろうなと。そういう意味で、いわゆる村が、村民が帰る解除の半年前にもやっぱり診療所をあけておくよと、こういうことを言ってくれたわけでありますから、そういう意味で、ほかにもそれ以上のことがあれば、それはやぶさかではございませんが、今のところ、飯舘村としては秀公会さんが地域医療をしっかり考えてくれる医療法人だというふうに考えております。

1 番（佐藤健太君） 大学病院に対しての寄付講座という形もいかがなというふうに思っていて、学生の研修先としてのクリニックの位置づけという部分もありじゃないかなと。今後の医師の獲得という部分に関して、寄付講座でこちらからこういう内容でどうですかという部分と、協議をしながら、勉強してもらい、学生に医療に関する勉強をしてもらうということもできる可能性はあるんじゃないかなというふうに捉えています。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（菅野新一君） これで、一般質問を終わります。

#### ◎日程第3、平成30年請願第5号 生活再建に対する補償に関する請願

議長（菅野新一君） 日程第3、平成30年請願第5号 生活再建に対する補償に関する請願について議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） ただいま議題となりました請願第5号 生活再建に対する補償に関する請願について、12月11日、委員会を開き、慎重に審議をいたしました。その結果について報告します。

本請願の趣旨は、2017年3月末日をもって避難指示が解除され、避難生活等による精神的損害と言われた賠償も今年3月末で終期となりました。これらの損害賠償が終えることにより生活困窮者が出ます。それを回避するために、村に対して賠償と避難生活で発生する費用の負担などを要求することが願意であります。

審査の結果、今回の事故については村が起こしたものではないため、加害者は村ではありません。そのため、村が賠償すべきでないことは明らかであります。よって、請願の趣旨には沿いがたく、「不採択すべきもの」とすることに決した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（菅野新一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

7 番（佐藤八郎君） ただいま報告はありましたが、私は紹介議員であります。この文書そのもの、趣旨については生活困窮者が存在をする状況があり、これからもふえる。理由については、事故前の生き方、「お互いさま」の価値が大切であり、自然の恵みや「結」や「お互いさま」が取り戻されるべきだと。

請願については、理由を挙げた損失賠償要求と避難生活で発生する費用の負担要求を、新年度の村の執行の中に当たって、そういう負担することに対しての村政執行に議会も当たってほしいという願意ではないでしょうか。

それを何で、村が加害者でない、被害者でないの論になるんですか。そういうことじゃなくて、新年度、村政執行に当たって、これらの趣旨や理由や請願を十分に議会としても考えて執行に当たってほしいという願意じゃないですか。そういう意味では、今の報告は当たらないんじゃないんですか、この請願書に対して。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） ただいま佐藤八郎議員から質問なり、その趣旨が違うんじゃないかということですが、委員全会一致で、この請願に対してこれは沿いがたいということで、採決をしたわけですから、その旨をご理解いただきたいと思います。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 今の報告だと、村が加害者なので、ここに趣旨、理由、請願で私が前ほど言いましたこと、村が村民に負担をなさいという、加害者なんだから負担なさいという報告なんですか。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） 村が加害者ではないと。このことについては、村が加害者ではないということですので、この辺のご理解をいただきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） この請願そのものに村が加害者だから村が負担や賠償をしてほしいなんという内容はないんですよ。ですから、私が今言いましたように、趣旨、理由、請願について、数年後の村政執行に当たっては、負担の軽減やらそういう賠償要求、もとどおりの「結」や「お互いさま」の自然の恵みの生かしかたを村政執行の中で十分に考えて執行してほしいという願意じゃないんですか、これの内容。そのために今の現在における飯館村における山菜の安心・安全かどうかのも4枚資料としてつけていただいて、今の山菜の恵みは飯館村では、100ベクレル基準からすればなかなか難しいものがあるという部分やら、資料までつけていただいての請願なので、私は、不採択という委員会の決定が、ちょっと趣旨を誤解されているというふうに感じますので。

5番（高橋和幸君） この件に関して、私も総務文教副委員長という立場でお答え申し上げます。

今、八郎議員からありましたとおり、言葉の揚げ足を取ると切りがないので。

全くもって村の責任でないことは明らかであります。国と東電の責任ということは明確でありますから、これをもって来年度の村政執行に当たってくれというのは、逆にそちらのほうが、村ではなく国と東電に言うべきものではないかという考えから、総務文教は考えが一致し不採択といたしましたし、賠償関係に関しましても全て完了しております。個人個人、ADR、それは残されておりますが、もらった額は皆さん違うと思いますけれども、今後の賠償に関しては、村長が申されたとおり、個人個人が対応していく案件と思い、総務文教4名であります。全員一致で採択した結論でございます。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

7番（佐藤八郎君） ただいまの請願第5号 生活再建に対する補償に関する請願、委員会報告、不採択という結果をいただきまして、私は紹介議員でもあり、この村民が受けた、村民が何も悪いことをしたわけでもない、この7年もの人生を奪われた。なおかつ、これから精神的慰謝料や賠償、生業補償、全て打ち切り前提にしか見通しがなく、生活困窮者が今も存在し、これからも存在していく。そういう中であって、この趣旨には賛成するものであり、理由においても、事故前の生き方、美しい村と指定される飯舘村の「お互いさま」の生き方、この価値が大切であり、山林75%と言われる自然の恵みを生かし切れず、4ページにわたる資料をいただきましたとおり、現実には全ての植物が安心・安全に食するようにならないうこの現実。したがって、山菜をとったり、キノコをとったりする、そして加工する、そして「お互いさま」もらったり、加工して漬物にして、お互いに譲り合ったりという、そういう生き方が完全に奪われているのが8年目を迎えようとしている飯舘村の現状なのであります。

そういう意味から、この理由も私は賛同するものであり、請願については、理由を挙げたとおり、損失をしているわけですが、そういう意味では、農協や営業での計算で不利益をこうむらないものには賠償はしないという東京電力、国の賠償の仕方そのものが問題であるわけであります。

そういう意味では、今まで「お互いさま」で暮らしてお互い助け合って、その中で生まれた価値というものはきちんと認めるべきでありますし、そういう意味では、賠償要求に値する。まして、避難生活で発生する費用というのは避難しなければ生まれない費用であります。そのことも当然加害者が賠償するものであります。私たちが何もしないで、ただ放射性物質を空からまかれたことで私たちが人生を狂わされ、家族ばらばらになり、今を迎えているわけであります。そのための負担というのは、当然、加害者がやって出すのが、それは当たり前じゃないでしょうか。例えば交通事故ひとつとっても、100対ゼロの加害者と被害者の場合、どのようになりますか。損したものは全部出してもらおうというのは当たり前でしょう。なぜ、原発事故の放射能、大空から飛散したものだけが、このように加害者が一方的に賠償も含め、決めたり、打ち切ったり、場所を分断したり、人々を分断したりということをやりますか。

そのことも含め、この村民の願いを新年度の村政執行に当たって、ぜひ酌んで、頑張ってもらいたいという議会に対しての願意であります。そのことを私はしっかり受けとめるために、委員長報告に対しては反対であります。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

9番（相良 弘君） 私は、総務文教常任委員として、この請願に対して不採択に賛成した者の一人であります。

理由を申し上げます。ただいま佐藤八郎議員が言ったとおりでございますが、請願に具体的請願事項が記載されております。野焼きの件と、2番目に側溝に集まった落ち葉の件、あるいは……、「違う」「5号だ」「今のは6号」の声あり）失礼しました。

具体的損失については、自然の恵み、あるいは「お互いさま」、「おすそわけ」、あと

は具体的には自然の恵み、あるいは避難生活で発生する費用の負担などであります。それらを全て慎重に審議いたしました。これらについては村に責任があるのでしょうかということで、それが大分議論になったわけですが、それは原発事故によるものであります。別に村が原発事故を起こしたわけではなく、東電であります。この請願が、東電に要求してほしいという、議会にあったならば当然、それは東電に要求します。ただ、これを村の責任で来年度予算執行に当たってほしいというのは、少し筋違いではないかということで不採択になったということでもあります。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

6番（渡邊 計君） 私は、委員長の不採択に反対するものであります。

この文章を見ても、どこにも村に金を出せと、そういうことは書いていないんです。あくまで東電、加害者が負担すべきものと。村長は常々言うておられます。「村民一人一人に寄り添っていきたい」。ですから、村民の中にこういう苦しむ人が今後ふえる。そういうところで、行政も一緒になって村民のために一緒にこういうことに対して行動を一緒にしていただきたい、こういう請願だと私は思っているのです。

ですので、別に委員長が答弁したごとく、別に村に金を出せとかそういうことじゃなくて、村政執行というのは行政の方針としての願いであります。別に予算を出せということは一言も書いていないのであります。

ということで、私は委員長の不採択に反対であります。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

4番（高橋孝雄君） 私は、委員長の意見に賛成であります。

やはり賠償というのは大体大方先が見えてきました。あとは、村長が言うように、個人個人で対応していくべきではなかろうかと、このように考えておりますので、委員長の意見に賛成いたします。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

この採決は起立によって行います。

本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

#### ◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。  
ご苦労さまでした。

(午前11時54分)



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月14日

飯 館 村 議 会 議 長 菅野新一

同 会議録署名議員 渡邊 計

同 会議録署名議員 佐藤 人 郎

同 会議録署名議員 相 良 弘

6)

7)

平成30年12月18日

平成30年第9回飯館村議会定例会会議録（第4号）



平成30年第9回飯館村議会定例会会議録(第4号)						
招集年月日	平成30年12月18日(火曜日)					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成30年12月18日 午前10時00分				
	閉会	平成30年12月18日 午前10時47分				
応(不応)び 招議及 出席議 出議員 席員並 びに欠 席議 員  出席9名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応 △○招 欠公	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	1番 佐藤健太		2番 長正利一		3番 佐藤一郎	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 庄司伸也	
地方自治法の 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名  ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	村山宏行	○
	教育長	中井田榮	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会局長	石井秀徳	○
	農業委員会会長	菅野啓一	○	選挙管理委員会書記長	高橋正文	○
	選挙管理委員会委員長	伊東利				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年12月18日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 議案第101号 平成30年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 4 議案第102号 平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第103号 平成30年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第104号 平成30年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第105号 飯舘村水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第106号 飯舘村農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第107号 企業立地促進区域及び避難解除区域等における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第108号 白石第2住宅改修工事請負契約の変更について
- 日程第11 議案第109号 営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘西部その1）農業用排水施設等補修工事（取水堰補修）町堰地区請負契約の変更について
- 日程第12 議案第110号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第13 議案第111号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 閉会中の継続審査の件
- 日程第15 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第16 議員派遣の件

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりであります。日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告いたします。

本日、村長から条例案件1件の追加議案が送付されております。

次に、会期中の議会運営委員会が、12月14日、追加議案及び本日の議事日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、両常任委員会から所管事務調査結果について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 佐藤健太君、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君を指名します。

### ◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） まず初めに、さきの議会議員全員協議会でご報告をいたしましたとおり、任期付き職員の不祥事によりまして議会の皆様、村民の皆様にご多大なるご心配とご迷惑をおかけしたことに對し、村政をあくする者として心よりおわびを申し上げます。

村始まって以来の不祥事ということで、役場の信頼を失墜する事件が発生してしまったことは、復興に取り組む村民の士気にも影響を与えるものとまことに申しわけなく、重ねて深くおわびを申し上げます。

今後、このような過ちを繰り返すことのないよう、庁内を挙げて再発防止に努めてまいるところであります。

つきましては、このたびの不祥事はまことに重大でありますので、その監督責任として、私と副村長の給与の一部をカットする議案を提出させていただきますので、何とぞご理解をお願いするものであります。まことに申しわけございませんでした。

それでは、本日追加いたしました議案につきましてご説明いたします。

議案第111号は、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。この改正は、村長、副村長の給与月額について、平成31年1月1日から2カ月間に限り、村長は現行20%減額を30%減額、副村長は現行10%減額を20%減額とそれぞれ減額する

所要の改正を行うものであります。

以上が本日提出いたしました追加議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第3、議案第101号 平成30年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）

議長（菅野新一君） 日程第3、議案第101号平成30年度飯舘村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 23ページの不動産鑑定評価業務、あとは測量業務ありますけれども、このことが業務として終わった後に販売をその後するんだという説明ありましたが、この販売の方法はどのような考え方をしているのか。

29ページの農業振興費の需用費の中に消耗品費、堆肥云々ありますけれども、この堆肥の購入先と利用者は、説明だと60ヘクタールになるのかな、反当たりどのぐらいのトン数を入れたり、どのような利用、活用をしているのか伺っておきます。

33ページにおけるまでい館へ会社出資金ですけれども、この出資での株式会社での出資割合、今コンサルタントに委託して黒字化の見通しというものを上げさせているというお話なので、その辺も伺っておきます。

35ページにおける住宅管理費、工事請負費、村営住宅ウォシュレット設置、深谷住宅転落防止、これは設計段階からなぜ考えられなかったのか。当然あの状況の中で考えられる要素ではないかという気がするんですけれども、なぜ今になって補正ということになっているのか伺うものであります。

総務課長（高橋正文君） 23ページの小平地区の施設用地測量、この上の不動産鑑定業務はこの小平の鑑定ではなくて、現在、草野の駐在所のある土地、あそこが企業から売買してくれという要望がございますので、その駐在所の土地の鑑定料でございます。

小平地区の土地の処分については、公告をして公売を予定してございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、29ページの農業振興費の需用費、消耗品でありますがおただしのおり、これらは堆肥購入の部分での補正ということでありまして、購入先につきましては、福島市の「フェリスラテ」復興牧場のほうから購入をさせていただいております。これらの堆肥については、今、上飯樋の営農組合のほうで、田んぼ・畑について地力が乏しいということで地力増進のために60ヘクタールほどに使うという部分と、あと、今、村内の農家の方々に、やはり作付関係に使うということで15の農家の方々の希望ということで、合わせまして687トンほどを購入するという考えをしております。今のところ、反当たり1トン、それをやっているところでありますが、地力の状況を見ながら追加等も希望があれば入れていくというような形で考えております。

以上であります。

副村長（門馬伸市君） 出資割合の件なんです、村が現在500万円ですので、それに3,500万円をプラスしますと4,000万円、それから、までい企業組合が現在100万円、赤塚植物園が350万円、それから、地元の深谷地区の皆さんが50万円ということで、全体で4,500万円ということになります。村の出資割合は89%です。



建設課長（高橋祐一君） 深谷の住宅の転落防止の件であります、当初、高さ的には80センチぐらいというところで基準的には転落防止は要らないというふうな方向でいたんですが、軒先のデッキの幅が思ったより狭かったという部分もありまして、検査の段階で修正をしたところでありまして、当初から計上していればよかったですではありますが、安全対策のために急遽補正でいたしたところでもあります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑はありませんか。

7番（佐藤八郎君） まदै館へ出資金はわかりましたけれども、黒字化の見通しというものを今回示されたので、本会議場で具体的に示していただきたい。

副村長（門馬伸市君） 黒字化に向けた取り組みの現時点での内容でございますが、仕入れコストの削減、これはいろいろ、食堂・物流コスト・セブンイレブン等のコストの削減の分で347万円。人件費の削減、こちらは主にセブンのほうですが、299万円。それから、花卉栽培のコスト削減ということで196万円。その他経費の削減ということで、ワックスがけを毎月やっていたものを3カ月に1遍とか、いろいろその他の経費ということで158万円。さらに、販売強化ということで、道の駅関連のイベントの出店などを強化をするという対策で16万円。合わせて、来年度、31年度の改善額としては1,016万円ほどということに試算をしております。

こちらのほうは、売り上げのほうが入っておりませんので、売り上げ、具体的にまだ詰まっていないものですから上げられませんでした、売り上げのほうの増も見込まれますので、昨年に比べれば、30年度に比べれば売り上げ、コストの削減などで、これ以上の収入増、黒字幅はふえるのかなと、こんなふうに思っております。

なお、売り上げのほうについては、現在の赤字の部分になっている花の分、まदैガーデンビレッジの在庫を抱えております。実は650万円ぐらい抱えておるんですが、そのうち、きのうもまदै館の定例会、各出資している団体も集まっての定例会を開いたわけですが、来年2月末ごろまでに、できるだけ在庫を抱えている花の処理をするという確認をしたところでもあります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

7番（佐藤八郎君） 1点目ですけれども、公告して公売していくということで、インターネットでなり不動産関係の全ての中で販売していくということで、特別、福島市内とか、飯野とか、限定されたものではないということでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 払い下げ先は、どここの地区とかという限定はございません。

7番（佐藤八郎君） 払い下げもあるんですか。

総務課長（高橋正文君） 払い下げといいますか、処分の方法は、公売を予定しております。

その公売先の対象は限定しないということでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑はありませんか。

7番（佐藤八郎君） 反当たり1トンというお話ですけれども、この購入している堆肥の成分はきちんとされているのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 堆肥の成分についてであります、作付する品目によっても必要とするものがいろいろありますが、今フェリスラテさんでつくっている部分、県のほ

うに成分検査をしていただきましたが、成分的には問題がないということで、除染後の農地に対しては良質の堆肥というふうな判断をいただいているところであります。

例えば2トンとか3トンとか欲しいという部分、3トン以上になれば、今度、余りにも成分が強くなるということでもありますので、作付の品目に合わせて、それらが合うかどうか、種苗業者のほうに依頼しながらそれが合っているかどうかの判断などもしてもらっているというところであります。

以上であります。（「検査証を後でもらえますか」の声あり）

6番（渡邊 計君） 33ページのまでい館の出資に関してですけれども、過般、二度ほどの全協の中で具体的な数字も出してこられて、ある程度は納得かなと思われるんですが、までい館の増資という形の出資は、今回が最後と受けとめてよろしいのでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 全員協議会でも説明をしましたし、村としての来期の心構えというのですか、方針というのですか、その辺、お話をさせていただきました。これをまた来年やれば当然倒産ということになりますから、絶対に増資という形は、村からのですよ、村からの増資はしないという方針であります。

6番（渡邊 計君） 同じページ、一番下の除雪作業業務3,240万円。これはあくまで除雪だけ、村道の除雪ということだけで、融雪剤散布などは全然入っていないということでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 基本的に融雪剤については散布の計画はありません。除雪とそれらの吹きだまりの除雪、そういう部分の作業であります。

6番（渡邊 計君） 県道はかなり、毎年、融雪剤散布をしていただいているわけですが、村道のほう、特にスクールバス路線というのは、白石から入った伊丹沢を通ってくる路線、これはいつも日陰でかなり冬いつでも凍っているというような状態の中、今後、そういうことに関して、バス路線だけでも融雪剤をまく計画とか、そういうものはないのでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 今おっしゃった場所については、関沢白石線というところで、教育委員会との協議なんですけど、冬場に関しては草野の草野飯樋線を利用できるような方向で、安全の確保をできるような路線を通るという方向で、検討していきたいというふうに思っています。融雪剤については、今のところはまかないというふうな方向でいます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑はありませんか。

2番（長正利一君） 33ページのまでい館の件なんですけど、今お二人の議員のほうからいろいろ話ありました件の確認でございますけれども。全員協議会の中で、これらの増資をすることによって何とか立ち直ることができる。そのために、副村長のほうから提案されましたけれども。四半期ごとに進捗管理を徹底してまいるということをお聞きしましたけれども。この方向性でぜひお願いしたいと思っておりますけれども、確認でひとつお願いします。

副村長（門馬伸市君） 以前、「きこり」、振興公社の経営状況が悪くなったときに、やっぱり四半期ごとに議会に報告をしてまいりました。ですので、今回も、私が全協で申し上げたことは、必ず四半期ごとに経営の実態を皆さんに報告をして、その経過について問

題があれば課題を一つ一つ検討していくということにしていきたいと思います。これは絶対やります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

7番（佐藤八郎君） 議案第101号平成30年度一般会計補正予算について、反対の立場で発言いたします。

再三にわたり村から説明を受けていますが、私から、村民の不安や意見などを申し上げます。

まず、どのような経過があったのかという部分では、インターネットで駅長を募集して、決定に当たって、いかに素晴らしい人が確保できたかの説明があり、見通しも示された。しかし、オープン前に退任をされた経過もいまだに報告もなしです。

次に、福島市内のあるデパートからの協力により、駅長についても、事業運営含め、素晴らしい人が確保できたと説明があり、先日まで継続されてきましたが、退任されました。運営の中での駅長いじめがあったそうだとの声もあるが、具体的には着任したときのような説明はありません。

このたびは運営赤字だからと補正3,500万円とのことですが、単に株式会社までいガーデンビレッジいいたてへの出資であります。

議会の中でも、出資金増資を考える前に国・県・金融機関からの予算確保の努力はどのようにされたのか。会社の組織体制の役割と責任や改革はどのような議論がされたのか。さらに、外部監査を入れるべきではないか。コンサルタントを入れての今後の見通しはと、議会の中で村民を代弁されて、不安や不満の意見が出されました。

コンサルタント任せの見通しが示されたが、管理者の役割と責任よりも、従業員ばかりに役割・責任を押しつけるのではなく、この間、管理者のあり方を改善されて、5名を6人にし、駅長も入れて、監査は役場職員としているが、もともとの4名の方々はそのままの着任であります。この4名の方々はこの間の管理運営に対しての役割・責任をどう考えているのか、いまだわかりません。

村民の財産、公費である立場から真の村民の拠点となるよう、健全経営を強く求めて、討論を終わります。

3番（佐藤一郎君） 私は、賛成の立場で発言するものであります。

まず、私は、議会には継続性が必要だと思います。先輩議員である前の議会が5,000万円までの村出資を認め進めてきた道の駅の事業ですので、その枠内での補正予算3,500万円を含め、一般会計補正予算を認めるものであります。

この道の駅は、昨年8月に開店して悪戦苦闘しているもので、県道沿いであって、村の復興の希望の光であり、村内拠点として、また、復興拠点として、今後とも飯館村にはなくてはならない重要な拠点施設であります。今後は、株式会社だけの取り組みでなく、もっと幅広く、商工会とも、農協などとも連携をして、さらに村挙げて、拠点施設にな

るよう、村長が先頭になって引き続き経営努力をすべきことをつけ加え、賛成の討論といたします。

9番（相良 弘君） 私も同じく賛成の立場から意見を申し上げます。

まず、最初に、村長初め村の職員は、商業の経営コンサルタントではありません。あくまでも素人です。ということから、私はまず増資すべきという理由から意見を申し上げます。

道の駅に増資すべきではないという理由の第1は赤字決算だと思いますが、道の駅では、次年度から経営コンサルタントを依頼し、赤字内容を検証し、健全経営を目指す努力をしております。我々議員も批判するだけでなく、赤字解消のための手法を提言すべきではないでしょうか。もし、増資をしなければ道の駅は営業を停止する。あるいは、場合によっては廃業となります。道の駅は、帰還した村民の唯一の買い物場所であります。飯舘村復興の拠点でもあります。民間企業でも、創業1年目で利益がないからといって事業はやめません。

以上の理由から、道の駅までい館の増資には賛成であります。

以上、終わります。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 賛成多数。お座りください。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第102号 平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（菅野新一君） 日程第4、議案第102号平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第103号 平成30年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2

号)

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第103号平成30年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第104号 平成30年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）

議長（菅野新一君） 日程第6、議案第104号平成30年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第105号 飯館村水道条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第7、議案第105号飯館村水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

議長（菅野新一君） これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第106号 飯館村農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第8、議案第106号飯館村農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第107号 企業立地促進区域及び避難解除区域等における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第9、議案第107号企業立地促進区域及び避難解除区域等における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第108号 白石第2住宅改修工事請負契約の変更について

議長(菅野新一君) 日程第10、議案第108号白石第2住宅改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第109号 営農再開支援水利施設等保全事業（飯館西部その1）農業用排水施設等補修工事（取水堰補修）町堰地区請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第11、議案第109号営農再開支援水利施設等保全事業（飯館西部その1）農業用排水施設等補修工事（取水堰補修）町堰地区請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第110号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第12、議案第110号福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第111号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第13、議案第111号村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 今回、村長、副村長の減給ということでありまして、係長、課長も減給という流れですので、その違い、責任の重さ。

あとは、今回の起きた村民への手口といいますか、具体的に新聞報道以上のことはわからないのかどうか。

あとは、今後このようなことが起きないように仕事のマニュアルなり何なりの改善について何うものであります。

村長（菅野典雄君） まずもって、これまでもいろいろなことはありましたが、いわゆる失敗であったり、あるいは目が届かないとかそういうことのところで、そのとき、そのとき職員にも、そして、我々にもそれなりの責任があるということやってきたんですが、今回は全くそれとは異質の絶対あってはいけないことを、任期付き職員ということであったとしても、やっぱり村としてのことがございましたので、改めて心からおわびを申し上げたいと思います。

まず1つは、少なくとも皆さん方に伝えるというところでは、やはり公の機関に全て洗いざらいお話をさせていただいて、新聞紙上など、その他テレビなどでそれが出ていると、こういうことであります。

それで済むわけではございませんので、上司であり、また責任者である我々が襟を正すということで、今回、このような追加議案を出させていただきましたので、何とぞ、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

さらに、どんなことであれ、やはり過失があってはいけないわけでありまして、少なくとも金に絡むようなことは二度とあってはいけないということで、全庁的に申し添えをしておりますし、何らかの、これからそういうことがないような、いわゆる行政システムをやっぱりつくっていかねばならないなと思っておりますので、ご理解いただければというふうに思っております。

以上であります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。



(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、閉会中の継続審査の件

議長(菅野新一君) 日程第14、閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務文教常任委員会から飯館村議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務文教常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第15、閉会中の所管事務調査の件

議長(菅野新一君) 日程第15、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会から飯館村議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付のとおり、それぞれ調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会からの申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会からの申し出のとおり許可することに決定しました。

◎日程第16、議員派遣の件

議長(菅野新一君) 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長(菅野新一君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第9回飯館村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時47分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月18日

飯館村議会議長 菅野新一

同 会議録署名議員 佐藤建夫

同 会議録署名議員 長正利一

同 会議録署名議員 佐藤一郎